

茨城県地域防災計画

資料編

令和7年3月

茨城県防災会議

茨城県地域防災計画 資料編

目 次

1 総 則

1-1	茨城県防災会議委員・幹事一覧	1
1-2	防災関係機関窓口	6
1-3	茨城県防災会議条例	16
1-4	茨城県防災会議運営規程	18
1-5	茨城県防災会議公印規程	20
1-6	指定地方公共機関	21
1-7	茨城県災害対策本部条例	22
1-8	茨城県災害対策本部条例施行規則	23
1-9	茨城県災害対策本部事務局の組織及び運営に関する規則	42
1-10	茨城県災害警戒本部規程	47
1-11	茨城県災害情報連絡担当者会議要綱	49
1-12	茨城県支援対策本部要綱	51
1-13	災害対策本部設置後の事務局職員の動員等に係る取扱要領	53
1-14	茨城県災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例	55
1-15	職員の健康管理及び給食等に関する事項	56
1-16	茨城県石油コンビナート等防災本部条例	59
1-17	鹿島臨海地区石油コンビナート等特別防災区域	60

2 協定及び広域応援

2-1	災害時の広域応援に関する協定（全国知事会）	62
2-2	震災時等の相互応援に関する協定（1都9県）	66
2-3	災害時等の相互応援に関する協定（市町村）及び同実施細目	70
2-4	茨城県広域消防相互応援協定書	78
2-5	茨城県緊急消防援助隊受援計画	82
2-6	災害救助法に基づく救助の実施に係る委託契約書（日赤）	96
2-7	災害時の医療救護についての協定（医師会）	100
2-8	災害時の歯科医療救護についての協定（歯科医師会）	103
2-9	災害時の医療救護活動についての協定（薬剤師会）	107
2-10	災害時の医療救護活動に関する協定（看護協会）	109

2-11	災害時の助産師による支援活動についての協定（助産師会）	112
2-12	災害時の一般用医療品等の調達に関する協定	115
2-13	医療機器等の調達に関する協定	117
2-14	災害時の医療ガス等の調達に関する協定	119
2-15	災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する基本協定	121
2-16	関東ブロック大規模広域災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定 （宅地建物取引業協会）	123
2-17	関東ブロック大規模広域災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定 （全日本不動産協会都県本部）	126
2-18	関東ブロック大規模広域災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定 （全国賃貸住宅経営者協会連合会・東京共同住宅協会）	129
2-19	災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定（茨城県宅地建物取引業協会）	132
2-20	災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定（全日本不動産協会茨城県本部）	133
2-21	災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定（全日本賃貸住宅経営者協会連合会）	134
2-22	災害時における放送要請に関する協定（NHK）	135
2-23	災害時における放送要請に関する協定（茨城放送）	137
2-24	放送要請の手続	139
2-25	災害時における報道要請に関する協定	140
2-26	後方支援拠点一覧	142
2-27	防災拠点等としての道の駅一覧	143
2-28	燃料供給に係る重要施設一覧	144

3 地震及び気象に係る基礎データ

3-1	気象庁震度階級関連解説表	157
3-2	茨城県地震被害想定調査の概要（平成30年12月）	162
3-3	特別警報・警報・注意報の種類と概要	164
3-4	特別警報・警報・注意報発表基準	166
3-5	注意報・警報の細分区域	176

4 中央防災会議

4-1	地震防災対策強化地域の指定について	177
4-2	地震防災対策強化地域指定専門委員会検討結果中間報告	180
4-3	地震防災対策強化地域指定専門委員会検討結果報告	182
4-4	東海地震対策専門調査会検討結果報告	186
4-5	大規模地震防災・減災対策大綱	191

5 気象観測

5-1	気象観測極値順位表	238
5-2	気象台関係観測所一覧	239
5-3	国、県及びJR東日本旅客鉄道(株)気象観測所	241

6 情報通信

6-1	茨城県防災情報ネットワークシステム構成図	243
6-2	防災関係機関専用通信設備の通信連絡体制	245
6-3	非常無線通信を取扱う無線局を有する主な機関	249
6-4	非常・緊急通話受付用指定電話番号	250
6-5	非常・緊急用電報の内容等	253
6-6	警察通信設備の使用手続	254
6-7	防災相互通信用無線局一覧表	255
6-8	警察有線電話連絡系統図	282
6-9	消防本部(署)無線基地局	283
6-10	警察通信設備の利用等に関する協定	286

7 避難情報・避難場所等

7-1	防災気象情報と警戒レベル	289
7-2	避難勧告等の発令に係る基本的考え方	290
7-3	市町村における指定緊急避難場所・指定避難所の指定状況一覧	292

8 危険箇所等

8-1	市町村別都市計画事業実施状況	293
8-2	防火地域・準防火地域の指定状況	298
8-3	土砂災害警戒区域等指定箇所	299
8-4	急傾斜地崩壊危険区域指定箇所	390
8-5	地すべり防止区域指定箇所	400
8-6	砂防指定地	403
8-7	路面冠水箇所	415
8-8-1	山地災害危険地区(民有林)	416
8-8-2	山地災害危険地区(国有林)	444
8-8-3	市町村別山地災害危険地区一覧	445
8-9	海岸防災林荒廃危険地区(民有林)	446

9 危険物施設・毒性ガス

9-1	危険物等施設の現況	447
9-2	火薬等取締対象施設の現況	449
9-3	高圧ガス防災事業所一覧	451
9-4	都市ガス事業所一覧	454
9-5	毒性ガス施設事故通報・記録用紙	455
9-6	毒性ガス漏洩事故発生時の連絡通報系統図	456
9-7	毒性ガス漏洩事故時の避難勧告文の標準文例（塩素ガス漏洩の場合）	457
9-8	危険物等災害対策計画関係機関連絡先	458
9-9	応急対策協力事業所及び県化学消火薬剤備蓄消防本部	461

10 輸 送

10-1	緊急輸送道路一覧	463
10-2	輸送関係機関団体	490
10-3	異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間	493
10-4	東日本旅客鉄道㈱の旅客輸送能力	496

11 災害時医療・避難行動要支援者

11-1	災害拠点病院・DMAT指定医療機関位置図	497
11-2	災害支援ナース派遣協定締結医療機関	498
11-3	救急車保有台数	499
11-4	災害派遣精神医療チーム（茨城DPAT）協定医療機関	500
11-5	茨城県災害用医薬品等確保対策要綱	501
11-6	災害用医薬品等備蓄場所一覧	506
11-7	災害用医薬品等備蓄品目一覧	507
11-8	トリアージタグ	513
11-9	社会福祉施設等一覧表	515
11-10	避難行動要支援者対策関係様式例	517
11-11	医療関係連絡機関	519

12 保健・衛生

12-1	市町村における給水拠点及び給水能力	520
12-2	給水車等配備状況一覧	525

13 備 蓄

13-1	公的備蓄物資の保管状況	529
13-2	災害救助に必要な物資の調達に関する協定（流通在庫備蓄）	530
13-3	流通在庫備蓄協定締結企業等一覧	537
13-4	災害救助等に必要な物資の確保を図るための協定一覧	539
13-5	日赤茨城県支部の救護装備等の基準表	540

14 防災教育

14-1	茨城県総合防災訓練実施状況	541
------	---------------	-----

15 自衛隊との連携

15-1	災害派遣担任区域図	542
15-2	災害派遣要請依頼書	543
15-3	災害派遣要請書	544
15-4	部隊撤収要請依頼書	545
15-5	部隊撤収要請書	546
15-6	自衛隊の航空機、艦艇、施設機材等の能力	547

16 災害救助法の適用

16-1	茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表	550
16-2	政府所有米穀の販売	554

17 災害応急復旧

17-1	茨城県震災建築物応急危険度判定要綱	564
17-2	茨城県被災宅地危険度判定実施要綱	576
17-3	災害時における応急の仮設住宅の建設に関する協定書（プレハブ建築協会）	580
17-4	災害時における木造応急仮設住宅の建設に関する協定書（全国木造建設事業協会）	582
17-5	災害復旧用材（国有林材）の供給	584
17-6	災害時における応急対策業務に関する基本協定書	585
17-7	災害廃棄物処理に係る連携及び協力に関する協定	587
17-8	災害時における災害し尿等の収集運搬の協力に関する協定書	593
17-9	ごみ焼却施設一覧	595
17-10	粗大ごみ処理施設一覧	596
17-11	し尿処理施設一覧	597

17-12	火葬場一覧	598
17-13	災害時における応急対策活動に関する協定	599
17-14	災害時における建物の汚泥洗浄等応急対策の支援協力に関する協定	601
18	被災者生活再建支援法の適用	
18-1	被災者生活再建支援法の適用にかかる被害状況報告書	603
19	河川及び水防	
19-1	河川の位置図	604
19-2	河川（準用）現況総括表	605
19-3	ダムの設置状況及び建設計画概要	606
19-4	水防時における連絡系統図	607
19-5	重要水防箇所評定基準	608
19-6	重要水防箇所一覧表	614
19-7	各河川の水位観測所位置図	620
19-8	各河川の量水標の位置、水防団待機水位（通報水位）、氾濫注意水位（警戒水位）、 氾濫危険水位（危険水位）	621
20	海岸・港湾	
20-1	海岸保全区域指定状況	630
20-2	港湾位置図	632
20-3	港湾のけい留施設等	633
20-4	主要漁港のけい留施設等	639
21	文教施設	
21-1	公立文教施設の現状及び建築	640
22	農地	
22-1	農地災害の予防対策	641
22-2	防災重点農業用ため池一覧	642
23	ヘリコプター	
23-1	茨城県防災航空隊離発着場	643
23-2	茨城県防災ヘリコプター応援要綱	659
23-3	茨城県防災ヘリコプター運航管理要綱	661

23-4	茨城県防災ヘリコプター緊急運航要領	677
23-5	茨城県防災ヘリコプター緊急運航要請基準	682
23-6	大規模特殊災害時における広域航空消防応援フロー	684

24 海上・流出油等災害

24-1	海上災害対策関係機関連絡先	685
24-2	各機関が講ずる海上災害対策一覧	686
24-3	流出油等災害対策基本対応手順	689
24-4	茨城県沿岸流出油等防除協議会	690
24-5	茨城県沿岸流出油等防除協議会資機材保有量	694

25 災害報告

25-1	消防庁火災・災害即報要領	696
25-2	被害状況等報告要領（茨城県）	721

1 総 則

1 総 則

1－1 茨城県防災会議委員・幹事一覧

(1) 委 員（令和7年3月1日現在）

職 名	郵便番号	所 在 地	電 話
(会 長)			
茨 城 県 知 事	310-8555	水戸市笠原町978-6	029(301)1111
(委 員)			
○ 第 1 号 委 員			
関 東 管 区 警 察 局 長	330-9726	埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	048(600)6000
関 東 総 合 通 信 局 長	102-8795	東京都千代田区九段南1-2-1	03(6238)1790
関東財務局水戸財務事務所長	310-8566	水戸市北見町1-4	029(221)3188
関 東 信 越 厚 生 局 長	330-9713	埼玉県さいたま市中央区新都心1-1	048(740)0711
茨城労働局雇用環境・均等室長	310-8511	水戸市宮町1-8-31	029(224)6215
関東農政局茨城県拠点地方参事官	310-0061	水戸市北見町1-9	029(221)2184
関 東 森 林 管 理 局 長	371-8508	群馬県前橋市岩神町4-16-25	027(210)1150
関東経済産業局総務企画部長	330-9715	埼玉県さいたま市中央区新都心1-1	048(600)0211
関東東北産業保安監督部長	330-9715	埼玉県さいたま市中央区新都心1-1	048(600)0433
関 東 地 方 整 備 局 長	330-9724	埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	048(601)3151
関 東 運 輸 局 長	231-8433	神奈川県横浜市中区北仲通5-57	045(211)7204
東 京 航 空 局 百 里 空 港 事 務 所 長	311-3416	小美玉市与沢1601-21	0299(54)0600
国土地理院関東地方測量部長	102-0074	東京都千代田区九段南1-1-15	03-5213-2054
水 戸 地 方 気 象 台 長	310-0066	水戸市金町1-4-6	029(224)1107
茨 城 海 上 保 安 部 長	311-1214	ひたちなか市和田町3-4-16	029(262)4304
○ 第 2 号 委 員			
陸 上 自 衛 隊 施 設 学 校 長	312-8509	ひたちなか市勝倉3433	029(274)3211
○ 第 3 号 委 員			
茨 城 県 教 育 長	310-8555	水戸市笠原町978-6	029(301)1111
○ 第 4 号 委 員			
茨 城 県 警 察 本 部 長	310-8550	水戸市笠原町978-6	029(301)0110

職 名	郵便番号	所 在 地	電 話
○ 第 5 号 委 員			
茨 城 県 副 知 事	310-8555	水戸市笠原町978-6	029(301)1111
茨 城 県 副 知 事	〃	〃	〃
茨城県防災・危機管理部長	〃	〃	〃
茨 城 県 企 業 局 長	〃	〃	〃
茨 城 県 病 院 事 業 管 理 者	〃	〃	〃
総務部知事公室報道・広聴課副参事	〃	〃	〃
県民生活環境部女性活躍・県民協働課長	〃	〃	〃
保健医療部保健政策課長	〃	〃	〃
保健医療部医療局薬務課長	〃	〃	〃
保健医療部生活衛生課副参事	〃	〃	〃
保健医療部健康推進課長	〃	〃	〃
営業戦略部観光誘客課長	〃	〃	〃
福祉部長寿福祉課副参事	〃	〃	〃
福祉部障害福祉課副参事	〃	〃	〃
福祉部子ども未来課長	〃	〃	〃
産業戦略部労働政策課副参事	〃	〃	〃
産業戦略部中小企業課副参事	〃	〃	〃
土木部都市計画課技佐	〃	〃	〃
茨 城 県 日 立 保 健 所 長	〃	〃	〃
茨城県立こころの医療センター看護局長	〃	〃	〃
○ 第 6 号 委 員			
茨 城 県 市 長 会 長	310-0852	水戸市笠原町978-26茨城県市町村会館内	0298(26)1111
茨 城 県 消 防 長 会 長	310-8610	水戸市中央1-4-1水戸市消防本局内	029(221)0111
(公財)茨城県消防協会長	310-0851	水戸市千波町1918茨城県総合福祉会館内	029(244)6561
○ 第 7 号 委 員			
日本郵便(株)水戸中央郵便局総務部副部長	310-8799	水戸市三の丸1-4-29	029(221)3724
日 本 銀 行 水 戸 事 務 所 長	310-8639	水戸市南町2-5-5	029(224)2734
日 本 赤 十 字 社 茨 城 県 支 部 組 織 振 興 係 長 兼 奉 仕 ・ 青 少 年 係 長	310-0914	水戸市小吹町2551	029(241)4516

(2) 幹 事 (令和6年7月1日現在)

職 名	郵便番号	所 在 地	電 話
関東管区警察局広域調整部官 災害対策	330-9726	埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	048(600)6000
関東管区警察局長	310-8550	水戸市笠原町978-6	029(301)0110
茨城県情報通信部長			
関東総合通信調整官	102-8795	東京都千代田区九段南1-2-1	03(6238)1790
関東信越厚生局長	330-9713	埼玉県さいたま市中央区新都心1-1	048(740)0711
茨城労働局総務部長	310-8511	水戸市宮町1-8-31	029(224)6215
茨城総務課			
関東農政局茨城県拠点官	310-0061	水戸市北見町1-9	029(221)2184
総括農政推進官			
関東森林管理局茨城森林管理署長	310-0852	水戸市笠原町978-7	029(243)7211
関東経済産業局総務企画部 総務課危機管理・災害対策室長	330-9715	さいたま市中央区新都心1-1	048(600)0213
関東地方整備局 常陸河川国道事務所長	310-0851	水戸市千波町1962-2	029(240)4061
関東地方整備局鹿島港湾・ 空港整備事務所長	314-0021	鹿嶋市大字栗生2254	0299(84)7711
関東運輸局茨城運輸支局長	310-0844	水戸市住吉町353	029(247)5348 音声ガイダンス「4」
水戸地方気象台防災管理官	310-0066	水戸市金町1-4-6	029(224)1106
茨城海上保安部長 警備海救難課長	311-1214	ひたちなか市和田町3-4-16	029(262)4304
国土地理院関東地方測量部長 防災課長	102-0074	東京都千代田区九段南1-1-15	03-5213-2054
陸上自衛隊施設学校警備課長	312-8509	ひたちなか市勝倉3433	029(274)3211
教育庁総務企画部総務課長	310-8555	水戸市笠原町978-6	029(301)1111
警察本部警備部警備課長	310-8550	〃	029(301)0110
防災・危機管理部防災・危機管理課長	310-8555	〃	029(301)1111
防災・危機管理部消防安全課長	〃	〃	〃
防災・危機管理部原子力安全対策課長	〃	〃	〃
企業局総務課長	〃	〃	〃
病院局経営管理課長	〃	〃	〃
日本郵便(株)水戸中央郵便局 総務部長	310-8799	水戸市三の丸1-4-29	029(221)3724
日本赤十字社茨城県支部 事業推進課長	310-0914	水戸市小吹町2551	029(241)4516
日本放送協会水戸放送局 コンテンツセンター長	310-8567	水戸市大町3-4-4	029(232)9885
東日本高速道路(株)関東支社 管理事業部部付部長	330-0854	埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1-11-20	043-631-0001
(国研)日本原子力研究開発機構 原子力緊急時支援・研修センター計画調整室長	311-1206	ひたちなか市西十三奉行11601-13	029(265)5111
東日本旅客鉄道(株) 水戸支社鉄道事業部 安全企画ユニットリーダー	310-0011	水戸市三の丸1-4-47	029(221)5492

職 名	郵便番号	所 在 地	電 話
(株)NTT東日本-南関東千葉事業部 設備部サービス運営部門茨城災害対策室長	310-0061	水戸市北見町8-8	029(232)4825
東京電力パワーグリッド(株)茨城総 支社業務総括グループマネージャー	310-0021	水戸市南町2-6-2	029(387)3600
日本電子力発電(株)東海事業本部東海発電所・東 海第二発電所安全・防災室安全・防災グループマネージャー	319-1198	那珂郡東海村白方1-1	029(282)1211
(株)ドコモCS茨城支店 ネットワーク部長	310-8536	水戸市宮町1-1-83	029(222)5284
(一社)茨城県トラック協会 専務理事	310-0913	水戸市見川町2440-1	029(303)6363
(一社)茨城県バス協会 専務理事	310-0913	水戸市見川町2440-1	029(306)8700
(一社)茨城県医師会事務局長	310-0852	水戸市笠原町489	029(241)8446
(公社)茨城県歯科医師会 事務局長	310-0911	水戸市見和2-292-1	029(252)2561
(公社)茨城県薬剤師会事務局長	310-0852	水戸市笠原町978-47	029-306-8934
(公社)茨城県看護協会事務局長	310-0034	水戸市緑町3-5-35	029-221-6900

1-2 防災関係機関窓口

(1) 県

ア 本 庁

代表 029(301)1111

部局等名	課 名	電 話 番 号
部 外	秘 書 課	ダイヤルイン(301)2053 ☎100-2053
総 務 部	総 務 課	〃 (301)2235 〃 100-2235
	管 財 課	〃 (301)2375 〃 100-2375
	報 道 ・ 広 聴 課	〃 (301)2118 〃 100-2118
政 策 企 画 部	政 策 調 整 課	〃 (301)2514 〃 100-2514 F A X 100-2539
	水 政 課	〃 (301)3431 〃 100-3431
県民生活環境部	生 活 文 化 課	〃 (301)2819 〃 100-2819 〃 100-2848
	環 境 対 策 課	〃 (301)2966 〃 100-2966
防災・危機管理部	防災・危機管理課	〃 (301)2885 〃 100-8401 F A X 100-8300
	消 防 安 全 課	〃 (301)2896 〃 100-2896 〃 100-2887
	原子力安全対策課	〃 (301)2922 〃 100-2922 〃 100-2929
保 健 医 療 部	保 健 政 策 課	〃 (301)3117 〃 100-3117 F A X 100-3139
	疾 病 対 策 課	〃 (301)3219 〃 100-3219
	生 活 衛 生 課	〃 (301)3414 〃 100-3414
	医 療 政 策 課	〃 (301)3186 〃 100-3186
福 祉 部	福 祉 政 策 課	〃 (301)3157 〃 100-3157
営 業 戦 略 部	営 業 企 画 課	〃 (301)3612 〃 100-3612 F A X 100-3668
立 地 推 進 部	立 地 推 進 課	〃 (301)2753 〃 100-2753
産 業 戦 略 部	産 業 政 策 課	〃 (301)3520 〃 100-3520 〃 100-3539
	技 術 革 新 課	〃 (301)3574 〃 100-3574
農 林 水 産 部	農 業 政 策 課	〃 (301)3823 〃 100-3823 F A X 100-3847
	農 業 経 営 課	〃 (301)3856 〃 100-3856
	林 業 課	〃 (301)4045 〃 100-4045
	水 産 振 興 課	〃 (301)4114 〃 100-4114
	農 村 計 画 課	〃 (301)4145 〃 100-4145
土 木 部	監 理 課	〃 (301)4321 〃 100-4321 F A X 100-4339
	道 路 維 持 課	〃 (301)4459 〃 100-4459
	河 川 課	〃 (301)4490 〃 100-4490 F A X 100-4499
	港 湾 課	〃 (301)4526 〃 100-4526
	下 水 道 課	〃 (301)4674 〃 100-4674
会 計 事 務 局	会 計 管 理 課	〃 (301)4816 〃 100-4816

企 業 局	総務課企画経営室	ダイヤルイン(301)4933 ㊦100-4933
	施 設 課	" (301)4979 " 100-4979
病 院 局	経 営 管 理 課	" (301)6516 " 100-6516
教 育 庁	総 務 課	" (301)5114 " 100-5114
議 会 事 務 局	総 務 課	" (301)5613 " 100-5613
警 察 本 部	地 域 部 地 域 課	" (301)0110 (内線3572) ㊦100-6436
	交通部交通規制課	" (301)0110 (内線5183) " 100-6453
	警 備 部 警 備 課	" (301)0110 (内線5751) " 100-6463

※ 勤務時間外緊急連絡窓口

防災・危機管理課 NTT029(301)2885 ㊦600-8401 F A X600-8300

県庁守衛室 029(301)5950

注 表中㊦は茨城県防災行政無線電話番号、F A Xは同無線のファクシミリの番号の意である。

なお、県庁、県出先機関等ともに、8-局番-×××× (内線番号等) となる (以下同じ)。

イ 出先機関

区 分	機 関 名	電 話 番 号
県民センター	県 北 県 民 セ ン タ ー	0294-80-3322 ㊦106-8403 (県民福祉課) F A X106-8453
		(地域福祉室)
		0294-80-3355 (環境・保安課)
		0294-80-3344 (建築指導課)
	鹿 行 県 民 セ ン タ ー	0291-33-4110 ㊦102-8403 (県民福祉課) F A X102-8453
		(環境・保安課)
		0291-33-6057 (建築指導課)
	県 南 県 民 セ ン タ ー	0291-33-4113
		029-822-7010 ㊦103-8403 (県民福祉課) F A X103-8453
		(地域福祉室)
		029-822-8516 (環境・保安課)
	県 西 県 民 セ ン タ ー	029-822-8364 (建築指導課)
		029-822-8519
		0296-24-9061 ㊦104-8403 (県民福祉課) F A X104-8453
		(地域福祉室)
保 健 所 等	中 央 保 健 所	0296-24-9155 (環境・保安課)
	県 西 県 民 セ ン タ ー	0296-24-9127 (建築指導課)
	中 央 保 健 所	0296-24-9149
	ひ た ち な か 保 健 所	029-241-0100 内線673 (F A X兼用)
	ひたちなか保健所常陸大宮支所	029-265-5515 " 674 (")
	日 立 保 健 所	0295-52-1157 " 675 (")
	潮 来 保 健 所	0294-22-4188 " 676 (")
	潮 来 保 健 所 鉾 田 支 所	0299-66-2114 " 677 (")
	竜 ヶ 崎 保 健 所	0291-33-2158 " 602-8454 (")
	土 浦 保 健 所	0297-62-2161 " 678 (")
	つ く ば 保 健 所	029-821-5342 " 679 (")
	筑 西 保 健 所	029-851-9287 " 680 (")
	筑 西 保 健 所	0296-24-3911 " 681 (")

区 分	機 関 名	電 話 番 号
	古 河 保 健 所	0280-32-3021 " 683 (")
	県 立 中 央 病 院	0296-77-1121 " 623-409 F A X 623-300
	県立こころの医療センター	0296-77-1151
	県 立 こ ど も 病 院	029-254-1151
	県立医療大学附属病院	029-888-9200 F A X 029-840-2418
家畜保健衛生所	県北家畜保健衛生所	029-225-3241
	鹿行家畜保健衛生所	0291-33-6131 ㊟102-8406
	県南家畜保健衛生所	029-822-8518 " 103-8406
	県西家畜保健衛生所	0296-52-0345
農林事務所等	県北農林事務所	0294-80-3300 F A X 0294-80-3304
	高萩土地改良事務所	0293-22-2379 " 0293-24-4660
	県央農林事務所	029-221-3012 " 029-225-9254
	鹿行農林事務所	0291-33-6284 " 0291-33-4264
	県南農林事務所	029-822-0841 " 029-822-8063
	稲敷土地改良事務所	029-892-2411 " 029-892-2435
	県西農林事務所	0296-24-9307 " 0296-25-3074
土木事務所	境土地改良事務所	0280-87-0822 " 0280-87-0825
	水戸土木事務所	029-225-1316 ㊟101-8400 F A X 101-8450
	常陸大宮土木事務所	0295-52-3151 " 105-8400 " 105-8450
	大子工務所	0295-72-1713 " 148-8400 " 148-8450
	潮来土木事務所	0299-62-3724 " 107-8400 " 107-8450
	土浦土木事務所	029-822-4340 " 108-8400 " 108-8450
	筑西土木事務所	0296-24-9252 " 104-8400 " 104-8450
	常陸太田工事事務所	0294-80-3360 " 106-8400 " 106-8450
	高萩工事事務所	0293-22-2175 " 109-8400 " 109-8450
	鉾田工事事務所	0291-33-2141 " 110-8400 " 110-8450
	竜ヶ崎工事事務所	0297-65-3411 " 111-8400 " 111-8450
	常総工事事務所	0297-42-2621 " 112-8400 " 112-8450
港湾事務所	境工事事務所	0280-87-1233 " 113-8400 " 113-8450
	茨城港湾事務所	029-265-1260 ㊟149-8400 " 149-8450
	茨城港湾事務所日立港区事業所	0294-52-4000 " 150-8400 " 150-8450
	茨城港湾事務所大洗港区事業所	029-267-2700 " 151-8400 " 151-8450
下水道事務所	鹿島港湾事務所	0299-92-2111 " 152-8400 " 152-8450
	鹿島下水道事務所	0299-96-2617 ㊟153-8400 F A X 153-8450
	流域下水道事務所	029-823-1621 " 154-8400 " 154-8450
	流域下水道事務所利根浄化センター	0297-68-3301 " 155-8400 " 155-8450
	流域下水道事務所那珂久慈浄化センター	029-285-7760 " 156-8400 " 156-8450
水道事務所等	流域下水道事務所県西浄化センター	0296-44-9335 " 157-8400 " 157-8450
	県南水道事務所	029-821-3945 ㊟165-8400 F A X 165-8450
	県南水道事務所利根川浄水場	0297-73-5651 " 169-8400 " 169-8450
	県南水道事務所阿見浄水場	029-889-2330 " 170-8400 " 170-8450
	鹿行水道事務所	0299-82-1121 " 166-8400 " 166-8450
	鹿行水道事務所鰯川浄水場	0299-83-2551 " 171-8400 " 171-8450

区 分	機 関 名	電 話 番 号
	県 西 水 道 事 務 所	0296-37-7402 ㊟167-8400 F A X 167-8450
	県西水道事務所新治浄水場	029-862-4485 " 172-8400 " 172-8450
	県西水道事務所水海道浄水場	0297-27-1410 " 173-8400 " 173-8450
	県 中 央 水 道 事 務 所	029-295-1545 " 168-8400 " 168-8450
	県中央水道事務所那珂川浄水場	029-295-1474 " 175-8400 " 175-8450
	県中央水道事務所涸沼川浄水場	0296-78-1001 " 174-8400 " 174-8450

(2) 市町村

市町村	防災担当課	電話番号	市町村	防災担当課	電話番号
水 戸 市	防災・危機管理課	TEL 029-232-9152 ㊟200-8400 FAX 029-233-0523	笠 間 市	危機管理課	TEL 0296-77-1101 ㊟212-8400 FAX 0296-78-0612
日 立 市	防災対策課	TEL 0294-22-3287 ㊟201-8400 FAX 0294-21-7000	取 手 市	安全安心対策課	TEL 0297-74-2141 (1181) ㊟213-8400 FAX 0297-73-3450
土 浦 市	防災危機管理課	TEL 029-826-1111 (2292) ㊟202-8400 FAX 029-822-9252	牛 久 市	防 災 課	TEL 029-873-2111 (1681) ㊟214-8400 FAX 029-874-0421
古 河 市	消防防災課	TEL 0280-76-1511 ㊟203-8400 FAX 0280-77-1511	つ く ば 市	危機管理課	TEL 029-883-1111 (2532) ㊟215-8400 FAX 029-868-7582
石 岡 市	防災危機管理課	TEL 0299-23-1111 (7237) ㊟204-8400 FAX 0299-24-0324	ひたちなか市	生活安全課	TEL 029-273-0111 (3211) ㊟216-8400 FAX 029-271-0851
結 城 市	防災安全課	TEL 0296-34-0411 ㊟205-8400 FAX 0296-33-1941	鹿 嶋 市	交通防災課	TEL 0299-82-2911 (372) ㊟217-8400 FAX 0299-84-7759
龍ヶ崎市	防災安全課	TEL 0297-64-1111 ㊟206-8400 FAX 0297-60-1583	潮 来 市	総 務 課	TEL 0299-63-1111 (234) ㊟218-8400 FAX 0299-80-1100
下 妻 市	消防防災課	TEL 0296-43-8306 ㊟207-8400 FAX 0296-43-4214	守 谷 市	交通防災課	TEL 0297-45-1111 (137) ㊟219-8400 FAX 0297-45-6526
常 総 市	防災危機管理課	TEL 0297-39-6000 ㊟208-8400 FAX 0297-23-1848	常陸大宮市	危機管理課	TEL 0295-54-1193 ㊟220-8400 FAX 0295-52-0032
常陸太田市	防災対策課	TEL 0294-72-3111 (351) ㊟209-8400 FAX 0294-72-3002	那 珂 市	防 災 課	TEL 029-298-1111 (443) ㊟221-8400 FAX 029-298-1357
高 萩 市	危機対策課	TEL 0293-23-2215 ㊟210-8400 FAX 0293-24-0636	筑 西 市	消防防災課	TEL 0296-24-2132 ㊟222-8400 FAX 0296-22-5790
北 茨 城 市	総 務 課	TEL 0293-43-1111 (338) ㊟211-8400 FAX 0293-43-1108	坂 東 市	交通防災課	TEL 0297-21-2180 ㊟223-8400 FAX 0297-35-2140

市町村	防災担当課	電話番号	市町村	防災担当課	電話番号
稲 敷 市	危機管理課	TEL 029-892-2000 ☎224-8400 FAX 029-893-1571	五 霞 町	生活安全課	TEL 0280-84-3618 ☎241-8400 FAX 0280-84-1478
かすみがうら市	危機管理課	TEL 0299-59-2111 ☎225-8400 FAX 0299-59-2130	境 町	防災安全課	TEL 0280-81-1308 ☎242-8400 FAX 0280-87-5872
桜 川 市	防 災 課	TEL 0296-58-5111 ☎226-8400 FAX 0296-58-5115	利 根 町	防災危機管理課	TEL 0297-68-2211 (317) ☎243-8400 FAX 0297-68-7990
神 栖 市	防 災 安 全 課	TEL 0299-90-1126 ☎227-8400 FAX 0299-92-4917			
行 方 市	総 務 課	TEL 0299-72-0811 (216) ☎228-8400 FAX 0299-72-2174			
鉾 田 市	危機管理課	TEL 0291-36-7145 ☎229-8400 FAX 0291-34-9277			
つくばみらい市	防 災 課	TEL 0297-58-2064 ☎230-8400 FAX 0297-58-8586			
小 美 玉 市	防 災 管 理 課	TEL 0299-48-1111 ☎231-8400 FAX 0299-48-3422			
茨 城 町	総 務 課	TEL 029-240-7125 ☎232-8400 FAX 029-292-6748			
大 洗 町	生 活 環 境 課	TEL 029-267-5111 (247) ☎233-8400 FAX 029-266-3577			
城 里 町	総 務 課 地 域 防 災 室	TEL 029-353-7466 ☎234-8400 FAX 029-288-3113			
東 海 村	防 災 原 子 力 安 全 課	TEL 029-282-1711 ☎235-8400 FAX 029-270-4418			
大 子 町	総 務 課	TEL 0295-72-1114 ☎236-8400 FAX 0295-72-1167			
美 浦 村	生 活 安 全 課	TEL 029-885-0340 ☎237-8400 FAX 029-885-4953			
阿 見 町	防災危機管理課	TEL 029-888-1111 (277) ☎238-8400 FAX 029-887-9560			
河 内 町	総 務 課	TEL 0297-84-6979 ☎239-8400 FAX 0297-84-4357			
八 千 代 町	消 防 交 通 課	TEL 0296-48-1665 (3410) ☎240-8400 FAX 0296-48-0161			

(3) 消防本部

名 称	電 話 番 号	名 称	電 話 番 号
水 戸 市 消 防 局	029-221-0111 ☎510-8402 F A X 510-8451	小 美 玉 市 消 防 本 部	0299-58-4541 ☎605-8400 F A X 605-8450
日 立 市 消 防 本 部	0294-24-0119 ☎820-8400 F A X 820-8450	茨 城 町 消 防 本 部	029-292-1515 ☎610-8400 F A X 610-8450
土 浦 市 消 防 本 部	029-821-0119 ☎530-8400 F A X 530-8450	大 洗 町 消 防 本 部	029-266-1119 ☎615-8400 F A X 615-8450
石 岡 市 消 防 本 部	0299-23-0119 ☎540-8400 F A X 540-8450	大 子 町 消 防 本 部	0295-72-0119 ☎620-8400 F A X 620-8450
常 陸 太 田 市 消 防 本 部	0294-73-0119 ☎550-8400 F A X 550-8450	茨 城 西 南 広 域 消 防 本 部	0280-47-0119 ☎630-8400 F A X 630-8450
高 萩 市 消 防 本 部	0293-22-0119 ☎560-8400 F A X 560-8450	筑 西 広 域 市 町 村 圏 事 務 組 合 消 防 本 部	0296-20-0119 ☎650-8400 F A X 650-8450
北 茨 城 市 消 防 本 部	0293-42-0119 ☎565-8400 F A X 565-8450	常 総 地 方 広 域 市 町 村 圏 事 務 組 合 消 防 本 部	0297-23-0119 ☎670-8400 F A X 670-8450
笠 間 市 消 防 本 部	0296-73-0119 ☎570-8400 F A X 570-8450	鹿 行 広 域 事 務 組 合 消 防 本 部	0291-34-2119 ☎680-8400 F A X 680-8450
取 手 市 消 防 本 部	0297-74-0119 ☎580-8400 F A X 580-8450	稲 敷 広 域 消 防 本 部	0297-64-3743 ☎830-8400 F A X 830-8450
つ く ば 市 消 防 本 部	029-851-0119 ☎810-8400 F A X 810-8450	鹿 島 地 方 事 務 組 合 消 防 本 部	0299-96-0119 ☎690-8400 F A X 690-8450
常 陸 大 宮 市 消 防 本 部	0295-54-0119 ☎590-8400 F A X 590-8450	ひ たち な か ・ 東 海 広 域 事 務 組 合 消 防 本 部	029-273-0211 ☎840-8400 F A X 840-8450
那 珂 市 消 防 本 部	029-295-2111 ☎595-8400 F A X 595-8450		
か す み が う ら 市 消 防 本 部	0299-59-0119 ☎600-8400 F A X 600-8450		

(4) 指定行政機関及び指定地方行政機関

機 関 名		防 災 担 当 課	電 話 番 号		
			代 表	内 線	直 通
指 定 行 政 機 関	内 閣 府	政策統括官付参事官 (防災総括担当) (災害緊急事態対処担当) (調査・企画担当) (原子力防災担当)	03-5253-2111	51225 51268 51307 83710	03-3501-5408 03-3501-5695 03-3501-5693 03-3581-0373
	国家公安委員会 警察庁	警備局警備運用部警備第二課	03-3581-0141		
	防 衛 省	運 用 局 運 用 課	03-3408-5211	2043	
	金 融 庁	総 合 政 策 局 総 務 課	03-3506-6000		
	総 務 省	大 臣 官 房 総 務 課	03-5253-5111		
	消 防 庁	消 防 ・ 救 急 課 防 災 課 応 急 対 策 室 特 殊 災 害 室 宿 直 室	03-5253-5111	7610 7760 7860 7910	03-5253-7522 03-5253-7525 03-5253-7527 03-5253-7528 03-5253-7777
	法 務 省	大 臣 官 房 秘 書 課 広 報 室	03-3580-4111		
	外 務 省	大 臣 官 房 総 務 課	03-3580-3311		
	財 務 省	大 臣 官 房 審 議 官 室	03-3581-4111		
	文 部 科 学 省	文教施設企画・防災部施設企画課	03-5253-4111		
	文 化 庁	(東 京 庁 舎) 政 策 課	03-5253-4111		
	厚 生 労 働 省	大 臣 官 房 総 務 課	03-5253-1111		
	農 林 水 産 省	大臣官房地方課災害総合対策室	03-3502-8111	5133	03-6744-2142
	経 済 産 業 省	大 臣 官 房 総 務 課	03-3501-1511		
	資源エネルギー庁	長 官 官 房 総 務 課	03-3501-1511		
	中 小 企 業 庁	経営支援部経営安定対策室	03-3501-1511		
	国 土 交 通 省	水管理・国土保全局防災課	03-5253-8111		
	国 土 地 理 院	企 画 部 防 災 課	029-864-1111		
	気 象 庁	総 務 部 企 画 課	03-6758-3900		
	海 上 保 安 庁	警備救難部環境防災課	03-3591-6361		
	環 境 省	大 臣 官 房 総 務 課	03-3581-3351		
	原 子 力 規 制 庁	緊 急 事 案 対 策 室	03-3581-3352		

機 関 名		防 災 担 当 課	電 話 番 号		
			代 表	内 線	直 通
指 定 地 方 行 政 機 関	関 東 管 区 警 察 局	広域調整部広域調整第二課	048-600-6000		
	関 東 総 合 通 信 局	防 災 対 策 推 進 室	03-6238-1600		03-6238-1790
	関 東 財 務 局 水 戸 財 務 事 務 所	総 務 課	029-221-3188		
	関 東 信 越 厚 生 局	総 務 課	048-740-0711		
	茨 城 労 働 局	総 務 課	029-224-6211		
	関 東 農 政 局	企 画 調 整 室	048-600-0600	3102	048-740-0464
	関 東 農 政 局 茨 城 県 拠 点	地 方 参 事 官 室	029-221-2184		
	関 東 森 林 管 理 局	企 画 調 整 課			027-210-1150
	茨 城 森 林 管 理 署	総 務 グ ル ー プ	029-243-7211		
	関 東 経 済 産 業 局	総務課危機管理・災害対策室			048-600-0211
	関 東 東 北 産 業 保 安 監 督 部	管 理 課			048-600-0433
	関 東 地 方 整 備 局	防 災 室	048-601-3151		048-600-1333
	〃	港湾空港部港湾空港防災・危機管理課	045-211-7427		
	常陸河川国道事務所	流 域 治 水 課	029-240-4061		
	〃	河 川 管 理 課	029-240-4061		
	〃	道 路 管 理 第 二 課	029-240-4061		
	〃	防 災 課	029-240-4061		
	鹿 島 港 湾 ・ 空 港 整 備 事 務 所	第 一 建 設 管 理 官 室	0299-84-7711		
	関 東 運 輸 局	総務部安全防災・危機管理課			045-211-7269
	茨 城 運 輸 支 局	輸 送 担 当	029-247-5348	音声ガイド ンス「1」	
	成 田 空 港 事 務 所	総 務 課	0476-32-0909		
	関 東 地 方 測 量 部	防 災 課			03-5213-2054
	東 京 管 区 気 象 台 (水戸地方気象台)	防 災 担 当			029-224-1106
	茨 城 海 上 保 安 部 (茨城海上保安部)	警 備 救 難 課	029-263-4118		

(5) 指定公共機関及び指定地方公共機関

機 関		機 関	
指 定 公 共 機 関	日 本 郵 便 株 式 会 社 水 戸 中 央 郵 便 局 総 務 課	指 定 地 方 公 共 機 関	茨 城 県 土 地 改 良 事 業 団 体 連 合 会
	日 本 郵 便 株 式 会 社 関 東 支 社 企 画 部 総 務 課		一 般 社 団 法 人 茨 城 県 医 師 会
	日 本 銀 行 水 戸 事 務 所		公 益 社 団 法 人 茨 城 県 歯 科 医 師 会
	日 本 赤 十 字 社 茨 城 県 支 部		公 益 社 団 法 人 茨 城 県 薬 剤 師 会
	日 本 放 送 協 会 水 戸 放 送 局		公 益 社 団 法 人 茨 城 県 看 護 協 会
	東 日 本 高 速 道 路 株 式 会 社 関 東 支 社		利 根 川 水 系 県 南 水 防 事 務 組 合
	独 立 行 政 法 人 水 資 源 機 構 利 根 川 下 流 総 合 管 理 所		茨 城 交 通 株 式 会 社
	国 立 研 究 開 発 法 人 日 本 原 子 力 研 究 開 発 機 構 原 子 力 緊 急 時 支 援 ・ 研 修 セ ン タ ー		関 東 鉄 道 株 式 会 社
	東 日 本 旅 客 鉄 道 株 式 会 社 水 戸 支 社		鹿 島 臨 海 鉄 道 株 式 会 社
	日 本 貨 物 鉄 道 株 式 会 社 北 東 京 支 店 水 戸 在 勤		一 般 社 団 法 人 茨 城 県 ト ラ ッ ク 協 会
	東 日 本 電 信 電 話 株 式 会 社 茨 城 支 店		東 部 ガ ス 株 式 会 社
	東 京 ガ ス 株 式 会 社 茨 城 支 社		株 式 会 社 エ ナ ジ ー 宇 宙
	東 京 ガ ス ネットワーク株式会社 茨 城 支 社		一 般 社 団 法 人 茨 城 県 一 高 圧 ガ ス 保 安 協 会
	日 本 通 運 株 式 会 社 茨 城 支 社		株 式 会 社 茨 城 新 聞 社
	東 京 電 力 パ ワ ー グ リ ッ ド 株 式 会 社 茨 城 総 支 社		株 式 会 社 茨 城 放 送
	株 式 会 社 J E R A		社 会 福 祉 法 人 会 茨 城 県 社 会 福 祉 協 議 会
	日 本 原 子 力 発 電 株 式 会 社 (東 海 発 電 所)		首 都 圏 新 都 市 鉄 道 株 式 会 社
	K D D I 株 式 会 社 北 関 東 総 支 社		ジ ェ イ ア ー ル バ ス 関 東 株 式 会 社
	株 式 会 社 ド コ モ C S 茨 城 支 店		一 般 社 団 法 人 茨 城 県 バ ス 協 会

(6) 自衛隊

部 隊 (駐屯地)	防災担当課	電 話 番 号
陸上自衛隊施設学校 (勝 田)	警備課 勤務時間外 駐屯地 当直司令	029-274-3211 内線 234 " 302 (時間外)
陸上自衛隊武器学校 (土 浦)	警備課 勤務時間外 駐屯地 当直司令	029-887-1171 内線 285 " 302 (時間外)
陸上自衛隊第1施設団 (古 河)	第3科 勤務時間外 当直長	0280-32-4141 内線 236 " 203 (時間外) ☎767-403
陸上自衛隊関東補給処 (霞ヶ浦)	警備課 勤務時間外 駐屯地 当直司令	029-842-1211 内線 2410 " 2302 (時間外)
航空自衛隊第7航空団 (百 里)	防衛班 勤務時間外 基 地 当直幹部	0299-52-1331 内線 231 " 215 (時間外)

1－3 茨城県防災会議条例

茨 城 県 防 災 会 議 条 例

〔昭和37年10月 6 日〕
〔茨城県条例第58号〕

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第15条第8項の規定に基づき、茨城県防災会議（以下「防災会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

第2条 法第15条第5項の委員のうち、次の各号に掲げる委員の定数は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 知事とその部内の職員のうちから指名する者 20人以内
 - (2) 市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから知事が選任する者 4人以内
 - (3) 県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから知事が任命する者 20人以内
 - (4) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから知事が任命する者 6人以内
- 2 前項第2号から第4号までの委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 3 第1項第2号から第4号までの委員は、再任されることができる。
- 4 防災会議に専門の事項を調査させるため必要に応じ専門委員をおく。
- 5 専門委員は、専門の事項に関する調査が終了したときは、その職を失うものとする。

(幹事)

第3条 防災会議に幹事若干名をおく。

- 2 幹事は、防災会議の委員の属する機関の職員のうちから知事が任命する。
- 3 幹事は、防災会議の所掌事務について委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第4条 防災会議は、必要に応じ部会をおく。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部長をおき、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理するものとする。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が職務を代理する。

(議事)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は会長が防災会議にはかって定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

1-4 茨城県防災会議運営規程

茨城県防災会議運営規程

〔昭和38年3月15日〕
〔茨城県防災会議規程第1号〕

(趣旨)

第1条 この規程は、茨城県防災会議条例（昭和37年茨城県条例第58号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき茨城県防災会議（以下「防災会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長の職務代理)

第2条 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、条例第2条第1項第1号の委員のうち次に掲げる者がその職務を代理する。

(1) 茨城県知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則（平成30年茨城県規則第86号。次号において「規則」という。）に規定する第1順位の副知事

(2) 規則に規定する第2位の副知事

(3) 防災・危機管理部長

2 前項に掲げる者が会長を代理する順位は、同項各号の順序による。

(会議)

第3条 防災会議は、会長が招集する。

2 会長は、防災会議（以下「会議」という。）の議長となる。

(代理出席)

第4条 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

2 前項の代理者は、委員とみなす。

(専決処分)

第5条 防災会議を招集する暇がないと認めるとき、その他やむを得ない事情により防災会議を招集することができないときは、防災会議が処理すべき事項を書面による開催もしくは会長において専決処分することができる。

2 次に掲げる事項については、会長において専決処分するものとする。

(1) 災害に関する情報を収集すること。

(2) 災害に係る災害応急対策及び災害復旧に関し関係機関相互間の連絡調整を図ること。

(3) 茨城県災害対策本部の設置に関すること。

(4) 市町村地域防災計画の作成又は修正についての意見に関すること。

3 前2項の規定により書面による開催を除く専決処分をしたときは、会長は、次の会議に報告しなけ

ればならない。

(議事録)

第6条 会議の議事録は、事務局において作成する。

2 会議の議事録に署名する委員は2名とし、議長が会議において指名するものとする。

(部会)

第7条 部会は、部会長が招集し、その議長となる。

2 部会長は、部会の経過及び結果を防災会議に報告しなければならない。

(幹事会)

第8条 会長は、会議の運営について必要があるときは、幹事会を開催することができる。

(委員の異動等の報告)

第9条 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第15条第5項第1号から第4号まで並びに条例第2条第1項第2号及び第3号の委員が勤務所の異動等により変更があったときは、委員である前任者は、後任者の職氏名及び異動年月日を直ちに会長に報告するものとする。

(庶務)

第10条 防災会議の庶務は、茨城県防災・危機管理部防災・危機管理課において処理する。

付 則

この規程は、公布の日から施行し、昭和38年3月1日から適用する。

(略)

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成30年7月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

1－5 茨城県防災会議公印規程

茨城県防災会議公印規程

〔昭和38年3月15日〕
〔茨城県防災会議規程第2号〕

第1条 茨城県防災会議の公印の保管及び使用その他公印に関し必要な事項は、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2条 この規程で公印とは、茨城県防災会議会長の印をいう。

第3条 公印の形状、寸法、ひな形等は別表のとおりとする。

第4条 公印は茨城県防災・危機管理部防災・危機管理課において保管する。

2 当該課長は、その保管並びに使用に関しその責に任じなければならない。

第5条 公印を使用するときは、使用する文書に決裁原議その他証拠書類を添え公印保管課長に提示してその文書が決裁済であることの確認を受けなければならない。

付 則

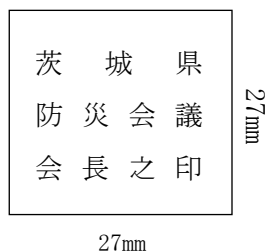
この規程は、公布の日から施行し、昭和38年3月1日から適用する。

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表（方27耗）



1-6 指定地方公共機関

指定地方公共機関

〔昭和38年2月8日〕
茨城県告示第147号

最終改正：令和元年7月29日 告示第408号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の第2条第6号の規定により知事が指定する指定地方公共機関は、次のとおりとする。

- 1 茨城県土地改良事業団体連合会
- 2 一般社団法人茨城県医師会
- 3 利根川水系県南水防事務組合
- 4 茨城交通株式会社
- 5 関東鉄道株式会社
- 6 一般社団法人茨城県トラック協会
- 7 東部瓦斯株式会社
- 8 東日本ガス株式会社
- 9 一般社団法人茨城県高圧ガス保安協会
- 10 株式会社茨城新聞社
- 11 株式会社茨城放送
- 12 鹿島臨海鉄道株式会社
- 13 社会福祉法人茨城県社会福祉協議会
- 14 公益社団法人茨城県歯科医師会
- 15 公益社団法人茨城県薬剤師会
- 16 公益社団法人茨城県看護協会
- 17 首都圏新都市鉄道株式会社
- 18 ジェイアールバス関東株式会社
- 19 一般社団法人茨城県バス協会

1－7 茨城県災害対策本部条例

茨城県災害対策本部条例

〔昭和38年3月22日〕
〔茨城県条例6号〕

（趣旨）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第8項の規定に基づき、茨城県災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、災害対策本部の事務を総轄し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副知事をもって充てる。

3 副本部長は、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 災害対策本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第3条 災害対策本部に部を置く。

2 部に部長を置く。

3 部長は、部の事務を掌理する。

（現地災害対策本部）

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから本部長が指名するものをもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

（委任）

第5条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、知事が規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（略）

この条例は、平成24年12月27日から施行する。

1－8 茨城県災害対策本部条例施行規則

茨城県災害対策本部条例施行規則

〔昭和 58 年 3 月 31 日〕
〔茨 城 県 規 則 第 16 号〕

最終改正：令和 7 年 3 月 4 日 茨城県規則第 51 号

（趣旨）

第 1 条 この規則は、茨城県災害対策本部条例（昭和 38 年茨城県条例第 6 号。以下「条例」という。）

第 5 条の規定に基づき、茨城県災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規則において「出先機関」とは、茨城県行政組織条例（昭和 38 年茨城県条例第 45 号）第 3 章に規定する行政機関等、茨城県行政組織規則（昭和 42 年茨城県規則第 46 号。以下「行政組織規則」という。）第 4 章第 1 節に規定する機関、茨城県企業局組織規程（昭和 42 年茨城県企業管理規程第 1 号）第 5 条及び第 5 条の 2 に規定する事務所、水質管理センター及び支所等、茨城県病院局組織規程（平成 18 年茨城県病院事業管理規程第 1 号）第 5 条に規定する病院並びに茨城県教育庁組織規則（昭和 46 年茨城県教育委員会規則第 3 号）第 17 条に規定する教育事務所をいう。

（災害対策本部員その他の本部職員）

第 3 条 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、次に掲げる者をもつて充てる。

- （1）行政組織規則第 13 条に規定する部長
- （2）知事公室長
- （3）会計管理者
- （4）企業局長
- （5）病院事業管理者
- （6）議会事務局長
- （7）教育長
- （8）警察本部長
- （9）その他知事が指定する職にある者

2 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）及び本部員以外の本部の職員は、次に掲げる機関に所属する職員をもつて充てる。

- （1）知事部局
- （2）企業局
- （3）病院局

(4) 教育庁

(5) 警察本部

(災害対策本部長の職務代理)

第4条 条例第2条第3項の規定により副本部長が災害対策本部長（以下「本部長」という。）の職務を代理する順序については、茨城県知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則（令和5年茨城県規則第71号）に定めるところによるものとする。

2 本部長及び副本部長に事故があるとき又は本部長及び副本部長が欠けたときは、本部員のうち茨城県知事の職務を代理する上席の職員を定める規則（平成19年茨城県規則第24号）に規定する職員が、同規則に規定する順序により、本部長の職務を代理するものとする。

(本部会議)

第5条 本部に本部会議を置き、災害対策本部長（以下「本部長」という。）、副本部長及び本部員をもつて構成する。

2 本部会議は、災害予防及び災害応急対策（以下「災害応急対策等」という。）に関する重要な事項について審議決定し、その実施を推進する。

3 本部会議は、本部長が招集し、主宰する。

(本部事務局)

第6条 本部に本部事務局（以下「事務局」という。）を置く。

2 事務局の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 本部の運営に関すること。

(2) 災害応急対策等に係る各部間の連絡調整に関すること。

(3) 気象等予警報その他の情報の収集、伝達及び整理に関すること。

(4) 災害に関する情報の収集、伝達及び整理に関すること。

(5) 市町村及び防災関係機関等との連絡調整に関すること。

(6) 災害広報に関すること。

(7) 国への報告に関すること。

(8) 国への要望及び陳情に関すること。

(9) その他災害応急対策等の実施に必要な事項に関すること。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(部の設置及び分掌事務)

第7条 本部に、次に掲げる部を置く。

(1) 総務部

(2) 政策企画部

(3) 県民生活環境部

(4) 防災・危機管理部

- (5) 保健医療部
- (6) 福祉部
- (7) 営業戦略部
- (8) 立地推進部
- (9) 産業戦略部
- (10) 農林水産部
- (11) 土木部
- (12) 会計部
- (13) 企業部
- (14) 県立病院部
- (15) 教育部
- (16) 警備対策部

2 部の分掌事務は、次のとおりとする。

部	分掌事務
総務部	1 本部の職員の動員に関する事。 2 本部の職員の給食、休養及び健康管理に関する事。 3 災害対策本部室等の設備及び電力の確保に関する事。 4 被災者に対する県税の減免等に関する事。 5 被災市町村の行・財政運営の助言に関する事。 6 災害関係の予算に関する事。 7 災害関係の広聴及び報道機関との連絡に関する事。 8 本部長及び副本部長の秘書事務に関する事。 9 災害関係の行幸啓、行啓及びお成りに関する事。
政策企画部	1 政府、国会等への要望及び陳情に関する事。 2 情報システム関係の災害対策に関する事。 3 交通関係の災害対策に関する事（茨城空港の災害対策に関する事を除く。）。
県民生活環境部	1 生活文化関係の災害対策に関する事。 2 外国人に対する情報提供等に関する事。 3 環境関係の災害対策に関する事。 4 災害時の廃棄物の処理対策に関する事。
防災・危機管理部	1 災害対策に関する事。 2 災害救助法(昭和22年法律第118号)に基づく応急救助に関する事。 3 消防機関等との連絡調整に関する事。 4 原子力関係の災害対策に関する事。
保健医療部	1 医療及び防疫に関する事。 2 医療ボランティアに関する事。

福祉部	1 民生関係の災害対策に関すること。 2 一般ボランティアに関すること。
営業戦略部	1 災害関係の広報に関すること(報道機関との連絡に関するものを除く。) 2 観光関係の災害対策に関すること。 3 茨城空港の災害対策に関すること。 4 災害情報、災害対策等の中央関係機関との連絡に関すること。
立地推進部	開発関係の災害対策に関すること。
産業戦略部	商工労働関係の災害対策に関すること。
農林水産部	農林水産関係の災害対策に関すること。
土木部	1 水防対策に関すること。 2 土木建築関係の災害対策に関すること。
会計部	災害に係る経費の支出に関すること。
企業部	県営の工業用水道及び上水道の災害対策に関すること。
県立病院部	県立病院の災害医療活動等に関すること。
教育部	教育関係の災害対策に関すること。
警備対策部	災害警備に関すること。

(本部付、部長、次長及び部付)

第8条 本部に本部付を、部に部長を、並びに必要な部に次長及び部付を置く。

- 2 本部付は、知事公室長及び議会事務局長をもつて充てる。
- 3 部長は別表第1の部長欄に掲げる職にある者を、次長は同表の次長欄に掲げる職にある者を、部付は同表の部付欄に掲げる職にある者をもつて充てる。
- 4 本部付その他部に属さない職員は、本部長が特に命ずる事項を処理する。
- 5 部長は、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 6 次長は、部長を補佐するとともに、災害対策に係る部内調整を行う。
- 7 部付は、部長が特に命ずる事項を処理する。

(班の設置及び分掌事務等)

第9条 部に別表第1に掲げる班を置く。

- 2 班の分掌事務は、別表第1分掌事務の欄に掲げるとおりとする。
- 3 班に班長及び班員を置く。
- 4 班長は、別表第1の班長欄に掲げる職にある者をもつて充てる。
- 5 班長は、班の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 6 班員は、別表第1の班員欄に掲げる職員をもつて充てる。ただし、部長は、必要に応じ別表第1の班員欄に掲げる職員以外の職員を班員とすることができる。
- 7 班員は、担当事務に従事する。

(現地災害対策本部の設置及び分掌事務)

第10条 本部長は、災害の状況等により必要と認めるときは、被災地に近い場所に現地災害対策本部を置くものとする。

2 現地災害対策本部の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 現地における災害応急対策の連絡調整に関すること。
- (2) 現地の被害状況、復旧状況等の情報収集及び分析に関すること。
- (3) その他本部長から特に命ぜられたこと。

(地方機関の設置)

第11条 本部に地方機関を置く。

- 2 地方機関は、出先機関のうち知事が指定するものをもって充てる。
- 3 地方機関は、当該地方における災害応急対策等を実施する。
- 4 地方機関の組織及び分掌事務に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(配備体制)

第12条 地震災害又は風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合であつて本部が設置されていないときは、別表第2の配備基準に従い連絡配備、事前配備1又は事前配備2の体制をとるものとする。

- 2 本部長は、本部が設置されたときは、別表第2の配備基準に従い第1次、第2次又は第3次のいずれかの配備体制をとるものとする。
- 3 地震災害及び風水害以外の災害(原子力災害、コンビナート災害、林野火災等の大規模災害をいう。)が発生し、又は発生するおそれがある場合は、別に定める配備体制をとるものとする。

(特例措置)

第13条 本部長は、災害の状況等により必要があると認めるときは、第6条から前条までの規定にかかわらず、当該災害の状況等に応じた組織編成及び分掌事務並びに配備体制を定めることができる。

(委任)

第14条 この規則に規定するもののほか、この規則の実施のために必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

(略)

付 則 (令和4年規則第51号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1 (第8条、第9条関係)

部 名	部 長	次 長	部 付	班 名	班 長	班 員	分 掌 事 務
総 務 部	総務部長	総務部次長(防災監)	総務部次長(防災監)	総 務 班	総務課長	総務課員	部内の事務の取りまとめ及び連絡に関すること。

		の職にある者)	の職にある者を除く。)行政経営課長 政策調査監 主任政策調査員	動 員 班	人事課長	行政経営課員 人事課員	本部の職員の動員に関する こと。
				厚 生 班	総務事務センター長	総務事務センター員	本部の職員の給食、休養及び健康管理に関する こと。
				財 政 班	財政課長	財政課員	災害対策に関する予算措置に関する こと。
				管 財 班	管財課長	管財課員	1 災害対策本部室等に係る電力の確保に関する こと。 2 県有車両(集中管理分に限る。)の配車に関する こと。 3 県有財産の災害調査に関する こと。
				税 務 班	税務課長	税務課員	被災者に対する県税の減免等に関する こと。
				市町村班	市町村課長	市町村課員	被災市町村の行・財政運営の助言に関する こと。
				報道・広聴班	報道・広聴課長	報道・広聴課員	災害関係の広聴及び報道機関との連絡に関する こと。
				秘書班	秘書課長	秘書課員	1 本部長及び副本部長の秘書事務に関する こと 2 災害県警の行幸啓、行啓及びお成りに関する こと。
政策企画部	政策企画部長	政策企画部次長（防災監の職にある者）	政策企画部次長（防災監の職にある者を除く。） 情報化統括監 計画推進課長 地域振興課長 統計課長 県北振興局次長	政策調整班	政策調整課長	政策調整課員 計画推進課員 地域振興課員 統計課員 県北振興局員	1 部内の事務の取りまとめ及び連絡に関する こと。 2 政府、国会等への要望及び陳情に関する こと。
				情報システム班	情報システム課長	情報システム課員	情報システム関係の災害対策に関する こと。
				交 通 班	交通政策課長	交通政策課員	交通関係の災害対策に関する こと（茨城空港の災害対策に関する ことを除く。）。
				水 道 班	水政課	水政課員	水道施設の災害対策に関する こと。

県民生活 環境部	県民生活 環境部長	県民生活 環境部次 長(防災監 の職にあ る者)	県民生活 環境部次 長(防災監 の職にあ る者を除 く。) 霞ヶ浦浄 化対策監 環境対策 課長 廃棄物規 制課長 スポーツ 推進課長	生活文化 班	生活文化 課長	生活文化 課員 スポーツ 推進課員	1 部内の事務の取りまと め及び連絡に関するこ と。 2 生活文化関係の災害調 査及び災害対策に関する こと。
				国際交流 班	女 性 活 躍・県民協 働課長	女性活躍 ・県民協働 課員	外国人に対する情報提供等 に関すること。
				女性相談 班	女 性 活 躍・県民協 働課長	女性活躍 ・県民協働 課員	女性の避難所における生活 環境等に係る相談に関する こと。
				環 境 班	環 境 政 策 課長	環境政策 課員 環境対策 課員	環境関係の災害調査及び災 害対策に関すること。
				廃棄物対 策指導班	資 源 循 環 推進課長	環 境 対 策 課員 廃 棄 物 規 制課員 資 源 循 環 推進課員	1 災害廃棄物に係る情報 の収集及び処理対策の指導 に関すること。 2 他市町村、廃棄物処理 業者及び関係機関等に対す る応援又は協力要請等につ いての指導及び連絡調整に 関すること。 3 廃棄物処理施設の災害 調査に関すること。
防災・危機 管 理 部	防災・危機 管理部長	防災・危機 管理部次 長(防災監 の職にあ る者)	防災・危機 管理部次 長(防災監 の職にあ る者を除 く。)	防災・危機 管 理 班	防災・危機 管理課長	防災・危機 管理課員 防災・危機 管理部長 が指名す る者	1 災害対策に関するこ と。 2 災害救助法に関するこ と。 3 災害弔慰金の支給等 に関する法律（昭和48年法律 第82号）に関するこ と。 4 被災者生活再建支援に 関すること。 5 事務局の応援及び支援 に関すること。
				消 防 安 全 班	消 防 安 全 課長	消 防 安 全 課員	1 緊急消防援助隊派遣の 要請及び調整に関するこ と。 2 防災ヘリコプターによ る災害状況の把握に関する こと。 3 火薬及び高圧ガス関係 の災害調査及び災害対策上 必要な指示に関するこ と。

				原子力安全対策班	原子力安全対策課長	原子力安全対策課員	1 原子力施設の安全確保に関すること。 2 原子力オフサイトセンターへの職員の派遣に関すること。
				環境放射線監視センターモニタリング班	環境放射線監視センター長	環境放射線監視センター員 防災・危機管理部長が指名する者	1 原子力災害時における緊急時モニタリングに関すること。 2 放射能、気象等の情報に関すること。
保健医療部	保健医療部長	保健医療部次長（防災監の職にある者）	医監 保健医療部次長（防災監の職にある者を除く。） 医療局長 医療政策課長 医療人材課長	保健政策班	保健政策課長	保健政策課員	1 部内の事務の取りまとめ及び連絡に関すること。 2 保健医療部現地対策本部の運営に関すること。
				医療対策班	保健政策課長	保健政策課員 疾病対策課員 生活衛生課員 薬務課員	1 被災者の医療救護に関すること。 2 被災地情報の把握に関すること。 3 災害医療情報の収集に関すること。 4 災害時の医療機能の確保に関すること。 5 医療ボランティアに関すること。 6 死体の検案等に関すること。
				避難行動要支援者（難病患者）支援班	疾病対策課長	疾病対策課員	避難行動要支援者（難病患者）の安全確保に関すること。
				保健予防班	疾病対策課長	健康推進課員 疾病対策課員	1 避難者の健康管理に関すること。 2 被災地の防疫に関すること。
				緊急医療センター	保健政策課長	保健政策課員 健康推進課員 疾病対策課員 生活衛生課員	1 緊急被ばく医療救護に関すること。 2 緊急被ばく医療専門家及び技術要員の派遣の要請及び調整に関すること。

				避難行動要支援者（高齢者）支援班	長寿福祉推進課長	長寿福祉推進課員	1 避難行動要支援者（高齢者）の安全確保に関する こと。 2 高齢者入所施設の災害調査及び応急復旧に関する こと。
				避難行動要支援者（障害者）支援班	障害福祉課長	障害福祉課員	1 避難行動要支援者（障害者）の安全確保に関する こと。 2 障害者福祉施設の災害調査及び応急復旧に関する こと。
				避難行動要支援者（母子）支援班	子ども未来課長	少子化対策課員 子ども未来課員 青少年家庭課員	1 避難行動要支援者（母子）の安全確保に関する こと。 2 児童福祉施設の災害調査及び応急復旧に関する こと。
営業戦略部	営業戦略部長	営業戦略部次長（防災監の職にある者）	営業戦略部次長（防災監の職にある者を除く。） ビジネス推進監 観光振興監 空港対策監 東京渉外局長 プロモーションチームリーダー 国際渉外チームリーダー 販売戦略課長 農産物販売課長 加工食品販売チームリーダー 観光誘客課長 空港対策課長 PR・誘致チームリ	情報発信班	営業企画課長	営業企画課員 プロモーションチーム員 国際渉外チーム員 販売戦略課員 農産物販売課員 加工食品販売チーム員	1 部内の事務の取りまとめ及び連絡に関する こと。 2 県民に向けた災害情報の提供に関する こと。 3 風評被害の払拭に向けた情報発信に関する こと。
				観光班	観光戦略課長	営業企画課員 観光戦略課員 観光誘客課員 空港対策課員	1 観光関係の災害対策に関する こと。 2 茨城空港の災害対策に関する こと。
				東京連絡班	行政課長	行政課員 PR・誘致チーム員	1 災害情報の中央関係機関への連絡及び周知に関する こと。 2 災害に対する中央関係機関の災害対策活動に関する情報の収集及び報告に関する こと。

			ーダー				
立地推進部	立地推進部長	立地推進部次長（防災監の職にある者）	立地推進部次長（防災監の職にある者を除く。） 企業誘致推進チームリーダー 土地販売チームリーダー ポートセールスチームリーダー 立地整備課長 宅地整備販売課長	立地推進班	立地推進課長	立地推進課員 企業誘致推進チーム員 土地販売チーム員 ポートセールスチーム員 立地整備課員 宅地整備販売課員	1 部内の事務の取りまとめ及び連絡に関する事 2 開発関係の災害調査に関する事
産業戦略部	産業戦略部長	産業戦略部次長（防災監の職にある者）	産業戦略部次長（防災監の職にある者を除く。） 技術振興局長 中小企業課長 労働政策課長 産業人材育成課長 技術革新課長 科学技術振興課長	商工労働班	産業政策課長	産業政策課員 中小企業課員 労働政策課員 産業人材育成課員 技術革新課員 科学技術振興課員	1 部内の事務の取りまとめ及び連絡に関する事 2 商工業関係の災害調査に関する事 3 被災地の商工業の指導に関する事 4 中小企業資金の貸付等に関する事 5 中小企業関係の激甚災害指定の取りまとめに関する事 6 商工労働関係団体等の協力要請に関する事 7 被災者の雇用促進に関する事
農林水産部	農林水産部長	農林水産部次長（防災監の職にある者）	農林水産部次長（防災監の職にある者を除く。）	食糧対策班	農業政策課長	農業政策課員 農業経営課員	1 部内の事務の取りまとめ及び連絡に関する事 2 救助用食糧のあつせんに関する事 3 農畜水産業団体等の協

			く。） 農地局長 産地振興 課長 農業経営 課長 林政課長 水産振興 課長 農地整備 課長				力要請に関すること。
				農 産 班	農業技術 課長	農業政策 課員 産地振興 課員 農業技術 課員	1 農産物の災害調査に関すること。 2 災害農作物の技術対策に関すること。 3 農業関係の激甚災害指定の取りまとめに関すること。 4 放射能汚染を受け、又は受けたおそれのある農作物の集荷及び出荷制限並びにその廃棄処分に関すること。
				畜 産 班	畜産課長	畜産課員	1 家畜の飼料供給並びに草地及び飼料作物ほ場の復旧に関すること。 2 家畜伝染病の予防及び防疫に関すること。 3 放射能汚染を受け、又は受けたおそれのある畜産物、家畜及び家きんの集荷及び出荷制限並びにその廃棄処分に関すること。
				林 業 班	林業課長	林政課員 林業課員	1 林業関係の災害調査に関すること。 2 応急復旧用材等の調査及びあつせんに関すること。 3 林業関係の激甚災害指定の取りまとめに関すること。
				水 産 班	漁政課長	漁政課員 水産振興 課員	1 水産関係の災害調査に関すること。 2 水難救助に関すること。 3 漁港及び水産施設の災害対策に関すること。 4 水産関係の激甚災害指定の取りまとめに関すること。 5 放射能汚染を受け、又は受けたおそれのある水産物の採取、漁獲及び出荷等の制限並びにその廃棄処分に関すること。
				農 地 班	農村計画 課長	農村計画 課員 農地整備 課員	1 農地及び農業用施設の災害調査並びに災害対策に関すること。 2 放射能汚染を受けた耕地の除染指導に関すること。

土 木 部	土木部長	土木部次長(防災監の職にある者)	総括技監 土木部次長(防災監の職にある者を除く。) 都市局長 港湾振興監 用地課長 検査指導課長 道路建設課長 営繕課長 都市計画課長 建築指導課長	監 理 班	監理課長	監 理 課 員 用 地 課 員 検 査 指 導 課 員	1 部内の事務の取りまとめ及び連絡に関する事 2 応急復旧用土木資材及び機器の確保に関する事
				道 路 班	道路維持課長	道路建設課員 道路維持課員	1 道路及び橋りょうの災害調査、応急復旧及び災害対策に関する事 2 道路の通行の規制に関する事 3 緊急輸送道路の確保に関する事 4 応急復旧用土木資材及び機器の備蓄に関する事
				河 川 班	河川課長	河川課員	1 水防本部及び水防活動に関する事 2 河川及び海岸の災害調査及び災害対策に関する事 3 ダム及び土砂災害防止施設の災害調査及び災害対策に関する事 4 土木復旧事業の総括に関する事
				港 湾 班	港湾課長	港湾課員	港湾の災害調査及び災害対策に関する事
				都市整備班	都市整備課長	都市計画課員 都市整備課員	1 都市の災害調査及び災害対策に関する事 2 公園街路の災害調査及び災害対策に関する事
				下水道班	下水道課長	下水道課員	下水道の災害調査及び災害対策に関する事
				住 宅 班	住宅課長	営繕課員 建築指導課員 住宅課員	1 応急危険度判定に関する事 2 災害家屋の修理に関する事 3 応急仮設住宅の設置に関する事
会 計 部	会計管理者	会計管理課長		会 計 班	会計管理課長	会計管理課員	1 災害に係る経費の支出に関する事 2 物品の調達及び供給に関する事
企 業 部	企業局長	企業局次長(防災監の職にある者)	企業局次長(防災監の職にある者を除く。)	企 業 班	総務課 企画経営室長	総務課員 業務課員 施設課員	1 県営の工業用水道及び水道の災害対策に関する事 2 応急給水に関する事

			総務課長 業務課長 施設課長				
県立病院部	病院事業 管理者	病院局長		県立病院 班	経営管理 課長	経営管理 課員	県立病院の災害医療活動等 に関する事。
教 育 部	教育長	総務企画 部長	学校教育 部長 教育改革 課長	総 務 班	総務課長	総 務 課 員	部内の事務の取りまとめ及 び連絡に関する事。
				学 校 施 設 班	財務課長	財 務 課 員	学校施設等の災害調査及び 災害復旧対策に関するこ と。
				社会教育 施設班	生涯学習 課長	生涯学習 課員	図書館等の災害調査及び災 害対策に関する事。
				文 化 班	文化課長	文 化 課 員	1 文化財の災害調査及び 災害対策に関する事。 2 博物館等の災害調査及 び災害対策に関する事。
				小中学校 管理班	義務教育 課長	義務教育 課員	1 市町村立学校の災害調 査に関する事。 2 市町村立学校の教育施 設及び教員の確保に関する 事。 3 教科書その他の学用品 の災害調査及び給与に関す る事。
				県立高等 学校管理 班	高校教育 課長	高校教育 課員	1 県立中学校、県立高等 学校及び県立中等教育学校 の災害調査に関する事。 2 県立中学校、県立高等 学校及び県立中等教育学校 の教育施設及び教員の確保 に関する事。
				県立特別 支援学校 管理班	特別支援 教育課長	特別支援 教育課員	1 県立特別支援学校の災 害調査に関する事。 2 県立特別支援学校の教 育施設及び教員の確保に関 する事。
				保健・体育 施 設 班	保健体育 課長	保健体育 課員	学校関係の防疫対策並びに 体育施設の災害調査及び災 害対策に関する事。
警 備 対 策 部	警察本部 長			警察本部長が別に定める。			

別表第2（第12条）

(1) 地震災害の配備体制

区分	体制	配備基準	配備人員
本部が設置されていないとき	連絡配備	県内の2以上の市町村の区域において震度4を記録したとき又は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき。	付表事前配備1の欄に掲げる課及び出先機関において連絡調整を行うために必要な人員
	事前配備1	県内で震度5弱を記録したとき又は茨城県に津波注意報若しくは南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。	付表事前配備1の欄に掲げるもの。ただし、土木・工事事務所（工務所を含む。）、港湾事務所及び下水道事務所においては、連絡調整を行うため必要な人員
	事前配備2	県内で震度5強を記録したとき又は茨城県に津波警報若しくは南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。	付表事前配備2の欄に掲げるもの。ただし、土木・工事事務所（工務所を含む。）、港湾事務所及び下水道事務所においては、連絡調整を行うため必要な人員
本部が設置されたとき	第1次配備	地震により相当程度の局地災害が発生したとき又は茨城県に津波警報が発表された場合であつて本部長が必要と認めたとき。	災害応急対策が円滑に行える体制（職員の5分の1）
	第2次配備	県内で震度6弱以上を記録したとき又は茨城県に大津波警報が発表されたとき。	人員を大幅に増員し、災害応急対策が円滑に行える体制（職員の3分の1）
	第3次配備	地震により大規模な災害が発生したとき又は茨城県に大津波警報が発表され、大規模な災害が発生したとき。	大規模な災害に対して、応急対策が円滑に行える体制（職員の2分の1）

付表

部局名	事前配備体制	
	事前配備1	事前配備2
総務部	報道・広聴課 1	総務課 2 人事課 2 管財課 3 報道・広聴課 4 秘書課 1
政策企画部		政策調整課 1 地域振興課 1 情報システム課 1 交通政策課 1

		水政課 1
県民生活環境部		生活文化課 2 環境対策課 4 廃棄物規制課 2 資源循環推進課 1
防災・危機管理部	防災・危機管理課 9 消防安全課 5	防災・危機管理課 全員 消防安全課 全員 原子力安全対策課 1
保健医療部	保健政策課 1	保健政策課 4 健康推進課 1 医療政策課 2
福祉部	福祉政策課 1	福祉政策課 1 長寿福祉課 1 障害福祉課 1
営業戦略部		営業企画課 4
立地推進部		立地推進課 1 立地整備課 1 宅地整備販売課 1
産業戦略部		産業政策課 3 技術革新課 1
農林水産部	水産振興課 1	農業政策課 3 農業経営課 1 農業技術課 1 林業課 1 水産振興課 2 農村計画課 2
土木部	監理課 1 道路建設課 2 道路維持課 2 河川課 2 港湾課 2 都市整備課 2 下水道課 2	監理課 5 道路建設課 2 道路維持課 4 河川課 3 港湾課 3 都市整備課 3 下水道課 3
(土木・工事事務所(工務所を含む)) (港湾事務所)	12土木・工事事務所(工務所を含む。) 各2人 24 2港湾事務所 各2人 4	12土木・工事事務所(工務所を含む。) 各4人 48 2港湾事務所 各4人 8

(下水道事務所)	鹿島下水道事務所 2 流域下水道事務所（浄化センターを除く。） 2	鹿島下水道事務所 3 流域下水道事務所（浄化センターを除く。） 3 流域下水道事務所の浄化センター 各2人 8
企業局		総務課 3 施設課 4
(水道事務所)		4水道事務所(浄水場を除く。) 各4人 16 6浄水場 各2人 12
病院局	経営管理課 1	経営管理課 4
県民センター		4県民センター 各2人 8
教育庁		総務課 3
警察本部	警備部長が別に定める。	

別表第2（第11条）

(2) 風水害の配備体制

区分	体制	配備基準	配備人員
本部が設置されていないとき	連絡配備	大雨、洪水、暴風、高潮、暴風雪、大雪警報のいずれかが県下に発表されたとき。	付表事前配備1の欄に掲げる課及び出先機関において連絡調整を行うために必要な人員
	事前配備1	連絡配備の体制をとった場合であつて被害が発生し、若しくは発生が予想されるとき又は大雨特別警報が隣接県の県下に発表され、かつ、本県へ及ぼす影響が高いと防災・危機管理部長が認めたとき。	付表事前配備1の欄に掲げるもの
	事前配備2	事前配備1の体制をとった場合であつて相当の被害が発生し、若しくは発生が予想されるとき若しくは大雨、暴風、高潮、暴風雪、大雪特別警報のいずれかが県下に発表されたとき又はその他の状況により防災・危機管理部長が必要と認めたとき。	付表事前配備2の欄に掲げるもの

本部が設置されたとき	第1次配備	大規模な災害が発生するおそれがあるとき又はその他の状況により本部長が必要と認めたとき。	災害応急対策が円滑に行える体制 (職員の5分の1)
	第2次配備	局地的災害が発生したとき又はその他の状況により本部長が必要と認めたとき。	人員を大幅に増員し、災害応急対策が円滑に行える体制 (職員の3分の1)
	第3次配備	県内全域にわたって大規模な災害が発生したとき又はその他の状況により本部長が必要と認めたとき。	大規模な災害に対して、応急対策が円滑に行える体制 (職員の2分の1)

付表

部局名	事前配備体制	
	事前配備1	事前配備2
総務部	報道・広聴課 1	総務課 2 人事課 1 管財課 3 報道・広聴課 4 秘書課 1
政策企画部		政策調整課 1 地域振興課 1 情報システム課 1 交通政策課 1 水政課 1
県民生活環境部		生活文化課 2 環境対策課 4 廃棄物規制課 2 資源循環推進課 1
防災・危機管理部	防災・危機管理課 9 消防安全課 5	防災・危機管理課 全員 消防安全課 全員 原子力安全対策課 1
保健医療部		保健政策課 2 健康推進課 1 医療政策課 2

福祉部		福祉政策課 1 長寿福祉課 1 障害福祉課 1
営業戦略部		営業企画課 4
立地推進部		立地推進課 1 立地整備課 1 宅地整備販売課 1
産業戦略部		産業政策課 3 技術革新課 1
農林水産部	水産振興課 1 (大雪警報のときを除く。)	農業政策課 3 農業経営課 1 農業技術課 1 林業課 1 水産振興課 2 (大雪警報のときを除く。) 農村計画課 2
土木部	道路建設課 1 道路維持課 2 河川課 5 港湾課 3 都市整備課 2 下水道課 2	監理課 4 道路建設課 2 道路維持課 4 河川課 9 港湾課 5 都市整備課 3 下水道課 3
(土木・工事事務所 (工務所を含む。)) (港湾事務所) (下水道事務所)	12土木・工事事務所(工務所を含む。) 各3人 36 2港湾事務所 各3人 6 鹿島下水道事務所 2 流域下水道事務所(浄化センターを除く。) 2	12土木・工事事務所(工務所を含む。) 各4人 48 2港湾事務所 各4人 8 鹿島下水道事務所 3 流域下水道事務所(浄化センターを除く。) 3 流域下水道事務所の浄化センター 各2人 8
企業局		総務課 2
病院局		経営管理課 2
県民センター		4県民センター 各2人 8
教育庁		総務課 3
警察本部	警備部長が別に定める。	

1-9 茨城県災害対策本部事務局の組織及び運営に関する規則

茨城県災害対策本部事務局の組織及び運営に関する規則

〔昭和58年3月31日〕
〔茨城県規則第17号〕

最終改正：令和4年11月4日 茨城県規則第44号

(趣旨)

第1条 この規則は、茨城県災害対策本部条例施行規則（昭和58年茨城県規則第16号）第6条第3項の規定に基づき、茨城県災害対策本部事務局（以下「事務局」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織及び分掌事務)

第2条 事務局に別表の班名の欄に掲げる班を置き、その分掌事務は同表の分掌事務の欄に掲げるとおりとする。

(職及び職務)

第3条 事務局に次の表の左欄に掲げる職を置き、同表中欄に掲げる者をもつて充て、その職務は同表右欄に掲げるとおりとする。

職	職に充てる者	職務
事務局長	防災・危機管理部長	事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
事務局次長	防災・危機管理部次長 防災・危機管理課長	事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき又は事務局長が欠けたときは、その職務を代理する。
事務局付	防災・危機管理課企画監 防災・危機管理専門監 防災・危機管理課副参事 消防安全課長 消防安全課産業保安室長 消防安全課副参事 原子力安全対策課長 原子力安全対策課 原子力防災調整監	事務局長が特に命ずる事項を処理する。
班長	別表の班長の欄に	班の事務を掌理し、班員を指揮監督する。

	掲げる職にある者	
副班長	別表の副班長の欄に掲げる職にある者	班長を補佐する。
班員	別表の班員の欄に掲げる者	担当事務に従事する。

(設置場所)

第4条 事務局は、災害対策本部室又は状況により事務局長が定める場所に設置する。

(局務の開始)

第5条 事務局長は、災害対策本部の設置が決定されたときは、直ちに局務を開始する。

(事務局職員の参集)

第6条 事務局職員は、休日、勤務時間外等において、災害が発生し、又は発生するおそれがあることを覚知したときは、状況を把握し、速やかに事務局に参集するものとする。

(班の配備人員)

第7条 各班の配備人員は、別表の班員の欄に掲げるとおりとする。

2 事務局長は、災害の状況により必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、各班の配備人員の増減を指示することができる。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項は、防災・危機管理部長が別に定める。

付 則 (令和4年規則第44号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表 (第2条、第3条、第7条第1項関係)

班名	班長	副班長	班員	分掌事務
総括班	防災・危機管理課課長補佐(総括)	生活文化課課長補佐 1人 環境政策課課(室)長補佐 1人 防災・危機管理課課員 1人	行政経営課員 1人 管財課員 1人 生活文化課員 1人 廃棄物規制課員 1人 消防安全課員 3人 観光戦略課員 1人 宅地整備販売課員 1人 (記録係)	1 災害対策本部会議の開催に関すること。 2 災害対策本部及び事務局の運営に関すること。 3 事務局各班間の連絡調整に関すること。 4 その他事務局長から特に指示されたこと。 (記録係)

			消防安全課員 1人 労働政策課員 1人 農業経営課員 1人	災害対策本部及び事務局の活動等の記録に関すること。
情報班	防災・危機管理課課長補佐（防災担当）	統計課員 1人 消防安全課員 1人 原子力安全対策課員 1人	総務課員 1人 計画推進課員 1人 生活文化課員 1人 女性活躍・県民協働課員 1人 環境政策課員 1人 環境対策課員 1人 水政課員 1人 防災・危機管理課員 1人 保健政策課員 1人 健康推進課員 1人 医療政策課員 1人 販売戦略課員 1人 産業政策課員 1人 技術革新課員 1人 農業政策課員 1人 監理課員 1人 道路維持課員 1人 河川課員 1人 港湾課員 1人 下水道課員 1人 企業局総務課員 1人 教育庁総務課員 1人 警察本部警備課員 1人	1 防災関係機関からの気象情報、電力情報その他の災害情報の収集及び伝達に関すること。 2 事故発生事業所等からの情報収集に関すること。 3 各部が収集した災害情報で、主として次に掲げるものの収集に関すること。 (1) 河川、ダム砂防、道路及び港湾・漁港関係情報 (2) 農林水産関係情報 (3) 商業及び工業関係情報 (4) 災害救助、医療、防疫等関係情報 (5) 教育関係情報 (6) 警察関係情報 4 災害情報の各部等への伝達に関すること。 5 防災行政無線の管理及び運営に関すること。 6 災害情報の整理及び記録に関すること。 7 災害関係資料の作成に関すること。
対策班	消防安全課課長補佐（総括）	原子力安全対策課課長補佐（企画・防災担当） 防災・危機管理課員 2人 消防安全課員 1人 原子力安全対策課員 1人	総務課員 1人 政策調整課員 1人 生活文化課員 1人 防災・危機管理課員 1人 保健政策課員 1人 福祉政策課員 1人 営業企画課員 1人 立地推進課員 1人 産業政策課員 1人 農業政策課員 1人 監理課員 1人 会計管理課員 1人 企業局総務課員 1人 病院局経営管理課員 1人 教育庁総務課員 1人	1 国（現地対策本部を含む。）及び防災関係機関との連絡調整に関すること。 2 各部間の連絡調整に関すること。 3 その他事務局長から特に指示されたこと。 （避難対策係） 1 避難に係る連絡調整に関すること。 2 救助物資、資材等の輸送に係る連絡調整に関すること。 3 避難地域内住民の輸送に係る連絡調整に関すること。

			(避難対策係) 情報システム課員 1人 生活文化課員 1人 消防安全課員 1人 原子力安全対策課員 4人 保健政策課員 1人 障害福祉課員 1人 警察本部交通規制課員 1人	4 原子力災害時における避難住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染に関すること。
航空運用調整班	消防安全課課長補佐	消防安全課防災航空室員 1人	消防安全課員 2人	被災者救助のためのヘリコプターの運航に係る関係機関との調整に関すること。
応援・受援班	防災・危機管理課副参事	行政経営課員 1人 人事課員 1人 防災・危機管理課員 1人	市町村課員 1人 統計課員 1人 防災・危機管理課員 1人 消防安全課員 1人 中小企業課員 1人	人的応援に関すること。
物資・燃料調整班	消防安全課産業保安室長補佐	交通政策課員 1人 防災・危機管理課員 1人 福祉人材・指導課員 1人	税務課員 1人 市町村課員 1人 政策調整課員 1人 防災・危機管理課員 1人 空港対策課員 1人 立地整備課員 1人 中小企業課員 1人 科学技術振興課員 1人 会計管理課員 1人	1 備蓄物資及び支援物資の調達、管理及び輸送に係る連絡調整に関すること。 2 燃料の確保に係る連絡調整に関すること。 3 燃料の供給に係る情報の収集及び広報に関すること。 4 災害応急対策車両等への燃料の供給に関すること。 5 電力の供給に関すること。
原子力対策班	原子力安全調整監	原子力安全対策課課長補佐(総括) 原子力安全対策課課長補佐(安全・監視担当) 原子力安全対策課員 1人	環境政策課員 2人 環境対策課員 1人 廃棄物規制課員 2人 資源循環推進課員 1人 防災・危機管理部長が指名する者 2人	1 原子力行政機関、事業所等との連絡調整に関すること。 2 緊急時モニタリングに係る情報の収集・整理に関すること。 3 災害対策本部の職員の被ばく管理に関すること。 4 その他事務局長から特に指示されたこと。
広報班	報道・広聴課長	報道・広聴課副参事 報道・広聴	報道・広聴課員 3人 営業企画課員 1人 プロモーションチーム員	1 災害に係る緊急広報(ラジオ及びテレビを利用して緊急に行う必要のある広報をいう。)に関

		課課長補佐 (報道担当) 営業企画課 課長補佐 1人	2人	すること。 2 災害に係る広報及び広聴に関するすること。 3 災害時における広報に係る国及び市町村との連絡調整に関するすること。 4 報道機関への対応に関するすること。 5 住民からの問合せの対応に関するすること。
視察・要望班	政策調整課 課長補佐 (総括)	総務課課長 補佐 1人 政策調整課 課長補佐 1人	総務課員 1人 市町村課員 2人 秘書課員 1人 政策調整課員 2人 議会事務局総務課員 1人 議会事務局議事課員 1人 議会事務局政務調査課員 1人	1 政府、国会等への要望及び陳情に関するすること。 2 国の機関、国会議員等の視察調査に関するすること。
機動班	防災・危機 管理部長が 別に定める。			1 被災地及び被災市町村に係る応急対策上の支援活動に関するすること。 2 被災地及び被災市町村の被害情報の収集に関するすること。 3 現地災害対策本部の支援に関するすること。 4 その他事務局長から特に指示されたこと。

備考

- 1 班長、副班長及び班員（これらの者が特定される場合を除く。）については、その所属する各部（局を含む。）又は各課（チームを含む。）の長が指名する。
- 2 対策班の副班長のうち原子力安全対策課課長補佐（企画・防災担当）の職にある者は、避難対策係の分掌事務に係る職務を行うものとする。

1-10 茨城県災害警戒本部規程

茨城県災害警戒本部規程

平成29年4月10日
茨城県訓令第18号
茨城県企業局訓令第2号
茨城県病院局訓令第9号
茨城県教育委員会訓令第8号
茨城県警察本部訓令第12号
茨城県議会訓令第4号

最終改正：平成31年3月14日

茨城県訓令第1号
茨城県企業局訓令第3号
茨城県病院局訓令第25号
茨城県教育委員会訓令第1号
茨城県警察本部訓令第10号
茨城県議会訓令第1号

(設置)

第1条 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第1項の規定に基づく茨城県災害対策本部(以下「対策本部」という。)の設置に至るまでの措置及び対策本部を設置する必要がないと認められる災害についての措置を総合的かつ的確に行うため、茨城県災害警戒本部(以下「警戒本部」という。)を置く。

(構成)

第2条 警戒本部は、本部長、副本部長、本部付及び本部員をもって構成する。

2 本部長は、茨城県知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則(平成30年茨城県規則第86号。次項において「規則」という。)に規定する第1順位の副知事をもって充てる。

3 副本部長は、規則に規定する第2順位の副知事をもって充てる。

4 本部付は、防災・危機管理部長をもって充てる。

5 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 防災・危機管理部防災監
- (2) 議会事務局次長
- (3) 警察本部警備部警備課長
- (4) その他本部長が指定する職にある者

(警戒本部会議の設置)

第3条 警戒本部に、警戒本部会議を置く。

(警戒本部会議の協議事項)

第4条 警戒本部会議は、気象その他の情報及び被害の情報の収集及び連絡並びに災害対策の樹立その他防災に関する事項について協議する。

(警戒本部会議の運営)

第5条 警戒本部会議は、本部長が招集し、主宰する。

2 本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、副本部長がその職務を代行する。

(報告)

第6条 本部長は、警戒本部会議終了後速やかにその結果を知事に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 警戒本部の庶務は、防災・危機管理部防災・危機管理課において処理する。

(委任)

第8条 この訓令に定めるもののほか、警戒本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

付 則

1 この訓令は、公布の日から施行する。

2 茨城県災害警戒本部規程

平成18年

茨城県訓令第10号

茨城県企業局訓令第3号

茨城県病院局訓令第1号

茨城県教育委員会訓令第6号

茨城県警察本部訓令第17号

は、廃止する。

1-11 茨城県災害情報連絡担当者会議要綱

茨城県災害情報連絡担当者会議要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、県内において暴風・水害・原子力災害等（以下「災害等」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、関係各課による各種情報の交換を行うため開催する災害情報連絡担当者会議（以下「会議」という。）について定めるものとする。

(構成員)

第2条 会議の構成員は次の者とする。

- (1) 総務部総務課員
- (2) 総務部管財課員
- (3) 総務部知事公室報道・広聴課員
- (4) 政策企画部政策調整課員
- (5) 県民生活環境部生活文化課員
- (6) 防災・危機管理部防災・危機管理課員
- (7) 防災・危機管理部消防安全課員
- (8) 防災・危機管理部原子力安全対策課員
- (9) 保健医療部保健政策課員
- (10) 保健医療部疾病対策課員
- (11) 福祉部福祉政策課員
- (12) 営業戦略部営業企画課員
- (13) 立地推進部立地推進課員
- (14) 産業戦略部産業政策課員
- (15) 農林水産部農業政策課員
- (16) 農林水産部農業技術課員
- (17) 農林水産部林業課員
- (18) 農林水産部水産振興課員
- (19) 農林水産部農地局農村計画課員
- (20) 土木部監理課員
- (21) 土木部道路維持課員
- (22) 土木部河川課員
- (23) 土木部港湾課員
- (24) 土木部都市局下水道課員

- (25) 会計事務局会計管理課員
- (26) 企業局総務課員
- (27) 病院局経営管理課員
- (28) 議会事務局総務課員
- (29) 教育庁総務課課員
- (30) 警察本部警備部警備課員
- (31) その他必要に応じ防災・危機管理部防災・危機管理課長が指定する課員

(協議事項)

第3条 会議は、気象情報、原子力施設の事故に関する情報、被害の情報その他必要な情報の共有及び防災、応急対策等に関する事項について協議する。

(運 営)

第4条 会議は、防災・危機管理部防災・危機管理課長が招集し、これを主宰する。

- 2 防災・危機管理部防災・危機管理課長が不在のときは、防災・危機管理部防災・危機管理課課長補佐（総括）、防災・危機管理部防災・危機管理課課長補佐（防災）の順にその職務を代理する。

(構成員の報告)

第5条 会議の構成員は、災害等が発生し、又はそのおそれがある場合においては、被害状況その他必要な情報を速やかに防災・危機管理部防災・危機管理課長に報告しなければならない。

- 2 会議の構成員は、会議に付議された事項を速やかに関係職員に周知させるとともに、実施を要する事項については、これを促進しなければならない。

(庶 務)

第6条 会議の庶務は、防災・危機管理部防災・危機管理課が担当する。

付 則

この要綱は、平成11年4月27日から施行する。

(略)

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

1-12 茨城県支援対策本部要綱

茨城県支援対策本部要綱

(設置)

第1条 地震等による大規模災害が発生し災害時の相互応援協定等に基づく応援の要請があった場合、その他支援の必要があると考えられる災害が発生した場合等において、必要な支援を総合的かつ的確に実施するため、茨城県支援対策本部（以下「支援本部」という。）を置く。

(構成)

第2条 支援本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

2 本部長は、防災・危機管理部長をもって充てる。

3 副本部長は、防災・危機管理部次長（防災監の職にある者）をもって充てる。

4 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 防災監（前項に掲げる者を除く。）

(2) 議会事務局次長

(3) 警察本部警備課長

(4) その他本部長が指定する職にある者

(支援本部会議の設置)

第3条 支援本部に支援本部会議を置く。

(支援本部会議の協議事項等)

第4条 支援本部会議は、応援体制の確立、応援の調整その他応援に関する事項について協議決定し、その実施を推進する。

(支援本部会議の運営)

第5条 支援本部会議は、本部長が招集し、主宰する。

2 本部長に事故があるとき又は欠けたときは、副本部長がその職務を代理する。

(報告及び応援の実施)

第6条 本部長は、支援本部会議終了後速やかにその結果を知事に報告するものとする。

2 本部員は、支援本部の決定に基づき、所属する部局等の応援体制を整備するとともに、当該部局等に係る応援を実施する。

(庶務)

第7条 支援本部の庶務は防災・危機管理部防災・危機管理課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、支援本部の運営に関し、必要な事項は、本部長が定める。

付 則

この要綱は、平成12年7月4日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

1-13 災害対策本部設置後の事務局職員の動員等に係る取扱要領

1 動員の基準等

事務局職員の動員の基準等については、茨城県災害対策本部事務局の組織及び運営に関する規則(昭和58年茨城県規則第17号)、県地域防災計画、「防災・国民保護ハンドブック」等に定めるところによるほか、次に定めるところによるものとする。

(1) 初動期における事務局職員の動員

初動期(災害発生から被災者の救助が概ね終了するまでの約1週間をいう。以下同じ。)における事務局職員の動員の取扱いについては、次に定めるところによる。

ア 初動期において災害対応のため事務局職員が不足するときは、事務局長は、増員が必要な人数及び業務内容等を把握のうえ、動員班長を通じて、各部に配備されている配備人員のうちから必要な人員を増員する。

イ 上記アにより増員した事務局職員の対応が数日にわたるときは、動員した先の部内において、適宜、職員を交替することができる。

(2) 現地災害対策本部の事務局職員の動員

現地災害対策本部を設置した場合において事務局職員を動員するときは、次に定めるところによる。

ア 原則として機動班員を現地災害対策本部の事務局職員とし、交替制により現地に派遣する。

イ 機動班員のみで対応することが困難なときは、増員が必要な人数及び業務内容等を把握のうえ、動員班長を通じて、各部から必要な人員を動員する。

ウ 上記イの動員に当たっては、あらかじめ動員する期間を定め、その間に動員すべき人員を選定するものとする。この場合において、選定した職員がやむを得ない事情により対応が困難となったときは、別の職員を動員することができる。

(3) 配備人員の縮小

茨城県災害対策本部条例施行規則(昭和58年茨城県規則第16号)第12条の規定に基づき、第1次配備体制(非常体制第1)をとっている場合において、深夜等配備人員を職員の5分の1とする必要性が低いと認められるときは、次のいずれかの体制をとるものとする。

ア 各課において、1、2名程度の職員を配備する。

イ 各部局の緊急連絡網等により、事務局対策班の各部企画員等と確実に連絡がとれる体制をとる。

(4) 災害対応が長期化した場合の事務局職員の動員等

災害対策本部を設置した後1月以上事務局職員を継続して参集させることとなった場合の取扱いについては、次に定めるところによる。

○ あらかじめ登録している事務局職員が所属する課所における担当業務のため事務局において業務を継続することが困難なときは、当該所属する課所又は当該課所の属する部内において、事務

局職員を交替させることができる。

2 災害対応経験職員の応援体制

(1) 事務局各班への応援体制

- 初動期において災害対応を行うときは、事務局長は、必要に応じ、過去において事務局班長として災害対応を経験した職員を災害対策室に参集させ、災害対応の支援を受けることができる。
- 前項の対応を円滑に行うため、過去において事務局班長として災害対応を行った職員の名簿を作成しておくものとする。

(2) 災害対応業務が急増することが見込まれる各課への応援体制

- 災害救助法に基づく救助業務など、災害発生に伴い急増することが見込まれる災害対応業務（※）を所管する各課の長は、必要に応じ、事務局長に対し、過去において当該災害対応業務を経験した職員の配置を求めるものとする。
- 前項の求めがあった場合には、事務局長は、関係課の長を通じて、当該災害対応業務を経験した職員を要求課に参集させ、業務の支援を行うものとする。
- 前項の対応を円滑に行うため、当該災害対応業務を所管する各課においては、年度当初に、過去において当該災害対応業務を行った職員について、人事課から現在の所属課所の情報提供を受け、名簿を作成するものとする。

※平成27年9月関東・東北豪雨において急増した災害対応業務【担当課】

- ・ 災害救助法に基づく救助業務【防災・危機管理課】
- ・ 被災者生活再建支援法に基づく支給業務【防災・危機管理課】
- ・ 災害廃棄物の処理に関する業務【廃棄物対策課】
- ・ 災害ボランティア支援に関する業務【福祉指導課】
- ・ 住宅相談及び支援に関する業務【住宅課】

1-14 茨城県災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例

茨城県災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例

〔昭和38年3月22日〕
〔茨城県条例第7号〕

（趣旨）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第2項の規定に基づき同法第71条の規定による従事命令により応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関し必要な事項を定めるものとする。

（損害補償の種類）

第2条 前条の損害補償は、療養補償、休業補償、障害補償、遺族補償、葬祭補償及び打切補償の6種とする。

（損害補償の支給額及び支給方法）

第3条 前条に規定する損害補償の支給額及び支給方法は、それぞれ災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）に規定する療養扶助金、休業扶助金、障害扶助金、遺族扶助金、葬祭扶助金及び打切扶助金の例による。

（委任）

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が規則で定める。

付 則

この条例は公布日から施行する。

1-15 職員の健康管理及び給食等に関する事項

防災・危機管理部長は、職員の健康管理及び給食等に必要な基本的な措置を講じるものとし、各部長及び各班長は、班員の健康及び勤務の状態等を常に配意し、適切な措置をとるものとする。

なお、職員の健康管理、給食、給水等の業務（以下「給養業務」という。）は、総務部厚生班が行う。また、各部長は、部内の給養業務を処理させるため、予め給養担当者を定めておくものとする。

(1) 休憩・仮眠

ア 休憩・仮眠

(ア) 各班長は、必要と認めるときは、在庁待機者その他必要と認められる者に各班の事務室（庁舎内各課の部屋）において休憩・仮眠をとらせる。

(イ) 防災・危機管理部長は、災害の状況、職員の動員状況等を勘案し、次の場所に休憩・仮眠のための施設（以下「休憩・仮眠施設」という。）を設置する。

施設名	室名	収容可能 人員（人）	備考	施設名	室名	収容可能 人員（人）	備考
本庁舎	男性職員 休憩室	22	収容可能人員は、1人当りの 所要面積を 1.8㎡として算 出した。	福利 厚生 棟	サークル室1	24	
	女性職員 休憩室	22			サークル室2	23	
	小計	44			サークル室3	24	
福利 厚生 棟	アリーナ	540			交流サロン	42	
	トレーニング室	73			小計	877	
	卓球場 剣道場	125		合 計		921	
	図書・ 視聴覚室	26					

(ウ) 厚生班長は、休憩仮眠施設を設置したときは、速やかに各部給養担当者に連絡する。

イ 休憩・仮眠に必要な寝具の貸与

(ア) 各部給養担当者は、活動体制決定の都度、在庁待機者の各班事務室における休憩・仮眠に必要な寝具の数量をまとめ、速やかに厚生班長に報告するものとする。

(イ) 厚生班長は、前記報告に基づき、各部に貸与する寝具の数量及び引渡し場所等を決定し、各部給養担当者に通知し貸与する。

なお、貸与に関する具体的要領は、厚生班長が別に定める。

ウ 休憩・仮眠施設の利用

(ア) 各部給養担当者は、活動体制決定の都度、休憩・仮眠施設の利用者数を取りまとめ、厚生班長に報告する。

(イ) 厚生班長は、前記報告に基づき利用者数と休憩・仮眠施設の収容人員を勘案し、利用施設名及び人員を決定して各部給養担当者に通知する。

なお、利用に関する具体的要領は厚生班長が別に定める。

エ 寝具の備蓄・調達

寝具の備蓄数量は500人分（非常体制発令時、登庁可能な本庁近傍（6 km圏内）在住職員の2分の1）とし、不足する場合は、防災・危機管理部長が会計部長に要請し調達する。

(2) 医 療

各班長は、班員のうち疲労が甚だしいと認められる者、健康の異常を訴える者、その他医師の診療を必要と認める者等がある場合は、直ちに保健福祉部医療救護班長に通報し、その指示に従って適切な措置をとる。

各班長は、救護班長の指示により措置した者について、その所属部、班、職氏名及び診療結果、事後措置等を厚生班長に報告する。

(3) 給食等

ア 給食等の種類及び備蓄

(ア) 職員に必要な給食は原則として保存食（「乾パン、缶詰等」以下同じ。）とする。ただし可能な場合は、にぎり飯又は適当な加工食とする。

(イ) 庁内給水施設が利用不能の場合及びその他の方法による飲料水の確保が困難な場合は、保存飲料水とする。

(ウ) 備蓄量は次表のとおりとし、不足する場合は、防災・危機管理部長が会計部長に要請し調達する。

品 目	数 量	備 考
乾 パ ン	8、000食	1、000人 2日分（1人1日4食）
缶 詰	8、000缶	1、000人 2日分（1人1日4缶）
保存飲料水	2、000本	1、000人 2日分（1人1日1本（50 _m ml／本））

イ 食糧等の給与

(ア) 各部の給養担当者は、前日の午後5時までに各部が必要とする翌日の朝食数、昼食数、夕食数、夜食数（災害対策のため出張者が食糧を携行する場合は、その必要食数を含む。以下同じ。）を厚生班長に報告する。

なお、本部設置初日の分については、動員数に応じた必要数を速やかに厚生班長に報告する。

(イ) 厚生班長は、前記報告に基づき、食糧・飲料水の数量及び引渡しを決定し、速やかに

各部給養担当者に通知し引渡す。

なお、引渡しに関する具体的要領は、厚生班長が別に定める。

ウ 保存食以外による給食

防災・危機管理部長は、状況が好転次第、茨城県庁生活協同組合等の協力を得て、にぎり飯等の給食を行うものとする。

1-16 茨城県石油コンビナート等防災本部条例

茨城県石油コンビナート等防災本部条例

昭和51年10月15日
茨城県条例第63号

(目的)

第1条 この条例は、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号以下「法」という。）第28条第8項の規定に基づき、茨城県石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(本部員及び専門員)

第2条 法第28条第5項第4号、第6号及び第9号に掲げる本部員の定数は、それぞれ15人、3人及び5人とする。

2 法第28条第5項第9号に掲げる本部員の任期は、2年とする。ただし、補欠の本部員の任期は、その前任者の残任期間とする。

3 前項の本部員は、再任されることを妨げない。

4 専門員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(幹事)

第3条 防災本部に、幹事45人以内を置く。

2 幹事は、防災本部の本部員の属する機関又は特定事業所の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、防災本部の所掌事務について、本部員及び専門員を補佐する。

(部会)

第4条 防災本部は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき本部員及び専門員は、本部長が指名する。

3 部会に部会長を置き、本部長の指名する本部員をもってこれに充てる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する本部員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災本部の議事その他防災本部の運営に関し必要な事項は、本部長が防災本部に諮って定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

1-17 鹿島臨海地区石油コンビナート等特別防災区域

鹿島臨海地区石油コンビナート等特別防災区域

石油コンビナート等災害防止法第2条第2号の規定に基づき、令和5年4月1日現在、茨城県内で特別防災区域として指定された区域は、次のとおりである。

なお、特別防災区域は、港湾により三地区に分かれるため、便宜上、それぞれを高松地区、東部地区、西部地区と称している。

1 特別防災区域の名称

鹿島臨海地区石油コンビナート等特別防災区域（総面積24.10km²）

2 特別防災区域の指定

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和51年政令第192号）に基づき、昭和51年7月14日指定

3 特別防災区域の範囲

(1) 高松地区

ア 茨城県鹿嶋市大字国末字北浜山、字南浜山及び字海岸砂地、大字泉川字北浜山、字南浜山、字浜屋敷及び字沢東、大字新浜並びに大字栗生字海岸、大字光字光2番地から4番地まで並びに大字栗生字東山2614番地及び2864番地並びに字浜2865番地の区域並びにこれらの区域に介在する道路の区域

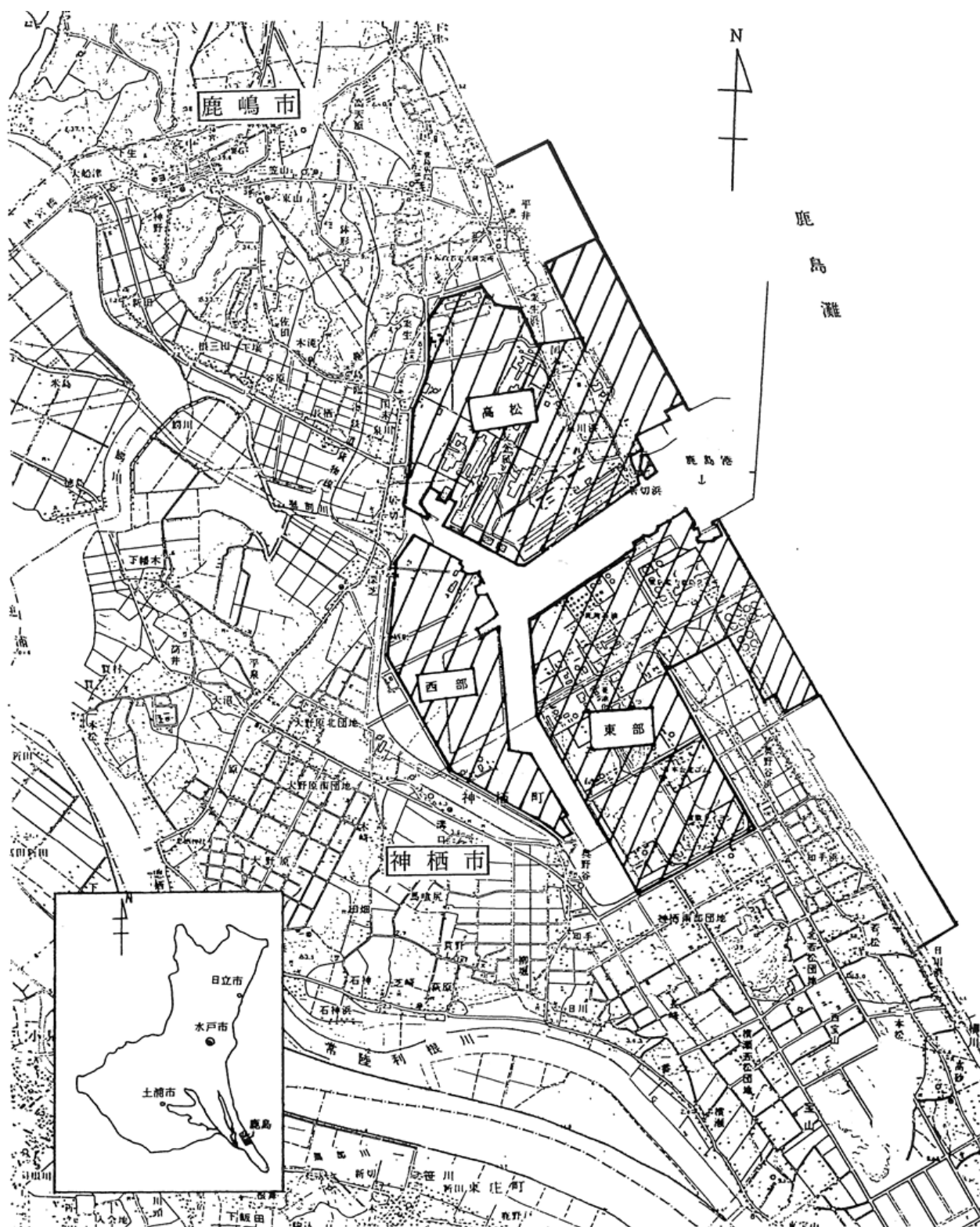
イ 茨城県神栖市光の区域及び当該区域に介在する道路の区域

(2) 東部地区

茨城県神栖市深芝字海辺、字藤豊及び字原芝、北浜1番地から4番地まで、3番地及び4番地に隣接する国有無番地、6番地から13番地まで、14番地1、14番地3、15番地、16番地1、16番地3、19番地1（工業専用地域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第9条第12項に規定する地域をいう。以下同じ。）に限る。）、19番地2、20番地から24番地まで、27番地、3671番地37から3671番地41まで、3671番地44から3671番地47まで、6223番地54、6223番地55（工業専用地域に限る。）、6223番地60から6223番地62まで並びに6318番地、奥野谷字浜野6223番地65、6225番地40、6225番地821、6225番地832及び6225番地833並びに字東和田5588番地2、東和田（39番地1及び39番地2を除く。）の区域並びに当該区域に介在する道路の区域

(3) 西部地区

茨城県神栖市居切字海岸砂地、東深芝1番地1から1番地7まで、2番地2から2番地25まで、3番地1から3番地11まで、3番地14から3番地16まで、4番地1から4番地10まで、5番地から7番地まで、8番地1から8番地5まで、9番地1、9番地2、10番地、11番地1から11番地3まで、12番地、13番地1から13番地9まで、14番地1から14番地8まで、15番地、16番地1から16番地6まで、16番地8から16番地32まで、17番地1から17番地18まで、18番地1、18番地2、19番地1から19番地3まで、20番地、21番地2から21番地4まで、22番地2、22番地3、22番地17から22番地21まで、22番地23から22番地25まで、34番地9から34番地10、34番地13から34番地21まで、34番地53及び34番地54並びに字高山2988番地の区域並びに当該区域に介在する道路の区域



2 協定及び広域応援

2 協定及び広域応援

2-1 災害時の広域応援に関する協定（全国知事会）

全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第23号）第5条の2及び第8条第2項第12号の規定に基づき、地震等による大規模災害が発生した場合において、各ブロック知事会（以下「ブロック」という。）で締結する災害時の相互応援協定等では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合に、全国知事会の調整の下に行われる広域応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態に準用する。

（都道府県の役割）

第2条 都道府県は、応援を必要とする都道府県（以下「被災県」という。）に対して、相互扶助の精神に基づき、全国知事会の調整の下で行われる全国的な広域応援に協力するものとする。

2 都道府県は、前項における広域応援の実効性を高めるため、日頃より、都道府県間及びブロック間における連携を強め、自律的な支援が可能となる体制を構築することに努めるものとする。

（ブロック幹事県の設置等）

第3条 被災県に対する応援を円滑に実施するため、次表の各ブロックに幹事県を置く。

ブロック知事会名	構成都道府県名
北海道東北地方知事会	北海道 青森県 秋田県 岩手県 山形県 宮城県 福島県 新潟県
関東地方知事会	東京都 群馬県 栃木県 茨城県 埼玉県 千葉県 神奈川県 山梨県 静岡県 長野県
中部圏知事会	富山県 石川県 岐阜県 愛知県 三重県 長野県 静岡県 福井県 滋賀県
近畿ブロック知事会	福井県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 奈良県 和歌山県 兵庫県 鳥取県 徳島県
中国地方知事会	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
四国知事会	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州地方知事会	福岡県 佐賀県 長崎県 大分県 熊本県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県 山口県

2 複数のブロックに所属する都道府県の所属ブロックについては、別に定めるところによるものとする。

3 幹事県は、原則として各ブロック知事会の会長都道府県又は常任世話人県をもって充てる。ただし、

ブロック内の協議により、会長都道府県又は常任世話人県以外の都道府県を幹事県とした場合は、この限りでない。

- 4 各ブロックにおいては、ブロック内での相互応援協定等を締結し、被災した都道府県ごとに支援を担当する都道府県（カバー（支援）県）を定めるなど、ブロック内での支援体制の構築に努めるものとする。
- 5 幹事県は、被災県に対する応援を速やかに行うため、自らのブロック内の総合調整を行い、ブロック内での支援では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合には、全国知事会に対し、広域応援の要請を行うものとする。
- 6 幹事県が被災等によりその事務を遂行できなくなったブロックは、当該ブロック内で速やかに協議のうえ、幹事県に代って職務を行う都道府県（以下「幹事代理県」という。）を決定し、幹事代理県となった都道府県はその旨を全国知事会に報告するものとする。

（災害対策都道府県連絡本部の設置）

第4条 いずれかの都道府県において、震度6弱以上が観測された地震又は大雨特別警報が発表された大雨、もしくはそれらに相当する程度の災害が発生したと考えられる場合、全国知事会は、被災情報等の収集・連絡事務及び広域応援に係る調整を迅速かつ的確に進めるため、速やかに、全国知事会事務総長を本部長とする災害対策都道府県連絡本部（以下「連絡本部」という。）を設置する。

- 2 連絡本部は、被災県及び被災県の所属するブロックの幹事県並びに国等の関係団体から、被災情報等の収集に努めるとともに、広域応援に係る調整を行う。
- 3 連絡本部は、収集した被災情報等について、各都道府県に連絡を行う。
- 4 連絡本部の組織等必要な事項は、別に定める。

（災害対策都道府県現地連絡本部の設置等）

第5条 前条の連絡本部が設置された場合にあって、被災県での情報収集等が必要と認められる場合には、全国知事会は、被災県に情報収集要員（リエゾン）を派遣する。

- 2 複数の県において被害が見込まれる大規模・広域災害時にあっては、全国知事会は、情報収集要員の派遣に、危機管理・防災特別委員会委員長県及び副委員長県の協力を得る。
- 3 情報収集要員からの情報等に基づき、被災県において広域応援の調整が必要と見込まれるときは、全国知事会は、被災県に災害対策都道府県現地連絡本部（以下「現地連絡本部」という。）を設置する。
- 4 現地連絡本部は、全国知事会の情報収集要員やブロック幹事県の職員等で構成し、被災情報等の収集に努めるとともに、国や関係団体との広域応援に係る調整を行う。

（緊急広域災害対策本部の設置）

第6条 複数の都道府県において被害が見込まれる大規模・広域災害の発生時には、全国知事会は、全国知事会会長を本部長、全国知事会危機管理・防災特別委員会委員長を副本部長とする緊急広域災害対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

- 2 対策本部は、第4条第1項の連絡本部の事務を引き継ぎ、被災情報等の収集・連絡事務及び広域応

援に係る調整を迅速かつ的確に進める。

3 本部長に事故のあった場合は、副本部長がその事務を代行する。

4 対策本部の組織等必要な事項は、別に定める。

(広域応援の実施)

第7条 全国知事会は、被災県の属するブロックの幹事県から、第3条第5項に基づく広域応援の要請があった場合には、全国的な広域応援を実施するため、都道府県に対して応援の要請を行う。

2 全国知事会から応援の要請を受けた都道府県は、最大限その責務を果たすよう努めなくてはならない。

3 通信の途絶等により、第3条第5項の要請がなされない場合にあって、広域応援の必要があると認められる場合には、全国知事会は第1項に規定する広域応援の要請を行うことができる。

(業務の代行)

第8条 首都直下地震等により、第4条から前条までの全国知事会による広域応援に係る調整が困難な場合には、関東地方知事会の幹事県が、広域応援に関する業務を代行する。

2 前項の場合において、関東地方知事会の幹事県による広域応援に関する業務の代行が困難なときは、近畿ブロック知事会の幹事県が、広域応援に関する業務を代行する。

(経費の負担)

第9条 広域応援を行った都道府県が当該広域応援に要した経費は、原則として広域応援を受けた被災県の負担とする。ただし、被災県と広域応援を行った都道府県との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。

2 被災県は、費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときは、広域応援を行う都道府県に当該費用の一時繰替え（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。）支弁を求めることができるものとする。

3 被災県は、前項の繰替え支弁がなされたときは、原則として年度内に繰替え支弁をした都道府県に対し繰戻しをしなければならない。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、都道府県がブロック及び個別に締結する災害時の相互応援協定等を妨げるものではない。

(訓練の実施)

第11条 全国知事会及び都道府県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適時実施するものとする。

(その他)

第12条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、全国知事会会長が別に定めるものとする。

附則 この協定は、平成18年7月12日から適用する。

2 平成8年7月18日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成19年7月12日から適用する

2 平成18年7月12日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成24年5月18日から適用する。

2 平成19年7月12日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成30年11月9日から適用する

2 平成24年5月18日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書に全国知事会会長、全国知事会危機管理・防災特別委員会委員長及び全国知事会東日本大震災復興協力本部本部長並びに各ブロックの会長又は常任世話人が記名し、全国知事会においてこれを保有するとともに、各都道府県に対しその写しを交付するものとする。

平成30年11月9日

全 国 知 事 会 会 長

埼 玉 県 知 事

全国知事会 危機管理・防災特別委員会委員長

三 重 県 知 事

全国知事会 東日本大震災復興協力本部本部長

静 岡 県 知 事

北海道東北地方知事会会長

北 海 道 知 事

関東地方知事会会長

埼 玉 県 知 事

中部圏知事会会長

愛 知 県 知 事

近畿ブロック知事会会長

滋 賀 県 知 事

中国地方知事会会長

広 島 県 知 事

四国知事会常任世話人

愛 媛 県 知 事

九州地方知事会会長

大 分 県 知 事

2-2 震災時等の相互応援に関する協定（1都9県）

震災時等の相互応援に関する協定

（趣 旨）

第1条 この協定は、関東地方知事会を組織する知事の協議により、東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県及び長野県（以下「都県」という。）において、地震等による災害又は武力攻撃事態等若しくは緊急処理事態（以下「災害」という。）において、被災した都県（避難住民（都県以外からの避難住民を含む。）を受入れている都県を含む。以下「被災都県」という。）独自では十分な災害応急対策が実施できない場合において、災害対策基本法第5条の2、同法第8条第2項第12号及び同法第74条第1項の規定又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第3条第4項及び同法第172条第4項の規定並びに同法第32条第2項第6号及び同法第182条第1項の規定による地方公共団体相互の広域的な連携協力に関する基本方針の内容並びに友愛精神に基づき、都県が相互に救援協力し、被災都県の応急対策及び復旧対策を円滑に実施するため、必要な応援その他の事項について定める。

（連絡窓口）

第2条 都県は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、都県において激甚な災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

2 都県は、災害時の情報交換手段を確保するため、複数の通信連絡網整備に努めるものとする。

（応援の種類）

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

（1）物資等の提供及びあっせん

- ア 食料、飲料水及びその他の生活必需物資
- イ 避難、救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資
- ウ 避難、救援及び救助活動に必要な車両・舟艇等

（2）応急対策に必要な職員の派遣等

- ア 避難、救援、救助及び応急復旧等に必要な職員
- イ ヘリコプターによる情報収集等
- ウ 応急危険度判定士、ケースワーカー、ボランティアのあっせん

（3）施設又は業務の提供若しくはあっせん

- ア 傷病者の受入れのための医療機関
- イ 被災者を一時収容するための施設
- ウ 火葬場、ゴミ・し尿処理業務
- エ 仮設住宅用地

オ 輸送路の確保及び物資拠点施設

(4) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

2 都県は、前項の応援が円滑に実施できるよう、物資、資機材等の確保、備蓄に努めるものとする。

(カバー都県・協力都県の設置)

第4条 都県は、協議により、被災都県に対し直接応援をする都県（以下「カバー都県」という。）をあらかじめ定めることができる。

2 カバー都県は、被災都県を直接的・物的に支援するほか、被災都県を応援する都県の選定及び連絡調整並びに国や全国知事会等との連絡調整に関し、被災都県を補完することを主な役割とする。

3 カバー都県以外で被災しなかった都県（以下「協力都県」という。）は、被災都県又はカバー都県からの要請に基づき、被災都県の応援に協力するものとする。

(幹事都県の役割)

第5条 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定（以下「全国協定」という。）第3条第1項に規定する関東地方知事会の幹事県（以下「幹事都県」という。）は、全国協定第3条第5項の規定に掲げる役割を担うものとする。

(幹事代理都県の設置)

第6条 幹事都県が被災等によりその事務を遂行できなくなった場合、幹事都県に代わって職務を代行する都県（以下「幹事代理都県」という。）を置く。

2 幹事代理都県は、別に定める順序に従い幹事都県が指名する。

(連絡員の派遣)

第7条 災害が発生し、被災都県から連絡員の派遣の求めがあったとき、又はカバー都県が必要があると認めたときは、カバー都県は、被災都県に対して連絡員を派遣し、被災地の情報収集を行うものとする。

2 カバー都県は、連絡員を派遣する場合においては、派遣職員自らが消費又は使用する物資を携行するなど自律的活動に努めるものとする。

(応援要請の方法)

第8条 応援を受けようとする都県は、次の事項について、カバー都県に対し口頭又は文書で要請を行い、応援する都県が決定した後に、応援することとなった都県に対し、文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 第3条第1項各号に掲げる応援の要請内容
- (3) 応援の場所及び応援場所への経路
- (4) 車両、航空機、船舶の派遣場所
- (5) 応援の期間
- (6) 要請担当責任者氏名及び連絡先
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の自主出動)

第9条 カバー都県及び協力都県は、前条の規定にかかわらず、緊急に応援出動をすることが必要と認められるときは、第7条の規定による連絡員が収集した情報等により自主的に応援活動に出動できるものとする。

2 カバー都県及び協力都県は、前項による自主出動を実施した際には、被災都県及び他の都県に対して、出動の連絡を行うものとする。

3 カバー都県及び協力都県は、自主的な応援活動のために職員を派遣する場合においては、第7条第2項に準じて、自律的活動に努めるものとする。

(応援受入れ体制)

第10条 都県は、災害時における他の都県からの連絡員、応援要員及び応援物資等を受け入れるための体制、施設及び場所等をあらかじめ定めておくものとする。

(応援経費の負担)

第11条 応援に要した費用は、法令その他別に定めがある場合を除き、応援を受けた都県が負担するものとする。

2 応援を受けた都県が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた都県から要請があった場合には、応援した都県は、当該費用を一時繰替（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。）支弁するものとする。

3 第7条の規定による連絡員の派遣及び被災地における情報収集活動に要した経費は、カバー都県が負担するものとする。

4 前3項の規定によりがたいときは、その都度、応援を受けた都県と応援した都県の間で協議して定めるものとする。

(他の協定との関係)

第12条 この協定は、全国協定及び都県が個別に締結する災害時の相互応援協定等を妨げるものではない。

(訓練の実施)

第13条 都県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適時実施するものとする。

(資料の交換)

第14条 都県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画、国民の保護に関する計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

(連絡会議の設置)

第15条 都県は、災害発生時の迅速かつ効果的な応援体制の確立を図るため、連絡会議を設置するものとする。

(その他)

第16条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、都県が協議し

て別に定めるものとする。

附則 この協定は、平成８年６月１３日から適用する。

２ 昭和５２年６月１６日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成１４年３月３１日から適用する。

２ 平成８年６月１３日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成１６年２月２４日から適用する。

２ 平成１４年３月３１日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成２０年２月６日から適用する。

２ 平成１６年２月２４日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成２５年７月３１日から適用する。

２ 平成２０年２月６日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成３１年３月３１日から適用する。

２ 平成２５年７月３１日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、本協定書１０通を作成し、各都県記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成３１年３月３１日

東京都知事	小池百合子
茨城県知事	大井川和彦
栃木県知事	福田富一
群馬県知事	大澤正明
埼玉県知事	上田清司
千葉県知事	森田健作
神奈川県知事	黒岩祐治
山梨県知事	長崎幸太郎
静岡県知事	川勝平太
長野県知事	阿部守一

2-3 災害時等の相互応援に関する協定（市町村）及び同実施細目

災害時等の相互応援に関する協定

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条の規定の趣旨に基づき、県内で暴風、豪雨、地震等による災害が発生し、被災市町村独自では十分な応急措置が実施できないときに、市町村相互間の応援を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

（連絡窓口）

第2条 市町村は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生したときには、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

（応援の種類）

第3条 応援の種類は、次の通りとする。

- （1）食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫・施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- （3）救援及び救助活動に必要な車両、船艇等の提供
- （4）救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- （5）被災者の一時収容のための施設の提供
- （6）前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続き）

第4条 市町村が応援を要請しようとするときは、次の事項を明らかにして、口頭又は電話により行い、後に文書を速やかに送付するものとする。

- （1）被害及び被害が予想される状況
- （2）前条第1号から第3号までに掲げるものの品名、数量等
- （3）前条第4号に掲げるものの職種別人員
- （4）応援の場所及び応援場所への経路
- （5）応援の期間
- （6）前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、応援を受けた市町村が負担するものとする。ただし、必要がある場合には、応援を受けた市町村及び応援を行った市町村が協議して定める事ができる。

2 応援を受けた市町村が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、当該市町村から要請があったばあいには、応援を行った市町村は、当該経費を一時繰替え支弁するものとする。

（連絡会議の開催）

第6条 この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じて連絡会議を開催し、生活必需物資、資器材等提供できる種別・数量など状況の報告をするものとする。

（他の協定との関係）

第7条 この協定は、市町村が別に消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第2号の規定により締結し

た消防の相互応援に関する協定及び水防に係る応援に関し締結した協定を排除するものではない。

(実施細目)

第8条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、市町村が協議して別に定めるものとする。

第9条 この協定は、平成6年4月1日から効力を生じるものとする。

この協定を証するため、この協定書87通を作成し、各市町村長記名押印のうえ、各1通を保有する。

災害時等の相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時等の相互応援に関する協定（以下「協定」という。）第8条の規定に基づき、協定市町村（当該協定を締結した市町村をいう。以下同じ。）相互間の災害時等の相互応援について、必要な事項を定めるものとする。

(連絡窓口)

第2条 協定第2条に規定する連絡窓口は、別記様式第1号に定めておくものとする。

(応援要請)

第3条 協定第4条に規定する応援要請は、別記様式第2号によるものとする。

(応援通報)

第4条 応援要請を受けた市町村長は、応援要請に応ずるときは、生活必需物資並びに資器材等の数量、派遣する人員、車両、出発時刻、到着時刻及び応援の責任者等を、また応援要請に応ずることができないときはその旨を、連絡窓口に通話等により通報するものとする。

(報告)

第5条 応援を行った市町村長は、応援活動終了後速やかに、応援を受けた市町村長（以下「被災市町村長」という。）へ別記様式第3号により報告を行うものとする。

(経費の請求)

第6条 応援を行った市町村長は、協定第5条の規定に基づき、応援に要した経費を請求するときは、別記様式第4号により被災市町村長へ請求するものとする。

付 則

この実施細目は、協定締結の日から適用する。

別記様式第1号

連 絡 窓 口 届 出 書

		平成 年 月 日 現在	
		協定市町村名	
		所 在 地	
連 絡 体 制		昼 間	夜 間 ・休 日
① 連 絡 担 当 課			
② 連絡担当者職・氏名	正		
	副		
③ 連 絡 電 話 番 号			
④ 防災行政無線	設 置 場 所		
	無 線 番 号		
	F A X 番 号		
⑤ 電 話 F A X 番 号			
⑥ その他連絡に必要な事項			

- 備考 1 届出事項に変更がある場合は、その都度遅滞なく届け出ること。
- 2 防災行政無線とは、茨城県防災行政無線を指す。

別記様式第2号

文 書 番 号
平成 年 月 日

応援市町村長 殿

被災市町村長名

印

応 援 要 請 書

災害時等の相互応援に関する協定第4条により応援を次のとおり要請します。

記

① 災 害 の 種 別	
② 災 害 発 生 日 時	
③ 災 害 発 生 場 所	
④ 被 害 の 状 況	

⑤ 要請する生活必需物資、 資器材、車両、人員、一 時収容施設等の種別・数 量	
⑥ 応 援 の 主 な 活 動	
⑦ 応 援 の 到 着 希 望 日 時	
⑧ 応 援 の 実 施 場 所	
⑨ 使 用 す る 無 線 局	
⑩ そ の 他 必 要 な 事 項	

別記様式第3号

応 援 活 動 結 果 報 告 書

市町村名

災 害 種 別			災 害 発 生 場 所		
災害の発生日時	平成 年 月 日 時 分頃	応 援 要 請 受 信 時 分	月 日 時 分受信	発 信 者	
				覚 知 方 法	
応 援 活 動 の 概 要					
応 援 出 勤 状 況	応 援 機 関	人 員	車 両	そ の 他	特 記 事 項
資 器 材 等 使 用 状 況					応 援 出 勤 に 起 因 す る 事 故 派遣人員の負傷 資 器 材 の 損 傷

別記様式第4号

文 書 番 号
平成 年 月 日

被災市町村長 殿

応援市町村長名

印

応援に要した経費の請求について

このことについて、平成 年 月 日 時 分頃 で発生した災害へ応援したので、災害時等の相互応援に関する協定第5条及び同実施細目第6条に基づき、下記の通り応援に要した経費を請求いたします。

記

請 求 金 額		金 円	
請求金額の内訳	経 費 の 区 分	請 求 金 額	摘 要

2-4 茨城県広域消防相互応援協定書

茨城県広域消防相互応援協定書

第一章 総 則

（目的）

第1条 この協定は、大規模かつ広域的な災害に対応するため消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、茨城県下の市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町等」という。）相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止するための消防相互応援について、必要な事項を定めるものとする。

（協定の区域）

第2条 この協定の実施区域は、協定を締結した市町等（以下「協定市町等」という。）の全域とする。

（対象災害）

第3条 この協定の対象災害は、地震、台風、水火災等の大規模災害又は特殊災害等（以下「大規模災害等」という。）の発生による非常事態時、隣接市町等の区域を越えた広域の応援活動を必要とする災害とする。

第二章 相 互 応 援

（応援要請）

第4条 前条に規定する大規模災害等が発生した市町等（以下「被災地市町等」という。）の長又は消防長（以下「被災地市町等の長」という。）は、原則として県を経由して、応援隊の派遣及び資器材等の調達について要請を行うものとする。

2 前項の規定に基づく応援要請に必要な事項は、茨城県消防広域応援基本計画（以下「基本計画」という。）に定めるところによるものとする。

（応援隊の派遣）

第5条 前条の規定により応援要請を受けた協定市町等（以下「応援市町等」という。）の長又は消防長（以下「応援市町等の長」という。）は、特別の事由がない限り、残留消防力に支障のない範囲において応援隊の派遣を行うものとする。

2 前項の規定に基づく応援隊の派遣に必要な事項は、基本計画に定めるところによるものとする。

(消防用資器材等の調達手配)

第6条 応援市町等の長は、被災地市町等の長から消防用資器材等の調達及び輸送について依頼を受けた場合は、速やかに手配するとともに、その結果を県及び被災地市町等の長に連絡するものとする。

(応援隊の指揮)

第7条 応援隊の指揮は、被災地市町等の長が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は、直接隊員に行うことができる。

(報 告)

第8条 応援市町等の長は、応援活動の結果を速やかに県及び被災地市町等の長に報告するものとする。

2 被災地市町等の長は、災害活動終了後速やかに災害の概要を県及び応援市町等の長に報告するものとする。

第三章 経 費 負 担

(経費の負担)

第9条 応援出動に要する経費負担については、次の各号に定めるところによる。

(1) 応援市町等が負担する経費

ア 人件費、燃料等の経常的経費

イ 応援職員（消防団員含む。以下同じ。）が応援業務による負傷、疾病、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費

ウ 応援職員が被災地市町等への往復の途中において第三者に損害を与えた場合の賠償費

エ 第6条の規定に基づく、消防職員による輸送及び連絡等に要する経費

(2) 被災地市町等が負担する経費

ア 応援市町等の要請にかかわる救援物資及び第6条に規定する消防用資器材等の調達経費

イ 応援活動が長時間にわたる場合の燃料補給及び食糧並びに消火薬剤等の支給に要する経費

(3) 前各号に定める経費以外の経費については、その都度被災地市町等と応援市町等との間で協議し定めるものとする。

(経費の請求)

第10条 応援市町等の長は、応援に要した経費を請求するときは、経費請求書（別記様式）により、被災地市町等の長へ請求するものとする。

第四章 雑 則

(他協定との関係)

第11条 この協定は、市町等の長が別に消防組織法第39条により締結している消防の相互応援に関する他の協定を排除するものではない。

(疑 義)

第12条 この協定について疑義が生じた事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市町等の長が協議して決定するものとする。

(協定書の保管)

第13条 この協定を証するため、協定市町等の長は、それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

付 則

この協定は、平成29年3月6日から効力を生ずる。

従前の茨城県広域消防相互応援協定は廃止する。

水 戸 市 長

日 立 市 長

土 浦 市 長

石 岡 市 長

常陸太田市長

高 萩 市 長

北 茨 城 市 長

笠 間 市 長

取 手 市 長

つくば市長

常陸大宮市長

那 珂 市 長

かすみがうら市長

小 美 玉 市 長

東茨城郡茨城町長

高 橋 靖

小 川 春 樹

中 川 清

今 泉 文 彦

大久保 太 一

小田木 真 代

豊 田 稔

山 口 伸 樹

藤 井 信 吾

五十嵐 立 青

三 次 真一郎

海 野 徹

坪 井 透

島 田 穰 一

小 林 宣 夫

東茨城郡大洗町長	小 谷 隆 亮
久慈郡大子町長	綿 引 久 男
鹿島地方事務組合管理者	保 立 一 男
茨城西南地方広域市町村圏事務組合管理者	針 谷 力
筑西広域市町村圏事務組合管理者	須 藤 茂
常総地方広域市町村圏事務組合管理者	松 丸 修 久
鹿行広域事務組合管理者	原 浩 道
稲敷地方広域市町村圏事務組合管理者	中 山 一 生
ひたちなか・東海広域事務組合管理者	本 間 源 基
東茨城郡城里町長	上遠野 修

2-5 茨城県緊急消防援助隊受援計画

茨城県緊急消防援助隊受援計画

第1章 総則

(目的)

第1 この計画は、「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」（平成27年消防広第74号。以下「要請要綱」という。）第39条の規定に基づき、緊急消防援助隊の応援等を受ける場合の受援体制について必要な事項を定め、緊急消防援助隊が円滑に活動できる体制の確保を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2 代表消防機関は、水戸市消防局とする。

2 代表消防機関代行は日立市消防本部及びつくば市消防本部とする。

3 前項までに定めるもののほか、用語については別表第1のとおりとする。

(連絡体制)

第3 緊急消防援助隊の受援に係る関係機関の連絡先は、別表第2のとおりとする。

2 連絡方法は、原則として有線電話又は茨城県（以下「県」という。）防災情報ネットワークシステム（ファクシミリ）によるものとする。ただし、有線断絶時には主運用波5、地域衛星通信ネットワーク等を活用するものとする。

第2章 応援等の要請

(応援等要請の手続き)

第4 緊急消防援助隊の応援等要請に係る手続きは、別紙第1のとおり行うものとする。

2 茨城県知事（以下「知事」という。）は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況及び茨城県（以下「県」という。）内の消防力を考慮して、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断した場合は、法第44条第1項の規定に基づき、長官に対して、緊急消防援助隊の応援等の要請を行うものとする。

3 知事は、災害による死者数その他の詳細な災害の状況が迅速に把握できない場合であっても、甚大な被害に拡大することが見込まれ、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断したときは、法第44条第1項の規定に基づき、長官に対して、緊急消防援助隊の応援等の要請を行うものとする。

4 前3項の要請は電話（災害時優先通信、消防防災無線、県防災情報ネットワークシステム、衛星携

帯電話その他災害時に有効な通信を行える手段を含む。以下同じ。)により直ちに行うものとし、以下に掲げる事項が明らかになり次第電話により報告するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による報告は、これらを把握した段階で、要請要綱別記様式1-1に記載し、県防災情報ネットワークシステム（ファクシミリ）（これと併せて電子メールによっても可能とする。以下同じ。）により速やかに行うものとする。

(1) 災害の概況

(2) 出動を希望する区域及び活動内容

(3) 緊急消防援助隊の活動のために必要な事項

5 知事は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣要請に当たって、同時に緊急消防援助隊の応援等の必要性について検討し、その判断に迷う場合は、長官に対して、被害状況や消防活動の状況等を連絡し、対応について協議するものとする。

6 知事は、被災地及びその周辺地域に原子力施設、石油コンビナートその他の緊急消防援助隊の活動に重大な支障を生ずるおそれのある施設が存在するときは、当該施設における災害の状況及び緊急消防援助隊の活動上必要な事項について情報収集を行い、応援等の要請と併せて報告するよう努めるものとする。

(知事による緊急消防援助隊の応援等の要請)

第5 県知事（以下「知事」という。）は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況及び県内の消防力を考慮して、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断した場合は、長官に対して緊急消防援助隊の応援等の要請を電話により直ちに行うものとし、次に掲げる事項が明らかになり次第電話により報告するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による報告は、これらを把握した段階で要請要綱別記様式1-1に記載し、県防災情報ネットワークシステム（ファクシミリ）により速やかに行うものとする。

(1) 災害の概況

(2) 出動を希望する区域及び活動内容

(3) 緊急消防援助隊の活動のために必要な事項

2 知事は、災害による死者数その他の詳細な災害の状況が迅速に把握できない場合であっても、甚大な被害に拡大することが見込まれ、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断したときは長官に対して緊急消防援助隊の応援等の要請を行うものとする。

3 知事は、被災地の市町村長から応援等要請の連絡がなくとも、県内で広域な被害が発生している状況下など、緊急消防援助隊の出動が必要と判断した場合は、長官に対して応援等の要請を行うものとする。なお、この判断に当たって、必要に応じて、代表消防機関の意見を聴くものとする。

4 知事は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣要請に当たって、同時に緊急消防援助隊の応援等の必要性について検討し、その判断に迷う場合は、長官に対して、被害状況や消防活動の状況等を連絡し、対応について協議するものとする。

- 5 知事は、被災地の市町村長から、定期的に災害の状況やその他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項について情報収集を行い、長官に対して報告するものとする。特に、被災地及びその周辺地域に原子力施設、石油コンビナートその他の緊急消防援助隊の活動に重大な支障を生ずるおそれのある施設が存在するときは、当該施設における災害の状況及び緊急消防援助隊の活動上必要な事項について情報収集を行い、長官に対して報告するものとする。
- 6 知事は、緊急消防援助隊の応援等要請を行った場合は、その旨を代表消防機関の長（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行の長）及び被災地の市町村長に対して通知するものとする。

（応援等の要請のための市町村長等の連絡）

- 第6 被災地の市町村長は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況並びに当該被災地の市町村及び県内の消防力を考慮して、緊急消防援助隊の応援等が必要であると判断した場合は、知事に対して、当該応援等が必要である旨を直ちに電話により連絡するものとし、第5第1項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階で要請要綱別記様式1－2に記載し、県防災情報ネットワークシステム（ファクシミリ）により速やかに行うものとする。
- 2 被災地の市町村長は、前項に規定する連絡を行った場合において、特に必要があると認めるときは、その旨及び当該市町村の災害の状況を長官に直ちに電話により連絡するものとする。
 - 3 被災地の市町村長は、知事に対して第1項の連絡ができない場合には、その旨を長官に直ちに電話により連絡することができるものとし、第5第1項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階で、要請要綱別記様式1－2に記載し、県防災情報ネットワークシステム（ファクシミリ）により速やかに行うものとする。
 - 4 被災地の市町村長は、原子力施設、石油コンビナートその他の緊急消防援助隊の活動に重大な支障を生じる恐れのある施設が存在するときは、前項の連絡と併せて報告するものとする。

（緊急消防援助隊の応援等決定通知等）

- 第7 知事は、長官から要請要綱別記様式3－2により応援等決定通知を受けた場合は、その旨を代表消防機関の長（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行の長）及び被災地の市町村長に対し通知するものとする。なお、被災地が複数に及び、出動の求め又は指示を行う段階において、応援先の市町村が指定されていない場合、知事は、その後判明した被害状況を踏まえ、長官と応援先市町村を調整するものとする。
- 2 県は、消防庁から要請要綱別記様式3－3により出動隊数通知を受けた場合は、その旨を被災地の市町村 に対し通知するものとする。

(迅速出動適用時の対応)

第8 被災地の市町村長は、要請要綱第5条に規定する緊急消防援助隊の出動準備 又は要請

要綱第29条に規定する迅速出動が適用となる次に掲げる事象が県内で発生した場合は、直ちに被害状況の収集、緊急消防援助隊の応援が必要な地域等の確認を行い、知事に対して報告するものとする。

(1) 最大震度6弱以上(政令市は5強以上)の地震が発生した場合

(2) 大津波警報が発表された場合

(3) 噴火警報(居住区域)が発表された場合

2 知事は、要請要綱第5条に規定する緊急消防援助隊の出動準備 又は要請要綱第29条に規定する緊急消防援助隊の迅速出動が適用となる前項各号に掲げる事象が県内で発生した場合は、早期に県内の被害状況、緊急消防援助隊の応援が必要な地域等について取りまとめ、長官に対して報告するものとする。

3 知事は、被害状況等により、緊急消防援助隊の応援が必要でないと判断した場合は、速やかに消防庁に対して報告するものとする。

4 迅速出動は、次に掲げる場合は適用しない。

(1) 基本計画第4章4に基づき定められたアクションプランを適用する場合

(2) 発生した地震の震央が海域の場合

第3章 受援体制

(調整本部の設置)

第9 知事は、被災地での緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動等に資するため、被災地が2以上ある場合において緊急消防援助隊が出場したときは、直ちに法第44条の2の規定に基づく調整本部を設置するものとする。なお、被災地が1の場合であっても、知事が必要と認めるときは、調整本部と同様の組織を設置することができるものとする。

2 調整本部(調整本部と同様の組織を含む。以下同じ。)は、県庁6階災害対策室に設置するものとする。ただし、必要に応じて県災害対策本部(以下「県災対本部」という。)及び政府現地対策本部(災害対策基本法(昭和36年法律第233号)第25条第6項若しくは第28条の3第8項の規定に基づく非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部をいい、これらが設置された場合に限る。)と緊密な連携が可能な連絡調整に適する場所に設置することができるものとする。

3 調整本部の本部長(以下「調整本部長」という。)は、知事(又はその委任を受けた者)をもって充てるものとする。

4 調整本部の副本部長は、防災・危機管理部長及び本県に出動した指揮支援部隊長をもって充てるものとする。

5 調整本部の本部員は、次に掲げるとおりとする。

なお、被害状況により調整本部に参集することができない場合は、電話等により調整本部と連絡を取り合うなど、適宜対応するものとする。

- (1) 防災・危機管理部の職員
- (2) 代表消防機関及び代表消防機関代行の職員
- (3) 被災地を管轄する消防本部の職員
- (4) 県防災航空隊の職員
- (5) その他調整本部長が必要と認める職員

6 調整本部は、「茨城県消防応援活動調整本部」と呼称するものとする。

7 知事は、調整本部を設置した場合は、設置日時、設置場所、構成員及び連絡先について長官に対し、速やかに報告するものとする。

8 調整本部は、県災対本部及び政府現地対策本部で決められた方針の下で、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 被害状況、県が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。
- (2) 被災地消防本部、消防団、県消防広域応援隊及び緊急消防援助隊の活動調整に関すること。
- (3) 緊急消防援助隊の県内での部隊移動に関すること。
- (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との連絡調整に関すること。
- (5) 県内で活動する緊急消防援助隊の安全管理体制に関すること。
- (6) 県災対本部に設けられた航空運用調整班等の関係機関との連絡調整に関すること。

(7) その他必要な事項に関すること。

9 県は、別表第3に定める資機材等を整備しておくものとする。

10 調整本部は、様式1から4を活用し、運用するものとする。

11 調整本部長は、法第44条の2第8項の規定に基づき、国の職員その他の者を調整本部の会議に出席させる必要があると認め、その要請を行った場合は、消防庁に対してその旨を連絡するものとする。

12 調整本部は、被害状況、活動状況その他必要な事項について、適宜、消防庁に対して連絡するものとする。

13 調整本部は、消防庁と調整の上、指揮支援部隊長を受入れるヘリコプター離着陸場や当該離着陸場から調整本部までの移動手段の確保等を行うものとする。

14 調整本部は、指揮支援部隊長が調整本部に到着後、速やかに被害状況、被災地消防本部及び消防団の活動状況、県消防広域応援隊の編成状況及び活動状況等を報告するものとする。

15 調整本部は、被災地消防本部が設置した指揮本部から、緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないとの連絡があった場合は、代表消防機関とその任務に係る調整を行うものとする。

16 知事は、緊急消防援助隊の活動終了に伴い調整本部を廃止した場合は、長官に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

(指揮本部の設置)

第10 被災地消防本部は、緊急消防援助隊の応援等が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、指揮本部を設置するものとする。

2 指揮本部は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 被害情報（ライフラインの状況、道路の通行）の収集に関すること。
- (2) 被害状況並びに被災地消防本部及び消防団の活動に係る記録に関すること。
- (3) 緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。
- (4) その他緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。

3 指揮本部は、指揮支援部隊長より指揮支援本部を設置するとの連絡を受けた場合、指揮支援部隊長に指揮支援本部を設置する場所、受入れ担当者等を報告するとともに、調整本部と調整の上、指揮支援隊を受入れるヘリコプター離着陸場所や当該離着陸場から指揮支援本部までの移動手手段の確保等を行うものとする。

4 指揮本部は、指揮支援本部長が指揮支援本部に到着後、速やかに被害状況、被災地消防本部及び消防団の活動状況、県消防応援隊の編成状況及び活動状況等を報告するものとする。

5 指揮本部は、市町村が行う災害対策及び自衛隊、警察、DMA T等関係機関との活動調整を図るため、市町村災害対策本部と緊密に連携を図るものとし、当該市町村災害対策本部に職員を派遣するものとする。

6 指揮本部は、緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないと判断する場合は、県及び代表消防機関に遅滞なくその任務に係る調整を求めるものとする。

(進出拠点)

第11 調整本部（調整本部が設置されていない場合は被災地）は、緊急消防援助隊の進出拠点について消防庁及び被災地消防本部と協議するものとする。なお、進出拠点の決定は、消防庁が行うものとする。

- (1) 陸上隊の1次進出拠点及び担当消防本部は、別表第4のとおりとする。
- (2) 陸上隊の2次進出拠点及び担当消防本部は、別表第5のとおりとする。
- (3) 航空小隊の進出拠点及び担当消防本部は、別表第6のとおりとする。
- (4) 水上小隊の進出拠点及び担当消防本部は、別表第7のとおりとする。

2 調整本部は、決定された進出拠点について進出拠点担当消防本部に対して連絡するものとする。

3 被災地消防本部又は進出拠点担当消防本部は、進出拠点に連絡員等を派遣するものとする。

4 連絡員等は、到着した 都道府県大隊、統合機動部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊、NBC 災害即応部隊、土砂・風水害機動支援部隊（以下、「応援都道府県大隊等」という。）の隊名及び規模、資機材等について確認し、指揮本部に対して報告するとともに、応援都道府県大隊等の長に

対して応援先市町村、任務、活動場所及び宿営場所までの経路を示すものとする。なお、到着した応援都道府県大隊等の長から調整本部へ報告を依頼された場合は、確認した事項を調整本部に報告するものとする。

(宿営場所)

第12 調整本部（調整本部が設置されていない場合は被災地）は、別表第8のうちから緊急消防援助隊の宿営場所について消防庁及び被災地消防本部と協議するものとする。なお、宿営場所の決定は、消防庁が行うものとする。

- 2 宿営場所は、被災者への配慮及び隊員の心理的負担軽減を考慮し、被災者の避難施設と共用しない場所から決定するものとする。
- 3 調整本部は、決定された宿営場所について被災地消防本部及び宿営場所担当消防本部に対して連絡するものとする。
- 4 被災地消防本部又は宿営場所担当消防本部は、宿営場所に連絡員等を派遣し施設管理者等と調整するものとする。

第4章 指揮体制及び通信運用体制

(指揮体制等)

第13 調整本部長は、調整本部の事務を総括するものとする。

- 2 指揮支援部隊長は、県内で活動する指揮支援部隊を統括し、県災対本部長又は調整本部長を補佐し、及びその指揮の下で、緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。
- 3 指揮者は、指揮支援本部長の補佐を受け、被災地における陸上（水上を含む。以下同じ。）に係る緊急消防援助隊の活動を指揮するものとする。
- 4 指揮支援隊長は、指揮支援本部長として、指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における陸上に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。
- 5 統合機動部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 6 エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該エネルギー・産業基盤災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 7 NBC 災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該NBC 災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 8 土砂・風水害機動支援部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該土砂・風水害機動支援部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 9 都道府県大隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該都道府県大隊の活動の指揮を行うものとする。

10 緊急消防援助隊の連絡体制は要請要綱別記様式7のとおりとする。

(通信連絡体制等)

第14 無線通信運用体制は、別表第9のとおりとする。

第5章 消防応援活動の調整等

(任務付与等)

第15 指揮者は、次に掲げる事項について到着した応援都道府県大隊の長に対して情報提供を行うとともに、任務付与するものとする。

- (1) 被害状況
- (2) 活動方針
- (3) 活動地域及び任務
- (4) 安全管理に関する体制
- (5) 使用無線系統
- (6) 地水利状況
- (7) 燃料補給場所
- (8) その他活動上必要な事項

(関係機関との活動調整)

第16 知事は、災害対策本部等において、自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関間における情報共有及び活動調整等を行うため、必要に応じて活動調整会議を開催するものとする。

(資機材の貸出し及び地図の配布)

第17 指揮本部は、応援都道府県大隊等に対して無線機、スピンドルドライバー及びその他活動上必要な資機材を可能な範囲で貸し出すものとする。

2 指揮本部は、応援都道府県大隊等の長に対して、広域地図及び住宅地図等を配布するものとする。

(ヘリコプターランディングポイント)

第18 ヘリコプターランディングポイントは、別表第10のとおりとする。

(燃料補給場所)

第19 調整本部は、燃料補給場所について、統括指揮支援部隊 又は指揮支援隊 を通じて、応援都道府県大隊 等へ連絡するものとする。

- 2 陸上隊の燃料補給場所は、別表第 11 のとおりとする。
- 3 航空小隊の燃料補給場所は、別表第 6 のとおりとする。
- 4 水上小隊の燃料補給場所は、別表第 7 のとおりとする。

(燃料調達要請)

- 第 20 調整本部長は、燃料の調達が必要と判断した場合は県災対本部と協議し、災害時における燃料等の供給に関する協定に基づき要請するものとする。
- 2 災害時における燃料等の供給に関する協定を締結している団体は、別表第 12 のとおりとする。

(重機派遣要請)

- 第 21 調整本部長は、重機保有団体の協力が必要と判断した場合は県災対本部と協議し、災害時における重機派遣に関する協定に基づき要請するものとする。
- 2 災害時における重機派遣に関する協定を締結している団体は、別表第 12 のとおりとする。

(物資等調達要請)

- 第 22 調整本部長は、食糧及び医療品等の調達が必要と判断した場合は県災対本部と協議し、災害時における物資調達に関する協定に基づき要請するものとする。
- 2 災害時における物資調達に関する協定を締結している団体は、別表第 12 のとおりとする。

(増隊要請)

- 第 23 知事は、緊急消防援助隊の活動状況を踏まえ、人員又は装備等の観点から緊急消防援助隊を増隊する必要があると判断した場合には、長官に増隊の要請を行うものとする。

(部隊移動)

- 第 24 緊急消防援助隊の部隊移動に関する手続きは、別紙第 3 のとおり行うものとする。

(長官の求め又は指示による部隊移動)

- 第 25 知事は、長官から要請要綱別記様式 6－1 により意見を求められた場合は、被災地の市町村 長に対して、部隊移動に関する意見を求めるものとする。
- 2 前項により意見を求められた被災地の市町村 長は、知事に対して要請要綱別記様式 6－2 により回答するものとする。
 - 3 第 1 項により意見を求められた知事は、県内の被害状況、緊急消防援助隊及び消防広域応援隊の活動状況を考慮し、前項の被災地の市町村 長の意見を付して、長官に対して要請要綱別記様式 6－2 により回答するものとする。

- 4 知事は、長官から要請要綱別記様式6－4により連絡を受けた場合は、被災地の市町村長に対してその旨を通知するものとする。
- 5 知事は、長官から要請要綱別記様式6－5により連絡を受けた場合は、部隊移動先の市町村長に対してその旨を通知するものとする。

(知事による部隊移動)

- 第26 知事は、部隊の移動先、規模及び必要性を明示して、調整本部に対して部隊移動に関する意見を求めるものとする。
- 2 前項により意見を求められた調整本部は、被災地の市町村長の意見等を把握するよう努めるとともに、県内の被害状況、緊急消防援助隊及び県消防広域応援隊の活動状況を考慮し、知事に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする。
 - 3 知事は、前項の意見を踏まえ指揮支援本部長を経由して都道府県大隊等の長に対して、要請要綱別記様式6－6により部隊移動の指示を行うものとする。
 - 4 知事は、部隊移動の指示を行った場合は、部隊移動先の市町村長に対して、要請要綱別記様式6－7により速やかその旨を通知するものとする。
 - 5 知事は、部隊移動の指示を行った場合は、長官に対して要請要綱別記様式6－8により速やかにその旨を通知するものとする。
 - 6 調整本部は、部隊移動の指示内容を適切に記録しておくものとする。

(部隊移動に係る連絡)

- 第27 調整本部は、部隊移動を行う場合は、県災対本部に対して移動先、規模、経路等を連絡し、道路啓開、先導等の措置を要請するものとする。

第6章 活動中止の判断

(二次災害防止のための活動中止の判断基準)

- 第28 緊急消防援助隊等の活動隊における二次災害を防止するため、別表第12を参考に、指揮者は、指揮支援本部、調整本部と協議の上、緊急消防援助隊の活動中止の判断基準等を示す等、隊員の安全管理の徹底を図るものとする。ただし、緊急消防援助隊の応援を要する市町村が複数あり、県で一体的に活動中止の判断基準等を定めることが適当と考えられる場合には、調整本部が中心となり、各指揮本部、各指揮支援本部と協議を行うものとする。

第7章 応援等の引揚げの決定

(活動終了に関する市町村長の連絡)

- 第29 被災地の市町村長は、指揮支援本部長からの活動報告、現地合同調整所における調整結果等を総

合的に勘案し、当該市町村の区域内における緊急消防援助隊の活動終了を判断するものとし、知事へ直ちに電話によりその旨を連絡するものとする。

(知事による緊急消防援助隊の引揚げの決定)

第 30 第 29 の連絡を受けた知事は、政府現地対策本部等と調整の上、緊急消防援助隊の引揚げを決定する。この場合において、長官、被災地の市町村長及び本県を所管する指揮支援部隊長に対して直ちに電話によりその旨を通知するものとし、要請要綱別記様式 4－1 に記載し県防災情報ネットワークシステム（ファクシミリ）により速やかに通知するものとする。

(指揮支援部隊長による部隊への引揚げ決定連絡)

第 31 第 30 の通知を受けた指揮支援部隊長は、指揮支援本部長及び都道府県大隊等の長に対して、直ちに電話により緊急消防援助隊の引揚げ 決定について連絡する。

2 前項の連絡を受けた応援都道府県大隊等の長は、被災地における活動を終了するとともに、指揮支援本部長に対して次に掲げる事項を報告し、指揮支援本部長の了承を得て引揚げるものとする。

(1) 各隊の活動概要（場所、時間、隊数等）

(2) 活動中の異動の有無

(3) 隊員の負傷の有無

(4) 車両、資機材等の損傷の有無

(5) その他必要な事項

3 前項の報告を受けた指揮支援本部長は、指揮者及び指揮支援部隊長に対してその旨を報告し、指揮支援部隊長の了承を得て引揚げるものとする。当該報告を受けた指揮支援部隊長は、消防庁及び調整本部長に対してその旨を報告するものとする。

4 指揮支援部隊長は、活動を管理する全ての緊急消防援助隊の活動が終了した場合は、長官及び知事に対してその旨を報告し、知事の了承を得て引揚げるものとする。

第 8 章 防災関係機関等との連携

(防災関係機関等との連携)

第 32 調整本部、指揮支援本部、指揮本部及び後方支援本部は、緊急消防援助隊の活動が効果的に行われるように、緊急消防援助隊の活動に関して必要な交通、輸送、通信、燃料、物資等に関する防災関係機関と緊密な連携を図るものとする。

2 調整本部、指揮支援本部及び指揮本部は、緊急消防援助隊の活動に関して必要な関係機関と連絡調整について、必要に応じて、県災対本部及び市町村災害対策本部に依頼するものとする。

第 9 章 その他

(情報共有)

- 第 33 調整本部、指揮支援本部及び指揮本部は、緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツール等を積極的に活用し、緊急消防援助隊等との情報共有に努めるものとする。特に、緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツールを活用し、被害状況や活動状況を撮影した動画及び静止画の共有に努めるものとする。
- 2 被害状況は、地上からの情報収集のほか、消防防災ヘリコプター及びドローン等を有効に活用し、上空からも積極的に情報収集を行い、情報共有に努めるものとする。

(災害時の体制整備)

- 第 34 知事、各市町村長及び各消防本部の消防長は、関係機関と連携し、災害時における重機派遣に関する協力体制、燃料等の供給体制及び物資等の調達体制を構築し、災害時の体制整備に努めるものとする。

(県受援計画の変更)

- 第 35 知事は、受援計画の変更にあたっては、代表消防機関の長及び代表消防機関代行の長と調整を行うものとし、当該代表消防機関の長は、県内消防機関の長の意見を集約するものとする。
- 2 知事は、受援計画の変更にあたっては、地域防災計画の内容と整合を図るものとする。
- 3 知事は、受援計画を変更した場合は、長官に対して報告するとともに、本県に対応する第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊の都道府県の知事並びに本県に対応する統括指揮支援隊及び指揮支援隊の属する消防本部の長に対して、変更した旨を連絡するものとする。

(消防本部の受援計画の策定)

- 第 36 各消防本部の消防長は、当該消防本部が管轄する市町村が被災し、緊急消防援助隊の応援等を受ける場合の受援計画を策定するものとする。
- 2 受援計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 指揮本部の運営体制及び早期設置に関すること。
 - (2) 緊急消防援助隊の早期受入れに係る関係機関との連絡調整に関すること。
 - (3) 進出拠点、当該拠点への連絡員の派遣及び連絡体制に関すること。
 - (4) 宿営場所その他緊急消防援助隊の活動に必要な拠点の確保に関すること。
 - (5) 救助活動拠点施設（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）に規定する救助活動のための拠点施設をいう。）の運用に関すること。
 - (6) 緊急消防援助隊の活動に必要な情報の提供に関すること。
 - (7) 燃料補給、物資補給等の後方支援体制に関すること。
 - (8) ヘリコプターの離着陸場等の航空機の受入れに関すること。

(9) その他必要な事項に関すること。

3 各消防本部の消防長は、受援計画の策定及び変更に当たっては、県が策定する受援計画及び地域防災計画の内容と整合を図るものとする。

4 各消防本部の消防長は、受援計画を策定又は変更した場合は、知事に報告するものとする。

(航空隊の受援計画)

第 37 航空隊の受援計画については、本計画に定める事項の他、県緊急消防援助隊航空隊受援計画に定めるものとする。

(地理情報)

第 38 各消防本部 は、緊急消防援助隊の活動が円滑に行われるように、次に掲げる事項を記した市町村別の地図を作成しておくものとする。

(1) 広域地図

(2) 住宅地図

(3) ヘリコプターの離着陸場所位置図

(4) 燃料補給場所位置図

(5) 消防水利位置図

(6) 物資等の調達可能場所位置図

(7) 救急搬送医療機関位置図

(訓練)

第 39 県は、県総合防災訓練、緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練等において、関係機関と合同で調整本部の設置運用訓練を行うなど、緊急消防援助隊の受援体制の強化を図るものとする。

(即応体制等の強化)

第 40 県は、知事、危機管理担当幹部等に常時連絡可能な体制を確保するとともに、知事が不在時の職務の代理者を事前指定するなど、状況に応じた判断及び決定を適切にできる体制を確保するものとする。

2 県は、調整本部の運営にあたる責任者等については緊急参集できる体制を整備するものとする。

附 則

この計画は、平成 28 年 4 月 28 日から施行する。

附 則

この計画は、平成 29 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この計画は、平成 31 年 3 月 20 日から施行する。

附 則

この計画は、令和 2 年 3 月 10 日から施行する。

附 則

この計画は、令和 3 年 3 月 4 日から施行する。

附 則

この計画は、令和 4 年 4 月 19 日から施行する。

2-6 災害救助法に基づく救助の実施に係る委託契約書（日赤）

災害救助法第16条の規定に基づく救助の実施に係る委託契約書

災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）第16条の規定に基づき、救助又はその応援の実施について、茨城県知事（以下「甲」という。）と、日本赤十字社茨城県支部長（以下「乙」という。）との間に、次のとおり委託契約を締結する。

第1条 甲が乙に委託する事項（以下「委託事項」という。）は、法第16条の規定によって、救助又はその応援の実施に関して必要な事項とする。

第2条 委託事項の範囲は、次のとおりとする。

1 避難所の設置

茨城県知事等が行う避難所の設置の支援として、次の事項を必要に応じて行うものとする。

（1）生活環境の整備

救援物資の配布や衛生管理対策を含めた生活環境の整備を行うものとする。

（2）こころのケア

災害の発生直後における被災者の精神的なショック、避難生活による心労に対し、健康相談等のこころのケアを応急的に行うものとする。

2 医療及び助産

（1）医療

災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものとする。

（2）助産

災害のため助産の途を失ったものに対して行うものとする。

3 死体の処理

災害の際死亡した者について、以下の処理を行うものとする。

（1）死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

（2）検案

4 その他必要な事項

法第4条に規定される救助の範囲において、必要な事項を委託することができるものとする。

第3条 委託事項の実施については、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項に規定する災害が発生し、甲が必要と認めた場合であって、甲の指示により行うものとする。

2 委託事項の実施は、乙において編成する救護班によって行うものとする。

3 乙は、委託事項の実施にあたっては、市町村長と協力しなければならない。

第4条 委託事項を実施するために必要な支弁費用は、それぞれ次の各号の定めるところによるものとする。

1 人件費

- (1) 委託事項の実施に従事した日本赤十字社職員たる救護員の時間外手当、深夜勤務手当及び旅費については、日本赤十字社職員給与要綱及び日本赤十字社旅費規則により算定した額によること。
- (2) 委託事項の実施に従事した日本赤十字社職員以外の救護員の日当及び旅費については、日本赤十字社救護規則第28条の規定による費用弁償に関する規程及び日本赤十字社旅費規則により算定した額によること。

ア 旅費

イ 役務費

ウ 時間外手当及び深夜手当

2 救助費

- (1) 避難所の設置

ア 生活環境の整備

生活環境の整備のために使用した器物の購入費又は借上料等の実費とすること。

イ こころのケア

こころのケアのため使用した消耗品及び消耗材料等の購入費又は借上料等の実費とすること。

- (2) 医療及び助産

医療及び助産のために使用した薬剤、治療材料、衛生材料、医療器具破損修理等の実費とすること。

- (3) 死体の処理

ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

死体の洗浄、縫合、消毒等の処置として内閣府告示第228号（平成25年10月1日）に定める基準によること。

イ 検案

検案の処置のために使用した材料、医療器具破損修理等の実費とすること。

- (4) その他必要な事項

ア 救護所設置のために使用した救護器材費、消耗器材費、建物等の借上料及び破損修理を含む損料の実費とすること。

イ 上記 ア のほか、委託した事項の実施のために要した費用の実費とすること。

3 輸送費

委託事項の実施のために必要な輸送費についての当該地域における通常の実費によること。

4 賃金職員等雇上費

委託事項の実施のために必要な賃金職員等雇上費についての当該地域における通常の実費によること。

5 扶助金

委託事項の実施に従事した救護員（日本赤十字社茨城県支部の有給職員を除く。）が業務上の理

由により負傷し、疾病にかかり又は死亡したとき、その者又はその者の遺族に対し、日本赤十字社法第32条の規定によって支給した扶助金の額によること。

- (1) 療養扶助費
- (2) 休業扶助費
- (3) 障害扶助費
- (4) 遺族扶助費
- (5) 葬祭扶助費
- (6) 打切扶助費

6 事務費

委託事項の実施のための事務処理に使用した文房具等の消耗品費、通信運搬費等の実費の額によること。

- (1) 消耗品費
- (2) 通信運搬費
- (3) その他

第5条 前条の規定により、乙が支弁した費用に対して甲が行う補償に係る請求及びその額は次に定めるところによるものとする。

- 1 補償の額は、乙が委託事項を実施するために支弁した費用であって、その費用に充当すべき寄付金その他の収入がある場合には、その額を控除した額によること。
- 2 寄付金その他の収入とは、乙が当該災害の際特に救助又はその応援のために使用することを指定して受けた金品をいい、国又は地方公共団体の災害設備整備費補助金、日本赤十字社社資及び一般義援金品は含まないこと。
- 3 補償の請求は、「法第19条の規定による補償請求書」(別紙様式1)の提出によって行うこと。
- 4 補償の請求に際し、提出する書類のうち乙の支弁費用にかかる証拠書等については、その写を添付することとし、正本は乙が保管すること。

第6条 委託事項の範囲をこえて救助を行った場合の費用は乙において負担するものとする。ただし、災害の状況によっては、両者協議のうえ、甲において負担することができる。

第7条 委託を行った後であっても、災害の状況により必要があると認めるときは、甲もまた自ら医療、(健康相談等)、助産及び死体の処理を行うことができる。

第8条 委託事項の実施に当たっては、甲は乙の行う業務について、これを推進させるための援助を行うものとする。

第9条 前各条に定めるもののほか、必要があると認めた場合は、両者の協議によりこれを定めるものとする。

第10条 昭和53年6月19日に締結した災害救助法の規定に基づく委託契約は、解除するものとする。

上記契約の確実を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各1通を所持するものとする。

令和2年4月1日

甲 茨城県知事 大井川 和彦

乙 日本赤十字社
茨城県支部長 寺門 一義

2-7 災害時の医療救護についての協定（医師会）

災害時の医療救護についての協定

茨城県（以下「甲」という。）と社団法人茨城県医師会（以下「乙」という。）とは、災害時の医療救護に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）及び茨城県地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき甲が行う医療救護に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 甲は、法、防災計画及び市町村地域防災計画に基づき市町村が行う医療救護について、それぞれの市町村が、本協定に準じ地区医師会の協力を得て実施できるよう必要な調整を行うものとする。

3 乙は、前項に定める市町村が行う医療救護が円滑に行われるよう必要な調整を行うものとする。

（医療救護計画）

第2条 乙は、医療救護の円滑な実施を図るため、医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前項の医療救護計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 医療救護班の編成計画
- (2) 医療救護班の活動計画
- (3) 地区医師会と関係機関との通信連絡計画
- (4) 指揮系統
- (5) 医薬品、医療資器材等の備蓄
- (6) 訓練計画
- (7) その他必要な事項

（医療救護班の派遣）

第3条 甲は、法及び防災計画に基づき、必要に応じて、乙に医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、前条に規定する医療救護計画に基づき、医療救護班を派遣するものとする。ただし、災害が激甚であり、医療救護班員等に危害が生じるおそれがある場合はこの限りではない。

3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請にたよらず医療救護班を派遣したときは、速やかに報告し、その承認を得るものとする。

（医療救護班に対する指揮）

第4条 甲は、医療救護活動の総合調整を図るため、乙の派遣する医療救護班を指揮するものとする。この場合において、当該医療救護班に対する指揮は、乙の長を通じて行うものとする。

(医療救護班の業務)

第5条 乙が派遣する医療救護班は、甲又は市町村が避難場所、避難所、災害現場等に設置する救護所において医療救護活動を行うものとする。

2 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 被災者のスクリーニング(症状判別)
- (2) 傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供
- (3) 医療機関への転送の要否の判断及びその順位の決定
- (4) 死亡の確認
- (5) その他状況に応じた処置

(医療救護班の輸送等)

第6条 甲は、乙の医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班の輸送等について、必要な措置をとるものとする。

(医薬品等の提供)

第7条 乙が派遣する医療救護班が携行する医薬品等のほか、当該医療救護班が使用する医薬品等は、甲が提供するものとする。

(医療費)

第8条 救護所における医療費は、無料とする。

2 医療機関に転送された場合における医療費は、原則として患者負担とする。

(費用弁償)

第9条 甲の要請に基づき、乙が医療救護を実施した場合(第3条第3項の承認を受けた場合を含む。)に要する次に掲げる費用は、甲が負担する。

- (1) 医療救護班の編成及び派遣に要する経費
- (2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の経費
- (3) 医療救護班員が、医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

2 前項に定める費用の額については、別に定める。

(訓練)

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加するものとする。この場合において、当該参加に要する費用は、甲が負担する。

(細目)

第11条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第12条 この協定に定めない事項及びこの協定に関し疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ定める。

(協定期間)

第13条 この協定の有効期間(以下「協定期間」という。)は、平成6年4月18日から、平成7年3月31

日までとする。

- 2 この協定は、協定期間の満了の日の1月前までに、甲又は乙から何らの申し出がないときは当該期間満了の日の翌日からさらに1年延長されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名のうえ、各1通を保有する。

平成6年4月18日

甲 茨城県
知 事 橋 本 昌 印
乙 社団法人 茨城県医師会
会 長 丸 山 泰 一 印

2-8 災害時の歯科医療救護についての協定（歯科医師会）

災害時の歯科医療救護についての協定

茨城県（以下「甲」という。）と社団法人茨城県歯科医師会（以下「乙」という。）とは、災害時の歯科医療救護に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）及び茨城県地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき甲が行う歯科医療救護に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 乙は、県内の災害時歯科医療の中核機能を十分に発揮するように努めるものとする。

3 甲は、法、防災計画及び市町村地域防災計画に基づき市町村が行う歯科医療救護について、それぞれの市町村が、本協定に準じ地区歯科医師会の協力を得て実施できるよう必要な調整を行うものとする。

4 乙は、前項に定める市町村が行う歯科医療救護が円滑に行われるよう必要な調整を行うものとする。

5 甲は、避難所等での口腔ケアの重要性の啓発に努めるものとする。

（歯科医療救護計画）

第2条 乙は、歯科医療救護の円滑な実施を図るため、歯科医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前項の歯科医療救護計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

（1）歯科医療チームの編成計画及び活動計画

①歯科医療救護チーム

②口腔ケアチーム

③個人識別（身元確認）チーム

（2）地区歯科医師会と関係機関との通信連絡計画

（3）指揮系統

（4）医薬品、医療資機材等の備蓄

（5）訓練計画

（6）その他必要な事項

（歯科医療チームの派遣）

第3条 甲は、法及び防災計画に基づき、必要に応じて、乙に歯科医療チームの派遣を要請するものと

する。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、前条に規定する歯科医療救護計画に基づき、歯科医療チームを派遣するものとする。ただし、災害が激甚であり、歯科医療チーム員等に危害が生じるおそれがある場合は、この限りでない。

3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請によらず歯科医療チームを派遣したときは、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

（他県等への歯科医療チームの派遣）

第4条 甲は他県等からの支援要請により、乙に対して歯科医療チームの派遣を要請することができる。

2 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請によらず他県等へ歯科医療チームを派遣したときは、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

（歯科医療チームに対する指揮）

第5条 甲は、歯科医療救護活動の総合調整を図るため、乙の派遣する歯科医療チームを指揮するものとする。この場合において、当該歯科医療チームに対する指揮は、乙の長を通じて行うものとする。

（歯科医療救護チームの業務）

第6条 乙が派遣する歯科医療救護チームは、甲又は市町村が避難場所、避難所、災害現場等に設置する歯科医療救護所及び医療救護所において歯科医療救護活動を行うものとする。

2 歯科医療救護チームの業務は、次のとおりとする。

- （1）被災者のスクリーニング（症状判別）
- （2）傷病者に対する救急救命・応急処置の実施、顎顔面領域の処置及び必要な歯科医療の提供
- （3）傷病者の後方医療機関への転送の要否の判断及びその順位の決定
- （4）その他状況に応じた処置

（口腔ケアチームの業務）

第7条 乙が派遣する口腔ケアチームは、甲又は市町村が設置する避難所において口腔ケア活動を行うものとする。

2 口腔ケアチームの業務は、次のとおりとする。

- （1）高齢者、障害者などへの口腔ケアの実施
- （2）呼吸器感染症予防のための口腔ケアの啓発及び指導
- （3）その他状況に応じた口腔ケアの啓発、指導及び実施

（個人識別（身元確認）チームの業務）

第8条 乙が派遣する個人識別（身元確認）チームは、甲又は市町村が設置する遺体安置所及び災害現場において個人識別活動を行うものとする。

2 個人識別（身元確認）チームの業務は、次のとおりとする。

- （1）検視・検案に際しての法歯学上の協力
- （2）個人識別活動の記録及び報告
- （3）その他必要な事項

（歯科医療チームの機器等の整備及び人材等の育成）

第9条 乙は、歯科医療救護チームが円滑に活動できるよう、移動用診療機器などの機器、器材の整備に努めるものとする。

2 乙は、口腔ケアチームが円滑に活動できるよう、ケア器材の整備を進めるとともに、人材の育成に努めるものとする。

3 乙は、個人識別（身元確認）チームが円滑に活動できるよう、識別用機器、器材の整備を進めるとともに、人材の育成及び甚大な被害にも対応できるよう県警察本部、茨城海上保安部や大学等との連携に努めるものとする。

（歯科医療チームの輸送等）

第10条 甲は、乙の歯科医療救護活動が円滑に実施できるよう、歯科医療チームの輸送等について、必要な措置をとるものとする。

（医薬品等の提供）

第11条 乙が派遣する歯科医療チームが携行する医薬品等のほか、当該歯科医療チームが使用する医薬品等は、甲が提供するものとする。

（医療費）

第12条 歯科医療救護所における医療費は、無料とする。

2 医療機関に転送された場合における医療費は、原則として患者負担とする。

（費用弁償）

第13条 甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護を実施した場合（第3条第3項の承認を受けた場合を含む。）に要する次に掲げる費用は、甲が負担する。

- （1）歯科医療チームの編成及び派遣に要する経費
- （2）歯科医療チームが携行した医薬品等を使用した場合の経費
- （3）歯科医療チーム員が、医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

2 前項に定める費用の額については、別に定める。

(訓練)

第14条 乙は、甲が実施する訓練に積極的に参加するものとする。

(歯科医師ボランティアの調整)

第15条 乙は、県災害対策本部設置後、速やかに歯科医師ボランティア調整本部を設置し、甲との連携のもと、歯科医師ボランティアの募集、登録及び派遣の調整に努めるものとする。

(細目)

第16条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第17条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ定める。

(協定期間)

第18条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は平成25年3月11日から、平成25年3月31日までとする。

2 この協定は、平成25年度以降、協定期間の満了の日の1月前までに、甲又は乙から何らの申し出がないときは当該期間満了の日の翌日からさらに1年延長されるものとし、以後も同様とする。

この協定締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成25年3月11日

甲 茨城県知事 橋本 昌

乙 社団法人茨城県歯科医師会
会 長 森永 和男

2-9 災害時の医療救護活動に関する協定（薬剤師会）

災害時の医療救護活動に関する協定書

茨城県（以下「甲」という。）と公益社団法人茨城県薬剤師会（以下「乙」という。）は、災害時の医療救護活動に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）及び茨城県地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（薬剤師派遣計画）

第2条 乙は、甲の要請に基づく災害時の医療救護活動の円滑な実施を図るため、薬剤師派遣計画を策定する。

（協力要請）

第3条 甲は、法及び防災計画等に基づく医療救護活動を実施する上で必要があると認めた場合は、乙に対し、薬局の被災状況の把握及び薬剤師の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から薬局の被害状況把握の要請を受けた場合は、速やかに調査を行い、甲へ報告するものとする。

3 乙は、第1項の規定により甲から薬剤師派遣の要請を受けた場合は、前条に規定する薬剤師派遣計画に基づき薬剤師を派遣するものとする。

（指揮命令）

第4条 乙により派遣された薬剤師（以下「派遣薬剤師」という。）に対する指揮及び医療救護活動に係る連絡調整は、甲の指定する者が行うものとする。

（派遣薬剤師の業務）

第5条 派遣薬剤師は、災害時に設置する救護所及び医薬品の集積場所等において、次の各号に掲げる業務を行う。

（1）救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導

（2）救護所及び医薬品等の集積場所における医薬品等の仕分け、管理

（3）その他医療救護活動において必要な業務

（派遣薬剤師の輸送）

第6条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、派遣薬剤師の輸送について必要な措置をとるものとする。

（医薬品等の確保）

第7条 救護所等で使用する医薬品等は、原則として甲が確保するものとする。

(調剤費)

第8条 救護所等における調剤費は、無料とする。

(費用弁償)

第9条 甲の要請に基づき乙が医療救護活動を実施した場合に要した次の費用は、甲が負担するものとする。

(1) 薬剤師の派遣に要する経費

(2) 派遣薬剤師が携行した医薬品等を使用した場合の経費

(3) 派遣薬剤師が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助費

2 前項の定めによる費用の額については、別に定める。

(細目)

第10条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(協定期間)

第12条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、令和5年8月23日から令和6年3月31日までとする。

2 この協定は、協定期間の満了の日の1月前までに、甲又は乙から何らの申し出がないときは、当該期間満了の日の翌日からさらに1年延長されるものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和5年8月23日

甲 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県知事 大井川 和 彦

乙 茨城県水戸市笠原町978番47

公益社団法人茨城県薬剤師会

会 長 横 濱 明

2-10 災害時の医療救護活動に関する協定（看護協会）

災害時の医療救護活動についての協定

茨城県（以下「甲」という。）と公益社団法人茨城県看護協会（以下「乙」という。）とは、災害時の医療救護活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）及び茨城県地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

- 2 甲は、法、防災計画及び市町村地域防災計画に基づき市町村が行う医療救護活動について、それぞれの市町村が、本協定に準じ乙の協力を得て実施できるよう必要な調整を行うものとする。
- 3 乙は、前項に定める市町村が行う医療救護活動が円滑に行われるよう必要な調整を行うものとする。

（医療救護計画）

第2条 乙は、医療救護活動の円滑な実施を図るため、乙が派遣する看護師、保健師、助産師等（以下、「看護師等」という。）の編成、その他医療救護活動の実施に関する医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

- 2 乙は、医療救護計画の改定を行った場合、その都度、甲に提出するものとする。

（看護師等の派遣）

第3条 甲は、法及び防災計画に基づき、必要に応じて、乙に対し看護師等の派遣を要請するものとする。

- 2 乙は、前項の要請を受けたときは、前条に規定する医療救護計画に基づき、看護師等を派遣するものとする。ただし、災害が激甚であり、看護師等に危害が生じるおそれがある場合は、この限りでない。
- 3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請によらず看護師等を派遣したときは、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

（看護師等に対する指揮）

第4条 甲は、医療救護活動の総合調整を図るため、乙が派遣する看護師等に対する指揮は、甲が指定する者が行うものとする。

(看護師等の業務)

第5条 乙が派遣する看護師等は、甲又は市町村が避難場所、避難所、災害現場等に設置する救護所等において医療救護活動を行うものとする。

2 看護師等の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急処置及び看護
- (2) 救護所等の衛生管理
- (3) その他状況に応じた必要な措置

(看護師等の輸送等)

第6条 甲は、乙の医療救護活動が円滑に実施できるよう、看護師等の輸送等について、必要な措置をとるものとする。

(衛生材料等の提供)

第7条 乙が派遣する看護師等が使用する衛生材料等は、当該看護師等が携行するもののほか、甲が提供するものとする。

(費用弁償)

第8条 甲の要請に基づき、乙が医療救護を実施した場合（第3条第3項の承認を受けた場合を含む。）に要する次に掲げる費用は、甲が負担する。

- (1) 看護師等の派遣に要する経費
- (2) 看護師等が携行した衛生材料等を使用した場合の経費
- (3) 看護師等が、医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

2 前項に定める費用の額については、別に定める。

(訓練)

第9条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加するものとする。この場合において、当該参加に要する費用は、甲が負担する。

(細目)

第10条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定

める。

(協定期間)

第12条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、令和 年 月 日から、令和 年 3月31日までとする。

2 この協定は、協定期間の満了の日の1月前までに、甲又は乙から何らの申し出がないときは、当該期間満了の日の翌日からさらに1年延長されるものとし、以後も同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年3月29日

甲 水戸市笠原町978番6
茨城県
知 事 大井川 和 彦

乙 水戸市緑町三丁目5番35号
公益社団法人茨城県看護協会
会 長 白 川 洋 子

2-11 災害時の助産師による支援活動についての協定（助産師会）

災害時の助産師による支援活動についての協定

茨城県（以下「甲」という。）と一般社団法人茨城県助産師会（以下「乙」という。）とは、災害時における支援活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、茨城県において災害が発生した場合において、妊産婦等への支援活動を甲と乙で相互に協力して実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 甲と乙は、平常時から連携し、防災対策の推進を図るものとする。

（協力の要請）

第2条 災害時、市町村からの要請、又は甲が妊産婦等への支援活動の必要が生じたと判断したときは、甲は乙に対して協力を要請することができる。

2 要請は要請書によるものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請することができる。

3 甲は、前項ただし書きの規定による要請をしたときは、当該要請の後、速やかに要請書を乙に提出しなければならない。

4 甲と乙は、連絡体制、連絡方法等について、平時から連絡調整に努める。

（助産師の派遣）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、助産師を派遣するものとする。ただし、災害が激甚であり、助産師に危害が生じるおそれがある場合は、この限りでない。

2 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請によらず助産師を派遣したときは、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

（助産師に対する指揮）

第4条 甲は、支援活動の総合調整を図るため、乙が派遣する助産師に対する指揮は、甲が指定する者が行うものとする。

（助産師の業務）

第5条 乙が派遣する助産師は、甲又は市町村が設置する避難場所、避難所等において支援活動を行うものとする。

2 助産師の活動内容は、次のとおりとする。

- (1)妊産婦等に対する応急救護活動及び緊急時の助産
- (2)妊産婦等に対する健康管理及び保健指導、心身のケア等に関する相談
- (3)その他状況に応じた必要な措置

(助産師の輸送等)

第6条 甲は、乙の支援活動が円滑に実施できるよう、助産師の輸送等について、必要な措置をとるものとする。

(衛生材料等の提供)

第7条 乙が派遣する助産師が使用する衛生材料等は、当該助産師が携行するもののほか、甲が提供するものとする。

(費用弁償)

第8条 甲の要請に基づき、乙が支援を実施した場合（第3条第2項の承認を受けた場合を含む。）の次に掲げる費用は、災害救助法（昭和22年法律第118号）による適用を受けた市町村に派遣した場合は、茨城県災害救助法施行細則（昭和36年茨城県規則第83号）に定めるところによるものとする。

- (1) 助産師の派遣に要する経費
- (2) 助産師が携行した衛生材料等を使用した場合の経費
- (3) 助産師が、支援活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

2 前項に該当しない場合、前項第2号の費用は茨城県災害救助法施行細則に準じて、前項第3号の費用は、茨城県災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和38年茨城県条例第7号）の定めるところにより、甲が負担する。

(訓練)

第9条 乙は甲の要請に基づき、甲が実施する訓練に参加するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定める。

(協定期間)

第11条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、令和5年2月28日から、令和6年3月31日までとする。

2 この協定は、協定期間の満了の日の1月前までに、甲又は乙から何らの申し出がないときは、当該期間満了の日の翌日からさらに1年延長されるものとし、以後も同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名の上、各1通を保有する。

令和5年2月28日

茨 城 県 知 事 大井川 和 彦

一般社団法人茨城県助産師会長 礒 山 あけみ

2-12 災害時の一般用医薬品等の調達に関する協定

一般用医薬品等の調達に関する協定書

茨城県（以下、「甲」という。）と一般社団法人茨城県登録販売者協会（以下、「乙」という。）とは、災害救助等に必要な物資（以下、「物資」という。）の確保を図るため、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができるものとする。

- (1) 県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 県外の災害救助のため、国又は他の都道府県から、物資の調達の斡旋を要請されたとき。
- (3) その他知事が特に必要と認めるとき。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、乙が保有する物資で、次に掲げるものとする。

- (1) 一般用医薬品
- (2) 医薬部外品及び衛生材料等
- (3) その他、甲が必要とし乙が了解した物資

（要請の方法）

第3条 第1条の要請は、文書により行うものとする。ただし、文書により要請するいとまがないときは、口頭により要請し、事後、速やかに文書を交付するものとする。

2 やむを得ない事情により乙に連絡がつかない場合には、甲は直接乙の会員に対し要請することができるものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 乙は、第1条の要請を受けたときは、その要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（物資の引渡し）

第5条 物資の引渡し場所は、災害救助法に基づく救助に使用する場合は、甲が指定するものとし、甲は、当該場所で指定した職員等に要請に係る物資を確認させたうえ、乙から引渡しを受けるものとする。

2 前項によらない場合は、物資を使用する者が直接引渡しを受けるものとする。

(物資の価格)

第6条 物資の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格（乙が引渡しのための輸送を行った場合は、その輸送費を含む。）とする。

(代金の支払)

第7条 引き取った物資の代金は、物資を災害救助法に基づく救助に使用した場合は甲が、それ以外の場合にあっては、提供を受けた者が負担するものとする。

(協議事項)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲と協議して定めるものとする。

(取扱窓口)

第9条 この協定の取扱窓口は、甲にあっては保健福祉部薬務課、乙にあっては、乙の事務局とする。

2 甲及び乙は、毎年度当初に、それぞれの取扱窓口の連絡担当者及び連絡手段等について、相互に確認するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、甲乙いずれかからこの協定を終了する旨の申し出がない限り、継続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成24年2月21日

甲 水戸市笠原町978番6
茨城県知事 橋 本 昌

乙 つくば市天久保2-17-5
寺島薬局株式会社内
一般社団法人茨城県登録販売者協会
代表理事 水 野 秀 晴

2-13 医療機器等の調達に関する協定

医療機器等の調達に関する協定書

茨城県（以下、「甲」という。）と茨城県医療機器販売業協会（以下、「乙」という。）とは、災害救助等に必要な物資（以下、「物資」という。）の確保を図るため、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができるものとする。

- (1) 県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 県外の災害救助のため、国又は他の都道府県から、物資の調達の斡旋を要請されたとき。
- (3) その他知事が特に必要と認めるとき。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、乙が保有する物資で、次に掲げるものとする。

- (1) カテーテル、注射器、ダイアライザー等の医療機器
- (2) その他、甲が必要とし乙が了解した物資

（要請の方法）

第3条 第1条の要請は、文書により行うものとする。ただし、文書により要請するいとまがないときは、口頭により要請し、事後、速やかに文書を交付するものとする。

2 やむを得ない事情により乙に連絡がつかない場合には、甲は直接乙の会員に対し要請することができるものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 乙は、第1条の要請を受けたときは、その要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（物資の引渡し）

第5条 物資の引渡し場所は、災害救助法に基づく救助に使用する場合は、甲が指定するものとし、甲は、当該場所で指定した職員等に要請に係る物資を確認させたうえ、乙から引渡しを受けるものとする。

2 前項によらない場合は、物資を使用する者が直接引渡しを受けるものとする。

(物資の価格)

第6条 物資の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格（乙が引渡しのための輸送を行った場合は、その輸送費を含む。）とする。

(代金の支払)

第7条 引き取った物資の代金は、物資を災害救助法に基づく救助に使用した場合は甲が、それ以外の場合にあっては、提供を受けた者が負担するものとする。

(協議事項)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲と協議して定めるものとする。

(取扱窓口)

第9条 この協定の取扱窓口は、甲にあっては保健福祉部薬務課、乙にあっては、乙の事務局とする。

2 甲及び乙は、毎年度当初に、それぞれの取扱窓口の連絡担当者及び連絡手段等について、相互に確認するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、甲乙いずれかからこの協定を終了する旨の申し出がない限り、継続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成24年2月21日

甲 水戸市笠原町978番6

茨城県知事 橋 本 昌

乙 土浦市神立町2506

茨城県医療機器販売業協会

会 長 中 根 英 夫

2-14 災害時の医療ガス等の調達に関する協定

医療ガス等の調達に関する協定書

茨城県（以下、「甲」という。）と一般社団法人日本産業・医療ガス協会 関東地域本部（以下、「乙」という。）とは、災害救助等に必要な物資（以下、「物資」という。）の確保を図るため、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができるものとする。

- (1) 県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 県外の災害救助のため、国又は他の都道府県から、物資の調達の斡旋を要請されたとき。
- (3) その他知事が特に必要と認めるとき。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、乙が保有する物資で、次に掲げるものとする。

- (1) 医療用の液化酸素・液化窒素
- (2) 医療用の酸素ガス・笑気ガス・その他のガス
- (3) その他、甲が必要とし乙が了解した物資

（要請の方法）

第3条 第1条の要請は、文書により行うものとする。ただし、文書により要請するいとまがないときは、口頭により要請し、事後、速やかに文書を交付するものとする。

2 やむを得ない事情により乙に連絡がつかない場合には、甲は直接乙の会員に対し要請することができるものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 乙は、第1条の要請を受けたときは、その要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（物資の引渡し）

第5条 物資の引渡し場所は、災害救助法に基づく救助に使用する場合は、甲が指定するものとし、甲は、当該場所で指定した職員等に要請に係る物資を確認させたうえ、乙から引渡しを受けるものとする。

2 前項によらない場合は、物資を使用する者が直接引渡しを受けるものとする。

(医療ガスを使用する施設の安全性確認)

第6条 医療ガスを使用する施設の安全性等を確認する必要がある場合には、甲は乙に対し、安全性の確認について協力を要請するものとする。

(運搬体制の確保)

第7条 物資の運搬については、乙が行うものとする。ただし、乙の運搬経路の確保及び交通区域内の通行等について、甲は必要な措置を講じるものとする。

(物資の価格)

第8条 物資の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格（乙が引渡しのための輸送を行った場合は、その輸送費を含む。）とする。

(代金の支払)

第9条 引き取った物資の代金は、物資を災害救助法に基づく救助に使用した場合は甲が、それ以外の場合にあっては、提供を受けた者が負担するものとする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲と協議して定めるものとする。

(取扱窓口)

第11条 この協定の取扱窓口は、甲にあっては保健福祉部薬務課、乙にあっては、茨城支部の事務局とする。

2 甲及び乙は、毎年度当初に、それぞれの取扱窓口の連絡担当者及び連絡手段等について、相互に確認するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、甲乙いずれかからこの協定を終了する旨の申し出がない限り、継続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成24年2月21日

甲 水戸市笠原町978番6
茨城県知事 橋 本 昌

乙 東京都港区芝5丁目30番9号 藤ビル
一般社団法人日本産業・医療ガス協会
関東地域本部長 鈴木 慶彦

2-15 災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定

災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定書

茨城県（以下「甲」という。）及び独立行政法人住宅金融支援機構（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の災害時において、被災した住宅の早期復興を支援するため、茨城県地域防災計画に基づき甲の講ずる措置に対して行われる乙の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（情報の交換）

第1条 甲及び乙は、この協定に基づき、被災した住宅の早期復興への支援が円滑に行われるように次の情報を適時適確に交換する。

- 一 住宅に関連する防災、被災した住宅の再建等に関する施策及び融資制度
- 二 被害状況、被災した県民から寄せられた住宅の復興等に関する要望
- 三 第7条の規定により設置される連絡窓口となる部署名並びに連絡責任者及び補助者の職氏名
- 四 第7条に定める連絡窓口との連絡方法
- 五 前各号に掲げるもののほか、住宅の早期復興に関し必要な事項

（住宅相談窓口の開設）

第2条 乙は、甲からの協力要請に応じて、「住宅相談窓口」を速やかに開設し、被災した県民からの住宅再建及び住宅ローンの返済に関する相談に対応し、被災した住宅の早期復興を支援するものとする。

2 甲は、前項の「住宅相談窓口」の開設及び運営に当たっては、必要に応じ、場所の確保等について、乙に協力するものとする。

（職員の派遣）

第3条 乙は、前条第1項の相談に対応するため、職員を派遣するものとする。

2 乙は、前条第1項の相談への対応のほか、甲から被災した住宅の早期復興を支援するため特に要請を受けたときは、甲と協議の上、職員を派遣する。

（住宅ローン返済中の県民への支援）

第4条 乙は、乙の住宅ローンを返済中に被災した県民に対して、当該住宅ローンの支払の猶予、返済期間の延長等の措置を諸規定に従って講ずるものとする。

(周知)

第5条 乙は、乙の災害復興住宅融資の実施、第2条第1項の「住宅相談窓口」の開設及び前条の措置について、被災した県民に対して積極的に周知するものとする。

2 甲は、被災地の市町村の窓口等を通じて、前項の周知に協力するものとする。

(施策実施上の課題等の調整)

第6条 甲及び乙は、住宅に関連する防災、被災した住宅の再建等に関する甲の講ずべき措置及び乙の災害関連業務の円滑な実施に資するため、甲がこれらの措置を講ずるに当たり発生する乙の融資及び債権管理上の課題等への対応について、あらかじめ調整を行うものとする。

(連絡窓口)

第7条 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口をそれぞれ設置するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めるもののほか、被災した住宅の早期復興の支援に当たり必要な事項については、その都度、甲及び乙が十分な協議の上、定めるものとする。

(適用)

第9条 この協定は、平成27年7月13日から適用する。

附 則

平成17年9月1日付けで甲と解散前の住宅金融公庫とが締結した「災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定書」は、本協定の締結をもって、これを廃止する。

上記協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成27年7月13日

甲 茨城県

知 事

橋 本 昌

乙 独立行政法人住宅金融支援機構

理事長

加 藤 利 男

2-16 関東ブロック大規模広域災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定（宅地建物取引業協会）

関東ブロック大規模広域災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び静岡県（以下「都県」という。）と、別記の宅地建物取引業協会（以下「宅建協会」という。）は、大規模広域災害（二以上の都道府県の区域にわたり被害が発生し、又は一の都道府県の区域において甚大な被害が発生し、広域的な対応が必要な災害をいう。）が発生した場合における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模広域災害時において、都県が、災害により住宅を滅失し自己の資力によっては居住する住宅を確保できない被災者（以下単に「被災者」という。）のための応急的な住宅（以下「応急借上げ住宅」という。）として、民間賃貸住宅を提供するため、宅建協会に協力を求めるに当たり、基本的な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 都県は、大規模広域災害が発生し必要と認める場合、自都県に所在する宅建協会に対し、応急借上げ住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力を要請するとともに、他の都県に対し、被災者への応急借上げ住宅の提供を要請することができるものとする。

2 前項の要請を受けた都県は、自都県に所在する宅建協会に対し、応急借上げ住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力を要請することができるものとする。

（協力）

第3条 宅建協会は、前条の規定に基づく都県からの要請があった場合、応急借上げ住宅として提供可能な民間賃貸住宅に関する情報提供及びその円滑な提供に向けて、都県に可能な限り協力するものとする。

（都県の役割）

第4条 都県は、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 応急借上げ住宅として提供する民間賃貸住宅の募集に関すること
- 二 応急借上げ住宅の借上げに関すること
- 三 応急借上げ住宅入居者の入居許可及び退居に関すること
- 四 応急借上げ住宅の賃料等の支払いに関すること
- 五 その他関係者との調整に関すること

2 都県は、前項に掲げる業務の一部を、宅建協会に委託することができる。

(宅建協会の役割)

第5条 宅建協会は、第3条に基づき都県に協力するため、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 応急借上げ住宅の制度の事前周知並びに民間賃貸住宅の所有者及び転貸を目的とする賃借人に対する応急借上げ住宅としての提供依頼及び意向確認に関すること
- 二 応急借上げ住宅として都県が借り上げようとする民間賃貸住宅の被災後の使用の適否に係る確認に関すること
- 三 応急借上げ住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供に関すること
- 四 都県からの委託を受けた業務に関すること
- 五 その他関係者との調整に関すること

(個別協定との関係)

第6条 この協定は、都県が民間賃貸住宅の被災者への提供等に関して、宅建協会と個別に締結している協定（この協定の適用日以降に締結するものを含む。）の効力を妨げるものではない。

(協議)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項等については、都県及び宅建協会の協議の上定めるものとする。

(雑則)

第8条 第6条の個別協定を締結していない都県においては、大規模広域災害に該当しない災害についても、この協定（第2条第2項を除く。）の規定を準用できる。

第9条 この協定は、平成29年 3月27日から適用する。

この協定を証するため、本書を作成し、記名押印のうえ、各自1通を保有する。

(別記)

公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会

公益社団法人栃木県宅地建物取引業協会

一般社団法人群馬県宅地建物取引業協会

公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会

一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会

公益社団法人東京都宅地建物取引業協会

公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会

公益社団法人山梨県宅地建物取引業協会

公益社団法人静岡県宅地建物取引業協会

平成29年 3月27日

茨城県知事	橋 本 昌
栃木県知事	福 田 富 一
群馬県知事	大 澤 正 明
埼玉県知事	上 田 清 司
千葉県知事	鈴 木 栄 治
東京都知事	小 池 百合子
神奈川県知事	黒 岩 祐 治
山梨県知事	後 藤 斎
静岡県知事	川 勝 平 太
公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会	
会 長	張 替 武 敏
公益社団法人栃木県宅地建物取引業協会	
会 長	五十嵐 薫
一般社団法人群馬県宅地建物取引業協会	
会 長	長 井 貞 二
公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会	
会 長	内 山 俊 夫
一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会	
会 長	貝 川 和 正
公益社団法人東京都宅地建物取引業協会	
会 長	瀬 川 信 義
公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会	
会 長	坂 本 久
公益社団法人山梨県宅地建物取引業協会	
会 長	市 川 三千雄
公益社団法人静岡県宅地建物取引業協会	
会 長	初 澤 宣 廣

2-17 関東ブロック大規模広域災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定（全日本不動産協会都県本部）

関東ブロック大規模広域災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び静岡県（以下「都県」という。）と、別記の全日本不動産協会都県本部（以下「不動産協会都県本部」という。）は、大規模広域災害（二以上の都道府県の区域にわたり被害が発生し、又は一の都道府県の区域において甚大な被害が発生し、広域的な対応が必要な災害をいう。）が発生した場合における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模広域災害時において、都県が、災害により住宅を滅失し自己の資力によっては居住する住宅を確保できない被災者（以下単に「被災者」という。）のための応急的な住宅（以下「応急借上げ住宅」という。）として、民間賃貸住宅を提供するため、不動産協会都県本部に協力を求めるに当たり、基本的な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 都県は、大規模広域災害が発生し必要と認める場合、自都県に所在する不動産協会都県本部に対し、応急借上げ住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力を要請するとともに、他の都県に対し、被災者への応急借上げ住宅の提供を要請することができるものとする。

2 前項の要請を受けた都県は、自都県に所在する不動産協会都県本部に対し、応急借上げ住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力を要請することができるものとする。

（協力）

第3条 不動産協会都県本部は、前条の規定に基づく都県からの要請があった場合、応急借上げ住宅として提供可能な民間賃貸住宅に関する情報提供及びその円滑な提供に向けて、都県に可能な限り協力するものとする。

（都県の役割）

第4条 都県は、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 応急借上げ住宅として提供する民間賃貸住宅の募集に関すること
- 二 応急借上げ住宅の借上げに関すること
- 三 応急借上げ住宅入居者の入居許可及び退居に関すること
- 四 応急借上げ住宅の賃料等の支払いに関すること
- 五 その他関係者との調整に関すること

2 都県は、前項に掲げる業務の一部を、不動産協会都県本部に委託することができる。

(不動産協会都県本部の役割)

第5条 不動産協会都県本部は、第3条に基づき都県に協力するため、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 応急借上げ住宅の制度の事前周知並びに民間賃貸住宅の所有者及び転貸を目的とする賃借人に対する応急借上げ住宅としての提供依頼及び意向確認に関すること
- 二 応急借上げ住宅として都県が借り上げようとする民間賃貸住宅の被災後の使用の適否に係る確認に関すること
- 三 応急借上げ住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供に関すること
- 四 都県からの委託を受けた業務に関すること
- 五 その他関係者との調整に関すること

(個別協定との関係)

第6条 この協定は、都県が民間賃貸住宅の被災者への提供等に関して、不動産協会都県本部と個別に締結している協定（この協定の適用日以降に締結するものを含む。）の効力を妨げるものではない。

(協議)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項等については、都県及び不動産協会都県本部の協議の上定めるものとする。

(雑則)

第8条 第6条の個別協定を締結していない都県においては、大規模広域災害に該当しない災害についても、この協定（第2条第2項を除く。）の規定を準用できる。

第9条 この協定は、平成29年 3月27日から適用する。

この協定を証するため、本書を作成し、記名押印のうえ、各自1通を保有する。

(別記)

公益社団法人全日本不動産協会茨城県本部

公益社団法人全日本不動産協会栃木県本部

公益社団法人全日本不動産協会群馬県本部

公益社団法人全日本不動産協会埼玉県本部

公益社団法人全日本不動産協会千葉県本部

公益社団法人全日本不動産協会東京都本部

公益社団法人全日本不動産協会神奈川県本部

公益社団法人全日本不動産協会山梨県本部

公益社団法人全日本不動産協会静岡県本部

平成29年 3月27日

茨城県知事	橋 本 昌
栃木県知事	福 田 富 一
群馬県知事	大 澤 正 明
埼玉県知事	上 田 清 司
千葉県知事	鈴 木 栄 治
東京都知事	小 池 百合子
神奈川県知事	黒 岩 祐 治
山梨県知事	後 藤 斎
静岡県知事	川 勝 平 太
公益社団法人全日本不動産協会茨城県本部	
本部長	須 田 洋 次
公益社団法人全日本不動産協会栃木県本部	
本部長	稲 川 知 法
公益社団法人全日本不動産協会群馬県本部	
本部長	新 井 晴 夫
公益社団法人全日本不動産協会埼玉県本部	
本部長	長 島 友 伸
公益社団法人全日本不動産協会千葉県本部	
本部長	森 幸 一
公益社団法人全日本不動産協会東京都本部	
本部長	中 村 裕 昌
公益社団法人全日本不動産協会神奈川県本部	
本部長	秋 山 始
公益社団法人全日本不動産協会山梨県本部	
本部長	村 松 清 美
公益社団法人全日本不動産協会静岡県本部	
本部長	前 田 忠 浩

2-18 関東ブロック大規模広域災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定（全国賃貸住宅経営者協会連合会・東京共同住宅協会）

関東ブロック大規模広域災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び静岡県（以下「都県」という。）と、公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会及び公益社団法人東京共同住宅協会（以下「関係団体」という。）は、大規模広域災害（二以上の都道府県の区域にわたり被害が発生し、又は一の都道府県の区域において甚大な被害が発生し、広域的な対応が必要な災害をいう。）が発生した場合における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模広域災害時において、都県が、災害により住宅を滅失し自己の資力によっては居住する住宅を確保できない被災者（以下単に「被災者」という。）のための応急的な住宅（以下「応急借上げ住宅」という。）として、民間賃貸住宅を提供するため、関係団体に協力を求めるに当たり、基本的な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 都県は、大規模広域災害が発生し必要と認める場合、公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会（東京都にあっては、関係団体）に対し、応急借上げ住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力を要請するとともに、他の都県に対し、被災者への応急借上げ住宅の提供を要請することができるものとする。

2 前項の他の県からの要請を受けた東京都は、公益社団法人東京共同住宅協会に対し、応急借上げ住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力を要請することができるものとする。

（協力）

第3条 関係団体は、前条の規定に基づく都県からの要請があった場合、応急借上げ住宅として提供可能な民間賃貸住宅に関する情報提供及びその円滑な提供に向けて、都県に可能な限り協力するものとする。

（都県の役割）

第4条 都県は、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

一 応急借上げ住宅として提供する民間賃貸住宅の募集に関すること

- 二 応急借上げ住宅の借上げに関する事
- 三 応急借上げ住宅入居者の入居許可及び退居に関する事
- 四 応急借上げ住宅の賃料等の支払いに関する事
- 五 その他関係者との調整に関する事

2 都県は、前項に掲げる業務の一部を、関係団体に委託することができる。

(関係団体の役割)

第5条 関係団体は、第3条に基づき都県に協力するため、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 応急借上げ住宅の制度の事前周知並びに民間賃貸住宅の所有者及び転貸を目的とする賃借人に対する応急借上げ住宅としての提供依頼及び意向確認に関する事
- 二 応急借上げ住宅として都県が借り上げようとする民間賃貸住宅の被災後の使用の適否に係る確認に関する事
- 三 応急借上げ住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供に関する事
- 四 都県からの委託を受けた業務に関する事
- 五 その他関係者との調整に関する事

(個別協定との関係)

第6条 この協定は、都県が民間賃貸住宅の被災者への提供等に関して、関係団体と個別に締結している協定（この協定の適用日以降に締結するものを含む。）の効力を妨げるものではない。

(協議)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項等については、都県及び関係団体の協議の上定めるものとする。

(雑則)

第8条 第6条の個別協定を締結していない都県においては、大規模広域災害に該当しない災害についても、この協定の規定を準用できる。

第9条 この協定は、平成29年 3月27日から適用する。

この協定を証するため、本書を作成し、記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成29年 3月27日

茨城県知事 橋 本 昌

栃木県知事 福 田 富 一

群馬県知事 大 澤 正 明

埼玉県知事 上 田 清 司

千葉県知事 鈴 木 栄 治

東京都知事 小 池 百合子

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

山梨県知事 後 藤 斎

静岡県知事 川 勝 平 太

公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会
会 長 三 好 修

公益社団法人東京共同住宅協会
会 長 谷 崎 憲 一

2-19 災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定（茨城県宅地建物取引業協会）

災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定

（趣旨）

第1条 この協定は、茨城県（以下「甲」という。）が公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会（以下「乙」という。）に対し、災害等により住家を滅失し自己の資力によっては、居住する住家を確保できない被災者の応急的な住宅として、民間賃貸住宅提供の協力を求めるときの基本的事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害救助法が適用され必要と認める場合、乙に対し、賃貸型応急住宅として利用可能な民間賃貸住宅の情報提供及び住宅提供の協力を要請するものとする。

（協力）

第3条 乙は、甲の第2条に基づく要請があった場合は、民間賃貸住宅の情報提供と住宅提供について、甲に可能な限り協力するものとする。

（協議）

第4条 この協定の実施に関し必要な事項等については、甲と乙が協議して定めるものとする。

附 則

平成24年6月20日付けで甲乙が締結した「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」は、本協定の締結をもって、これを廃止する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年3月4日

甲 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県

茨城県知事 大井川 和彦

乙 茨城県水戸市金町3丁目1番3号

社団法人 茨城県宅地建物取引業協会

会長 張替 武敏

2-20 災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定（全日本不動産協会茨城県本部）

災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定

（趣旨）

第1条 この協定は、茨城県（以下「甲」という。）が公益社団法人全日本不動産協会茨城県本部（以下「乙」という。）に対し、災害等により住家を滅失し自己の資力によっては、居住する住家を確保できない被災者の応急的な住宅として、民間賃貸住宅提供の協力を求めるときの基本的事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害救助法が適用され必要と認める場合、乙に対し、賃貸型応急住宅として利用可能な民間賃貸住宅の情報提供及び住宅提供の協力を要請するものとする。

（協力）

第3条 乙は、甲の第2条に基づく要請があった場合は、民間賃貸住宅の情報提供と住宅提供について、甲に可能な限り協力するものとする。

（協議）

第4条 この協定の実施に関し必要な事項等については、甲と乙が協議して定めるものとする。

附 則

平成29年3月23日付けで甲乙が締結した「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」は、本協定の締結をもって、これを廃止する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年3月4日

甲 茨城県水戸市笠原町978番6
茨城県
茨城県知事 大井川 和彦

乙 茨城県水戸市笠原町978番25
公益社団法人全日本不動産協会茨城県本部
本部長 須田 洋次

2-21 災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定（全国賃貸住宅経営者協会連合会）

災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定

（趣旨）

第1条 この協定は、茨城県（以下「甲」という。）が公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会（以下「乙」という。）に対し、災害等により住家を滅失し自己の資力によっては、居住する住家を確保できない被災者の応急的な住宅として、民間賃貸住宅提供の協力を求めるときの基本的事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害救助法が適用され必要と認める場合、乙に対し、賃貸型応急住宅として利用可能な民間賃貸住宅の情報提供及び住宅提供の協力を要請するものとする。

（協力）

第3条 乙は、甲の第2条に基づく要請があった場合は、民間賃貸住宅の情報提供と住宅提供について、甲に可能な限り協力するものとする。

（協議）

第4条 この協定の実施に関し必要な事項等については、甲と乙が協議して定めるものとする。

附 則

平成29年3月23日付けで甲乙が締結した「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」は、本協定の締結をもって、これを廃止する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年3月4日

甲 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県

茨城県知事 大井川 和彦

乙 東京都千代田区大手町2丁目6番1号

公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会

会長 三好 修

2-22 災害時における放送要請に関する協定（NHK）

災害時における放送要請に関する協定

この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第57条に規定する通信設備の利用等に関して同法施行令第22条の規定に基づき、日本放送協会水戸放送局（以下「甲」という。）に対し茨城県知事（以下「乙」という。）が放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

（放送要請）

第1条 乙は、法律第57条の規定に基づき、災害のため、緊急を要する場合において、乙の管理に係る通信手段及び公衆電気通信設備並びにその他の有線電気通信設備若しくは無線設備により通信できない場合又は著しく困難な場合においてその通信のため特に放送を必要とするときは、甲に対し放送を行うことを求めることができる。

（要請の手続き）

第2条 乙は甲に対し次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- 一 放送要請の理由
- 二 放送事項
- 三 その他必要な事項

2 要請は原則として文書（別紙様式）によるものとする。ただし緊急やむを得ない場合は、電話（あらかじめ指定された電話番号による。）又は口頭によることができるものとする。

（放送の実施）

第3条 甲は乙から要請を受けた事項に関して、放送の形式、内容、時刻をその都度決定し、放送するものとする。

（連絡責任者）

第4条 放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡を確実、円滑に行うため、甲にあつては放送部長を、乙にあつては生活環境部消防防災課長をそれぞれ連絡責任者とする。

（雑則）

第5条 本協定によるもののほか、特に必要が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。
この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

昭和52年5月2日

甲	日本放送協会 水戸放送局長	野 崎 康 夫 ⑩
乙	茨城県知事	竹 内 藤 男 ⑩

様式

放 送 申 込 書

放 送 要 請 の 理 由	
放 送 事 項	
そ の 他 必 要 な 事 項	

年 月 日

日本放送協会
水戸放送局長 殿

茨城県生活環境部消防防災課長

氏名

印

(注) 本申込書は正副の複写とし、消防防災課長氏名印は正のみとする。

2-23 災害時における放送要請に関する協定（茨城放送）

災害時等における放送要請に関する協定

この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第57条に規定する通信設備の利用等に関して同法施行令第22条の規定に基づき、株式会社茨城放送（以下「甲」という。）に対し茨城県知事（以下「乙」という。）が放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

（放送要請）

第1条 乙は法律第57条の規定に基づき、災害のため、緊急を要する場合において、乙の管理に係る通信手段及び公衆電気通信設備並びにその他の有線電気通信設備若しくは無線設備により通信できない場合又は著しく困難な場合において、その通信のため特に放送を必要とするときは、甲に対し放送を行うことを求めることができる。

（要請の手続き）

第2条 乙は甲に対し次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

一 放送要請の理由

二 放送事項

三 その他必要な事項

2 要請は、原則として文書（別紙様式）によるものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話（あらかじめ指定された電話番号による。）又は口頭によることができるものとする。

（放送の実施）

第3条 甲は、乙から要請を受けた事項に関して、放送の形式、内容、時刻をその都度決定し、放送するものとする。

（連絡責任者）

第4条 放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡を確実、円滑に行うため、甲にあっては業務局長代理を、乙にあっては生活環境部消防防災課長をそれぞれ連絡責任者とする。

（雑則）

第5条 本協定によるもののほか、特に必要が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。
この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

昭和52年5月2日

甲	株式会社茨城放送 取締役社長	白 沢 正 二 ㊞
乙	茨城県知事	竹 内 藤 男 ㊞

様式

放 送 申 込 書

放 送 要 請 の 理 由	
放 送 事 項	
そ の 他 必 要 な 事 項	

年 月 日

茨城放送社長 殿

茨城県生活環境部防災・危機管理課長 氏名

⑨

(注) 本申込書は正副の複写とし、防災・危機管理課長氏名印は正のみとする。

2-24 放送要請の手続

1 放送の要請

知事及び市町村長は、緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備又は無線設備による通信ができない場合、又は、著しく困難な場合においては、予め協議して定めた手続により、災害に関する通知、要請、伝達、予・警報等の放送をNHK水戸放送局及び栃茨城放送に要請する。

なお、市町村長の放送要請は知事を通じて行うものとする。

2 要請の手続

放送の要請は防災・危機管理課長が次の放送申込書に必要事項を記入のうえ行う。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話（日本放送協会水戸放送局232-9801、栃茨城放送244-2160）又は口頭により行う。

放 送 申 込 書

放 送 要 請 の 理 由	
放 送 事 項	
そ の 他 必 要 な 事 項	

平成 年 月 日

殿

茨城県生活環境部防災・危機管理課長 氏名

⑨

（注）本申込書は正副の複写とし、防災・危機管理課長氏名印は正のみとする。

2-25 災害時における報道要請に関する協定

災害時等における報道要請に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、茨城県知事（以下「甲」という。）が茨城県地域防災計画に基づき災害対策本部を設置した場合又はこれに準ずる事態が発生した場合（以下「災害時等」という。）において、茨城県が行う災害応急対策又は地震防災応急対策についての報道に関し、甲と（以下「乙」という。）との間の必要な事項を定めることを目的とする。

(報道の要請)

第2条 甲は、災害時等における災害の防止と被害の拡大の防止等を図るため、次の事項に関する広報を行うに当たり、必要な場合には、乙に対し、当該事項に関する報道の要請（以下「報道要請」という。）を行うものとする。

- (1) 警報の発令及び伝達、地震予知情報の伝達並びに避難の勧告又は指示に関すること。
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること。
- (3) 被災者の救難、救助その他の応急措置に関すること。
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関すること。
- (5) 施設又は設備の応急の復旧に関すること。
- (6) 保健衛生に関すること。
- (7) 交通の規制又は緊急輸送の確保に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置その他の災害応急対策に関すること。

(報道要請の手続)

第3条 甲は、報道要請をする場合には、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 報道要請の理由
- (2) 必要な報道の内容
- (3) その他必要な事項

(報道の実施)

第4条 乙は、甲から報道要請を受けたときは、適切に対応する。

2 乙は、報道の実施に関し、他の緊急通行車両の通行を妨げることをないように配慮するものとする。

(連絡責任者)

第5条 この協定の実施に関する連絡を円滑かつ確実なものとするため、連絡責任者を置くこととし、甲においては茨城県生活環境部消防防災課長、乙においてはをもってこれに充てる。

(協議)

第6条 この協定の解釈に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議するものとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成9年10月22日

甲 水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県知事 橋 本 昌 印

乙 (株) 茨 城 新 聞 社
(株) 朝 日 新 聞 社 水 戸 支 局
(株) 毎 日 新 聞 社 水 戸 支 局
(株) 読 売 新 聞 社 水 戸 支 局
(株) 産 業 経 済 新 聞 社 水 戸 支 局
(株) 日 本 経 済 新 聞 社 水 戸 支 局
(社) 共 同 通 信 社 水 戸 支 局
(株) 時 事 通 信 社 水 戸 支 局
全国朝日放送(株)報道局報道センター
(株) 東 京 放 送
日 本 テ レ ビ 放 送 網 (株)
(株) フ ジ テ レ ビ ジ ョ ン 報 道 局
(株) 日 本 工 業 新 聞 東 関 東 支 局
(株) 常 陽 新 聞 社
(株) 日 刊 工 業 新 聞 社 茨 城 支 局
(株) 新 い ば ら き タ イ ム ス 社
中日新聞東京本社水戸支局

2-26 後方支援拠点一覧

指定する施設 計 10 箇所

地区		施設名	所在地	全体面積
県北	1	日立市十王スポーツ広場	日立市十王町友部 1936	3.5ha
県央	2	笠松運動公園	ひたちなか市佐和 2197-28	55.7ha
	3	堀原運動公園・東町運動公園	堀原：水戸市新原 2-11-1 東町：水戸市緑町 2-3-10	17.49ha（堀原 12.7、東町 4.79）
	4	笠間市総合運動公園	笠間市箱田 867-1	23.5ha
鹿行	5	神栖市神栖中央公園	神栖市木崎 1203-9	16.75ha
	6	潮来市前川運動公園	潮来市前川 1467	10.3ha
県南	7	霞ヶ浦総合公園	土浦市大岩田 1051	32.3ha
	8	阿見町総合運動公園	稲敷郡阿見町吉原 52-3	19.33ha
県西	9	古河市中央運動公園	古河市下大野 2528	13.32ha
	10	県西総合公園	筑西市桑山 2818	24.8ha

後方支援拠点については、必要とされる規模等を有する公園等が新たに整備された場合には、必要に応じて追加指定を検討するものとする。

2-27 防災拠点等としての道の駅一覧

(令和6年9月末時点)

No	駅名	設置者	路線	整備形式	防災拠点等の位置付け			備考
					国指定	県計画	市町村計画	
					防災拠点 自動車駐車場	広域防災拠点		
1	奥久慈だいが	大子町	国道118号	地方一体型	○	○	指定緊急避難場所	
2	ごか	五霞町	国道4号	直轄一体型	○	-	指定避難所	
3	常陸大宮	常陸大宮市	国道118号	地方一体型	○	○	指定緊急避難場所	
4	ひたちおおた	常陸太田市	国道349号	地方一体型	○	-	防災拠点	
5	グランテラス筑西	筑西市	国道50号	直轄一体型	○	○	後方支援拠点	
6	かさま	笠間市	国道355号	地方一体型	○	○	緊急避難場所 (一時集結場所)	
7	常総	常総市	国道294号	地方一体型	○	○	指定緊急避難場所	

2-28 燃料供給に係る重要施設一覧

	区分	石油 連 盟 覚 書 対 象	施設No.	施設属性	施設名	所在地		備考	
						市町村	大字番地		
1	①災害拠点 病院等	○	008-10101	病院	水戸済生会総合病院	水戸市	双葉台 3-3-10		
2	①災害拠点 病院等	○	008-10102	病院	水府病院	水戸市	赤塚 1-1		
3	①災害拠点 病院等	○	008-10103	病院	水戸中央病院	水戸市	六反田町 1136-1		
4	①災害拠点 病院等	○	008-10104	病院	県立こども病院	水戸市	双葉台 3-3-1		
5	①災害拠点 病院等		008-10105	病院	水戸赤十字病院	水戸市	三の丸 3-12-48		
6	①災害拠点 病院等		008-10106	その他	茨城県赤十字血液セン ター	水戸市	千波町 508-6		
7	①災害拠点 病院等		008-10108	病院	大場内科クリニック	水戸市	酒門町 275-3		
8	①災害拠点 病院等	○	008-10109	病院	総合病院水戸協同病院	水戸市	宮町 3 丁目 2 番 7 号		
9	①災害拠点 病院等		008-10201	病院	ひたち医療センター	日立市	鮎川町 2-8-16		
10	①災害拠点 病院等		008-10202	病院	大原神経科病院	日立市	大みか町 1-13-18	放射線防護 施設・石油組 合協議	

11	①災害拠点 病院等		008-10203	病院	久慈茅根病院	日立市	久慈町 4-16-10	放射線防護 施設・石油組 合協議	
12	①災害拠点 病院等		008-10204	病院	株式会社日立製作所日 立総合病院	日立市	城南町二丁目 1-1		
13	①災害拠点 病院等	○	008-10301	病院	総合病院土浦協同病院	土浦市	おおつ野 4-1-1		
14	①災害拠点 病院等	○	008-10401	病院	古河赤十字病院	古河市	下山町 1150		
15	①災害拠点 病院等	○	008-10402	病院	友愛記念病院	古河市	東牛谷 707		
16	①災害拠点 病院等		008-10403	病院	芳香会病院青嵐荘療育 園	古河市	上大野 698		
17	①災害拠点 病院等		008-10601	病院	社会医療法人達生堂城 西病院	結城市	結城 10745-24		
18	①災害拠点 病院等	○	008-10701	病院	龍ヶ崎済生会病院	龍ヶ崎 市	中里 1-1		
19	①災害拠点 病院等		008-10901	病院	きぬ医師会病院	常総市	新井木町 13-3		
20	①災害拠点 病院等		008-11001	病院	大山病院	常陸太 田市	金井町 4810		
21	①災害拠点 病院等		008-11201	病院	北茨城市民病院	北茨城 市	関南町関本下 1050		
22	①災害拠点 病院等	○	008-11301	病院	県立中央病院	笠間市	鯉淵 6528		
23	①災害拠点 病院等	○	008-11302	病院	県立こころの医療センタ ー	笠間市	旭町 654		
24	①災害拠点 病院等	○	008-11401	病院	JA とりで総合医療セン ター	取手市	本郷 2-1-1		
25	①災害拠点 病院等		008-11402	病院	取手北相馬保健医療セ ンター医師会病院	取手市	野々井 1926		
26	①災害拠点	○	008-11501	病院	牛久愛和総合病院	牛久市	猪子町 896		

	病院等								
27	①災害拠点 病院等	○	008-11601	病院	筑波大学附属病院	つくば市	天久保 2-1-1		
28	①災害拠点 病院等	○	008-11602	病院	筑波学園病院	つくば市	上横場 2573-1		
29	①災害拠点 病院等	○	008-11603	病院	筑波メディカルセンター 病院	つくば市	天久保 1-3-1		
30	①災害拠点 病院等		008-11604	病院	医療法人社団筑波記念 会筑波記念病院	つくば市	要 1187-299		
31	①災害拠点 病院等	○	008-11701	病院	日立製作所ひたちなか 総合病院	ひたち なか市	石川町 20-1		
32	①災害拠点 病院等	○	008-11702	病院	勝田病院	ひたち なか市	中根 5125-2		
33	①災害拠点 病院等	○	008-11703	病院	さくら水戸クリニック	ひたち なか市	東石川 1581	放射線防護 施設・石油組 合協議	
34	①災害拠点 病院等	○	008-11801	病院	医療法人社団善仁会小 山記念病院	鹿嶋市	厨 5-1-2		
35	①災害拠点 病院等	○	008-12301	病院	茨城県西部メディカル センター	筑西市	大塚 555		
36	①災害拠点 病院等		008-12401	病院	木根淵外科胃腸科病院	坂東市	辺田 1430-1		
37	①災害拠点 病院等	○	008-12501	病院	宮本病院	稲敷市	幸田 1247		
38	①災害拠点 病院等	○	008-12801	病院	神栖済生会病院	神栖市	知手中央 7-2-45		
39	①災害拠点 病院等	○	008-12901	病院	土浦協同病院なめがた 地域医療センター	行方市	井上藤井 98-8		
40	①災害拠点 病院等	○	008-13301	病院	水戸医療センター	東茨城 郡茨城 町	桜の郷 280		
41	①災害拠点	○	008-13601	病院	茨城東病院	那珂郡	照沼 825		

	病院等					東海村			
42	①災害拠点 病院等		008-13602	病院	村立東海病院	那珂郡 東海村	村松 2081-2	放射線防護 施設・石油組 合協議	
43	①災害拠点 病院等	○	008-13901	病院	東京医科大学茨城医療 センター	稲敷郡 阿見町	中央 3-20-1		
44	①災害拠点 病院等	○	008-13902	病院	茨城県立医療大学付属 病院	稲敷郡 阿見町	大字阿見 4733 番地		
45	①災害拠点 病院等	○	008-14301	病院	茨城西南医療センター 病院	猿島郡 境町	2190		小計 45
46	②ライフライン 施設	○	008-20101	公益事業	NTT 赤塚電話交換セン ター	水戸市	石川 3-4131-1		
47	②ライフライン 施設	○	008-20102	公益事業	NTT 千波電話交換セン ター	水戸市	千波町 2319		
48	②ライフライン 施設		008-20103	公益事業	茨城放送下国井送信所	水戸市	下国井町 2340		
49	②ライフライン 施設		008-20104	公益事業	株式会社 NTT ドコモ 水戸ビル	水戸市	宮町 1-1-83		
50	②ライフライン 施設	○	008-20201	官公庁	日立市池の川処理場	日立市	東成沢町 2-16-1		
51	②ライフライン 施設	○	008-20202	官公庁	日立市清掃センター	日立市	宮田町 3414-4		
52	②ライフライン 施設		008-20203	官公庁	日立市河原子中継ポン プ場	日立市	河原子町 3-26		
53	②ライフライン 施設	○	008-20204	その他	日立・高萩広域下水道 伊師浄化センター	日立市	十王町伊師 2220		
54	②ライフライン 施設	○	008-20205	官公庁	茨城県流域下水道事務 所 日立ポンプ場	日立市	留町 2856-7		
55	②ライフライン 施設		008-20301	公益事業	茨城放送土浦送信所	土浦市	上高津 817-2		
56	②ライフライン 施設	○	008-20302	官公庁	流域下水道事務所 霞 ヶ浦浄化センター	土浦市	湖北 2-8-1		

57	②ライフライン施設		008-20401	官公庁	古河市思川浄水場	下都賀郡野木町	野木 2209		
58	②ライフライン施設		008-20501	官公庁	茨城県流域下水道事務所 石岡ポンプ場	石岡市	三村 2157		
59	②ライフライン施設		008-20502	官公庁	茨城県流域下水道事務所 石岡第2ポンプ場	石岡市	正上内 3-1		
60	②ライフライン施設		008-20503	官公庁	茨城県流域下水道事務所 石岡第3ポンプ場	石岡市	東田中 1624		
61	②ライフライン施設		008-20601	公益事業	NTT ドコモ結城無線中継所	結城市	結城 11493-1		
62	②ライフライン施設		008-20602	官公庁	結城下水浄化センター	結城市	中 1517		
63	②ライフライン施設	○	008-20801	官公庁	下妻市砂沼浄水場	下妻市	長塚乙 89-1		
64	②ライフライン施設	○	008-20802	官公庁	流域下水道事務所 きぬアクアステーション	下妻市	中居指 933-1		
65	②ライフライン施設		008-20803	官公庁	茨城県流域下水道事務所 下妻中継ポンプ場	下妻市	長塚1063		
66	②ライフライン施設		008-20804	官公庁	茨城県流域下水道事務所 千代川第1中継ポンプ場	下妻市	原100		
67	②ライフライン施設		008-20805	官公庁	茨城県流域下水道事務所 千代川第2中継ポンプ場	下妻市	皆葉 2226		
68	②ライフライン施設	○	008-20901	官公庁	茨城県企業局県西水道事務所水海道浄水場	常総市	大塚戸町 1956		
69	②ライフライン施設		008-20902	官公庁	茨城県企業局県西水道事務所東町取水場	常総市	東町 3		
70	②ライフライン施設	○	008-20903	官公庁	茨城県企業局県西水道事務所	筑西市	辻 2382		
71	②ライフライン施設		008-21001	官公庁	茨城県流域下水道事務所	常陸太	下河合町 1642		

	ン施設				所 常陸太田ポンプ場	田市			
72	②ライフライン施設	○	008-21201	官公庁	北茨城浄化センター	北茨城市	関南町神岡上 142-4		
73	②ライフライン施設		008-21202	官公庁	北茨城市磯原駅東排水 ポンプ場	北茨城市	磯原町本町 2-5-15		
74	②ライフライン施設		008-21203	官公庁	北茨城市磯原駅西排水 ポンプ場	北茨城市	磯原町磯原 2-39		
75	②ライフライン施設		008-21203	公益事業	株式会社 NTT ドコモ華 川無線中継所	北茨城市	華川町下津田 字冷ナメリ沢 1062-2 外		
76	②ライフライン施設		008-21204	公益事業	株式会社 NTT ドコモ楊 枝方衛星局	北茨城市	関本町富士ヶ丘 字楊枝方 2330,2332-1		
77	②ライフライン施設		008-21601	公益事業	東京ガス(株)つくば支 店	つくば市	研究学園 2-1-2		
78	②ライフライン施設		008-21602	官公庁	茨城県流域下水道事務 所 荃崎ポンプ場	つくば市	高崎 1033-1		
79	②ライフライン施設		008-21603	官公庁	茨城県流域下水道事務 所 大穂ポンプ場	つくば市	大砂 1142-4		
80	②ライフライン施設		008-21604	官公庁	茨城県流域下水道事務 所 谷田部第一ポンプ 場	つくば市	鬼ヶ窪 1047-87		
81	②ライフライン施設		008-21605	官公庁	茨城県流域下水道事務 所 谷田部第二ポンプ 場	つくば市	羽成 876		
82	②ライフライン施設		008-21606	官公庁	茨城県流域下水道事務 所 豊里ポンプ場	つくば市	今鹿島 2522-3		
83	②ライフライン施設		008-21701	官公庁	茨城県水産試験場漁業 無線局	ひたち なか市	新光町 51		
84	②ライフライン施設	○	008-21702	官公庁	流域下水道事務所 那 珂久慈浄化センター	ひたち なか市	長砂 163-8		
85	②ライフライン施設		008-21703	官公庁	茨城県流域下水道事務	ひたち	南神敷台 1		

	ン施設				所 那珂湊第 1 ポンプ場	なか市			
86	②ライフライン施設		008-21704	官公庁	茨城県流域下水道事務所 那珂湊第 2 ポンプ場	ひたちなか市	柳沢 1		
87	②ライフライン施設		008-21705	官公庁	茨城県流域下水道事務所 馬渡ポンプ場	ひたちなか市	馬渡 3960-1		
88	②ライフライン施設	○	008-21801	官公庁	鹿行水道事務所	鹿嶋市	宮中 3761-1		
89	②ライフライン施設	○	008-21901	官公庁	流域下水道事務所 潮来浄化センター	潮来市	日の出 8-28-1		
90	②ライフライン施設		008-21902	官公庁	茨城県流域下水道事務所 牛堀ポンプ場	潮来市	上戸 147-1		
91	②ライフライン施設		008-21903	官公庁	茨城県流域下水道事務所 辻ポンプ場	潮来市	辻 2257-2		
92	②ライフライン施設		008-22101	官公庁	茨城県流域下水道事務所 常陸大宮ポンプ場	常陸大宮市	下村田 1		
93	②ライフライン施設	○	008-22201	官公庁	中央水道事務所那珂川浄水場	那珂市	西木倉 1648		
94	②ライフライン施設		008-22202	官公庁	茨城県流域下水道事務所 戸河原ポンプ場	那珂市	戸 6773		
95	②ライフライン施設		008-22203	官公庁	茨城県流域下水道事務所 菅谷ポンプ場	那珂市	菅谷 3779		
96	②ライフライン施設		008-22204	官公庁	茨城県流域下水道事務所 那珂ポンプ場	那珂市	南酒出 708		
97	②ライフライン施設		008-22205	官公庁	茨城県流域下水道事務所 立石ポンプ場	那珂市	戸 1		
98	②ライフライン施設	○	008-22301	官公庁	流域下水道事務所 小貝川東部浄化センター	筑西市	中上野 2648		
99	②ライフライン施設		008-22302	官公庁	茨城県流域下水道事務所 関城中継ポンプ場	筑西市	犬塚 1		
100	②ライフライン施設		008-22303	官公庁	茨城県流域下水道事務所	筑西市	松原 1323-1		

	ン施設				所 明野中継ポンプ場				
101	②ライフライン施設		008-22401	官公庁	茨城県流域下水道事務所 猿島中継ポンプ場	筑西市	山1		
102	②ライフライン施設	○	008-22501	その他	利根川下流総合管理所	稲敷市	上之島 3112		
103	②ライフライン施設		008-22502	官公庁	茨城県流域下水道事務所 新利根ポンプ場	稲敷市	柴崎 98-30		
104	②ライフライン施設		008-22801	官公庁	茨城県鹿島下水道事務所 奥野谷中継ポンプ場	神栖市	東和田38-6		
105	②ライフライン施設		008-22802	官公庁	茨城県鹿島下水道事務所 溝口中継ポンプ場	神栖市	東深芝31		
106	②ライフライン施設		008-22803	官公庁	茨城県鹿島下水道事務所 知手中継ポンプ場	神栖市	知手3108		
107	②ライフライン施設		008-22901	官公庁	行方市次木配水場	行方市	玉造甲 3452-1		
108	②ライフライン施設		008-22902	官公庁	行方市新原浄水場	行方市	小高 1629-32		
109	②ライフライン施設		008-22903	官公庁	行方市泉配水場	行方市	次木 390-15		
110	②ライフライン施設		008-23101	公益事業	つくばエクスプレス総合基地	つくばみらい市	筒戸 3500		
111	②ライフライン施設		008-23201	官公庁	小美玉市小川浄水場	小美玉市	山野 1094-1		
112	②ライフライン施設		008-23202	官公庁	小美玉市美野里浄水場	小美玉市	中野谷 501-216		
113	②ライフライン施設		008-23203	官公庁	茨城県流域下水道事務所 玉里ポンプ場	小美玉市	上玉里 2971-1		
114	②ライフライン施設		008-23601	官公庁	茨城県流域下水道事務所 東海ポンプ場	東海村	照沼 1273-4		
115	②ライフライン施設		008-24001	官公庁	茨城県流域下水道事務所 河内第一ポンプ場	河内町	長竿 5622-1		

116	②ライフライン施設		008-24002	官公庁	茨城県流域下水道事務所 河内第二ポンプ場	河内町	生板 966-1		
117	②ライフライン施設	○	008-24301	官公庁	流域下水道事務所 さしまアクアステーション	猿島郡境町	2306-2		
118	②ライフライン施設		008-24302	官公庁	茨城県流域下水道事務所 境ポンプ場	猿島郡境町	永山664		
119	②ライフライン施設	○	008-24401	官公庁	流域下水道事務所 利根浄化センター	北相馬郡利根町	布川三番割		小計 74
120	③庁舎等	○	008-30101	官公庁	茨城県庁本庁舎	水戸市	笠原町 978-6		
121	③庁舎等	○	008-30102	その他	堀原運動公園	水戸市	新原 2-11-1		
122	③庁舎等	○	008-30103	警察	茨城県警察本部庁舎	水戸市	笠原町 978-6		
123	③庁舎等	○	008-30104	消防	水戸市消防局北消防署	水戸市	緑町 2-1-2		
124	③庁舎等		008-30105	警察	茨城県警察機動隊	水戸市	吉沢町 1010-1		
125	③庁舎等		008-30106	官公庁	茨城県水戸合同庁舎	水戸市	柵町 1-3-1		
126	③庁舎等		008-30107	その他	日本赤十字社茨城県支部庁舎	水戸市	小吹町 2551		
127	③庁舎等		008-30108	その他	茨城新聞社	水戸市	笠原町 978-25 茨城県開発公社ビル		
128	③庁舎等	○	008-30201	消防	日立市消防本部	日立市	神峰町 2-4-1		
129	③庁舎等		008-30202	官公庁	十王ダム管理事務所	日立市	十王町高原 9-1		
130	③庁舎等		008-30203	官公庁	水木交流センター	日立市	水木町 2-23-20	放射線防護施設・石油組合協議	
131	③庁舎等		008-30204	官公庁	日立市南部支所	日立市	久慈町 7-1-1	放射線防護施設・石油組合協議	
132	③庁舎等		008-30205	官公庁	大沼交流センター	日立市	東金沢町 5-7-1	放射線防護施設・石油組	

								合協議	
133	③庁舎等		008-30501	消防	石岡市消防本部庁舎	石岡市	石岡 1-2-18		
134	③庁舎等		008-30601	その他	結城市民情報センター	結城市	国府町 1-1-1		
135	③庁舎等	○	008-30801	官公庁	下妻市役所	下妻市	本城町 3-13		
136	③庁舎等		008-30901	消防	常総広域消防本部庁舎	常総市	水海道山田町 808		
137	③庁舎等		008-30902	消防	常総広域消防本部水海道消防署絹西出張所	常総市	菅生町 3129		
138	③庁舎等		008-30903	消防	常総広域消防本部水海道消防署北出張所	常総市	大生郷町 2631-1		
139	③庁舎等		008-31001	官公庁	茨城県常陸太田合同庁舎	常陸太田市	山下町 4119		
140	③庁舎等		008-31002	消防	常陸太田市消防本部庁舎	常陸太田市	山下町 1693		
141	③庁舎等		008-31003	官公庁	竜神ダム管理所	常陸太田市	下高倉町 2153		
142	③庁舎等		008-31101	消防	高萩市消防本部庁舎	高萩市	東本町 3-11		
143	③庁舎等		008-31102	官公庁	茨城県小山ダム管理事務所	高萩市	横川 1533-1		
144	③庁舎等		008-31103	官公庁	花貫ダム管理事務所	高萩市	秋山字板木 2989		
145	③庁舎等		008-31201	官公庁	北茨城市役所本庁舎	北茨城市	磯原町磯原 1630		
146	③庁舎等		008-31202	官公庁	水沼ダム管理事務所	北茨城市	華川町小豆畑 1586		
147	③庁舎等		008-31301	官公庁	飯田ダム管理所	笠間市	飯田字梨木平 1125-12		
148	③庁舎等	○	008-31401	官公庁	取手市本庁舎	取手市	寺田 5139		
149	③庁舎等		008-31402	消防	取手市消防本部櫛木消防署	取手市	櫛木 950-1		

150	③庁舎等	○	008-31601	官公庁	つくば市本庁舎	つくば市	研究学園 1-1-1		
151	③庁舎等		008-31602	警察	茨城県つくば警察署	つくば市	つくば市学園の森 3-50-1		
152	③庁舎等	○	008-31701	官公庁	原子力オフサイトセンター	ひたちなか市	西十三奉行 11601-12		
153	③庁舎等	○	008-31702	官公庁	ひたちなか市本庁舎	ひたちなか市	東石川 2-10-1		
154	③庁舎等		008-31703	官公庁	茨城県環境放射線監視センター	ひたちなか市	西十三奉行 11518-4		
155	③庁舎等		008-32001	消防	常総広域消防本部守谷消防署	守谷市	御所ヶ丘 4-1-2		
156	③庁舎等		008-32002	消防	常総広域消防本部守谷消防署南守谷出張所	守谷市	みずき野 1-16-1		
157	③庁舎等		008-32101	官公庁	常陸大宮市役所本庁舎	常陸大宮市	中富町 3135-6		
158	③庁舎等		008-32102	消防	常陸大宮市消防本部庁舎	常陸大宮市	姥賀町 621		
159	③庁舎等	○	008-32301	消防	筑西広域市町村圏事務組合消防本部	筑西市	直井 1076		
160	③庁舎等		008-32601	官公庁	かすみがうら市役所霞ヶ浦庁舎	かすみがうら市	大和田 562		
161	③庁舎等		008-32801	警察	茨城県神栖警察署	神栖市	木崎 1203-15		
162	③庁舎等		008-32901	官公庁	茨城県鹿行生涯学習センター・女性プラザ	行方市	宇崎 1389		
163	③庁舎等		008-33101	消防	つくばみらい市消防署谷和原出張所	つくばみらい市	加藤 507-2		
164	③庁舎等		008-33102	消防	つくばみらい市消防署東部出張所	つくばみらい市	台 628-4		
165	③庁舎等		008-33201	消防	小美玉市消防本部庁舎	小美玉市	小川 43-2		
166	③庁舎等		008-33202	消防	小美玉市玉里消防署	小美玉市	上玉里 2956-4		

167	③庁舎等		008-33203	消防	小美玉市美野里消防署	小美玉市	部室 1199-41		
168	③庁舎等	○	008-33301	警察	茨城県警察学校	茨城町	上石崎 4667-4		
169	③庁舎等		008-33302	消防	茨城町消防本部庁舎	茨城町	小堤 1736-5		
170	③庁舎等		008-33501	官公庁	藤井川ダム管理所	城里町	下古内 1831		
171	③庁舎等	○	008-33601	官公庁	東海村役場本庁舎	東海村	東海 3-7-1		
172	③庁舎等		008-33901	消防	稲敷広域消防本部阿見消防署	阿見町	若栗 3337		
173	③庁舎等	○	008-34101	官公庁	八千代町役場本庁舎	八千代町	菅谷 1170		小計 54
174	④その他		008-40201	介護・福祉	特別養護老人ホーム MAO	日立市	下土木内町字 荻町 545-1	放射線防護施設・石油組合協議	
175	④その他		008-40202	介護・福祉	特別養護老人ホーム成華園	日立市	久慈町 4-19-21	放射線防護施設・石油組合協議	
176	④その他		008-40203	介護・福祉	特別養護老人ホーム金沢弁天園	日立市	東金沢町 4-16-10	放射線防護施設・石油組合協議	
177	④その他		008-40204	病院	日立梅ヶ丘病院	日立市	大久保町 2109 番地 3	放射線防護施設・石油組合協議	
178	④その他		008-41001	介護・福祉	特別養護老人ホーム世矢の里	常陸太田市	亀作 481-1	放射線防護施設・石油組合協議	
179	④その他	○	008-41002	介護・福祉	障害者支援施設ピュア里川	常陸太田市	内田町大字亀田 3168	放射線防護施設・石油組合協議	
180	④その他		008-41701	介護・福祉	介護老人保健施設プロスペクトガーデンひたちなか	ひたちなか市	高野字柏野 2455-1	放射線防護施設・石油組合協議	

181	④その他	○	008-41702	介護・福祉	特別養護老人ホームサンフラワーひたちなか	ひたちなか市	長砂字久保 633-1	放射線防護施設・石油組合協議	
182	④その他	○	008-42201	介護・福祉	社会福祉法人 青燈会 特別養護老人ホームひばりヶ丘	那珂市	菅谷 528	放射線防護施設・石油組合協議	
183	④その他		008-43601	介護・福祉	特別養護老人ホームオークス東海	那珂郡東海村	船場 588-7	放射線防護施設・石油組合協議	
184	④その他		008-43603	介護・福祉	障がい者支援施設第二 幸の実園	那珂郡東海村	石神内 2382-1	放射線防護施設・石油組合協議	
185	④その他		008-43604	介護・福祉	東海村総合福祉センター	那珂郡東海村	村松 2005	放射線防護施設・石油組合協議	小計 13

施設 No.・・・「008(茨城県)-重要施設の区分(1桁)-所在市町村(2桁)-通し番号(2桁)」

3 地震及び気象に係る基礎データ

3 地震及び気象に係る基礎データ

3-1 気象庁震度階級関連解説表

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語意味	意 味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度 階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5 強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6 強	立っていることができず、はわなと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

●木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5 強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。 倒れるものもある。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

（注 1）木造建物（住宅）の耐震性により 2 つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注 2）この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

（注 3）木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

●鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

（注 1）鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注 2）鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

●地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱 5強	亀裂※ ¹ や液状化※ ² が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強 7	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※ ³ 。

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

●ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

●大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなないと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

3-2 茨城県地震被害想定調査の概要（平成30年12月）

1 趣旨等

平成10年に公表した被害想定から約20年が経過し、人口、建物分布、インフラの整備状況が変化したことを踏まえ、有識者で構成する「茨城県減災対策検討会議」（議長：林春男 防災科学技術研究所理事長）の指導・助言を得て、大規模地震により発生する被害の想定を行い、平成30年12月21日（金）に公表した。

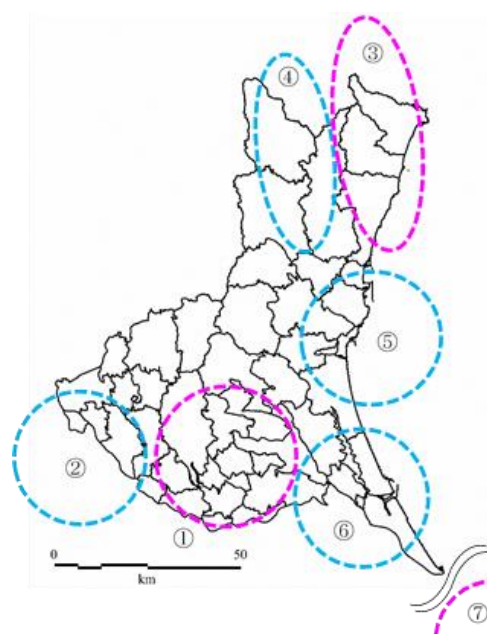
※ 「茨城県地震被害想定調査報告書（概要版）」、「茨城県地震被害想定調査詳細報告書」及び「地震から自分や大切な人のいのち、くらしを守るために」は、県防災・危機管理課ホームページの下記URLに掲載

(<http://www.pref.ibaraki.jp/bousaikiki/bousaikiki/bousai/higaisoutei/higaisoutei.html>)

2 想定地震

断層の分布状況や過去の地震被害を踏まえ、本県に大きな被害をもたらす7つの地震を設定した（特に被害が大きく特徴的な3地震（※）の想定結果概要は別紙のとおり。）。

No.	地震名	想定の観点
① ※	茨城県南部の地震	首都直下地震のうち、県南部に影響のある地震の被害
②	茨城・埼玉県境の地震	
③ ※	F1断層、北方陸域の断層、塩ノ平地震断層の連動による地震	県北部の断層による地震の被害（東海第二発電所に係る原子力規制委員会審査会合資料より）
④	棚倉破碎帯東縁断層、同西縁断層の連動による地震	
⑤	太平洋プレート内の地震（北部）	プレート内で発生する地震の被害
⑥	太平洋プレート内の地震（南部）	
⑦ ※	茨城県沖から房総半島沖にかけての地震	津波による被害



3 前回被害想定との比較

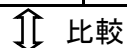
新たに、県北、県央、鹿行地域で発生する地震及び最大クラスの津波をもたらす地震を想定対象に加えた。

また、物資の需要量や災害廃棄物の発生量を想定項目に加えるとともに、被害の数量だけでなく、避難者数やライフラインの復旧などの時系列的な推移も想定した。

前回と今回の被害想定結果の比較については、別紙のとおり。

<別紙 被害想定の結果概要>

今回想定		① 茨城県南部の地震			③ F 1 断層、北方陸域の断層、塩ノ平地震断層の連動による地震			⑦ 茨城県沖から房総半島沖にかけての地震		
地震規模		Mw7.3			Mw7.1			Mw8.4		
最大震度		震 度 7	なし		震 度 7	日立市、高萩市、北茨城市		震 度 7	なし	
		震度6強	石岡市ほか 11 市		震度6強	常陸太田市		震度6強	龍ヶ崎市ほか 10 市町村	
		震度6弱	水戸市ほか 20 市町村		震度6弱	常陸大宮市、那珂市、東海村		震度6弱	水戸市ほか 24 市町村	
地震の特徴		震度6弱以上の揺れが県西地域の東側と県南地域に広がる。			日立市や高萩市、北茨城市で震度7となる地域もある強い地震。			震度5弱以上の揺れがほぼ全県に及ぶ。なかでも河川沿いや県南の地盤の弱い地域では、震度6弱や6強の揺れが想定される。		
被害の特徴		建物の全壊や焼失が県南や県西に広く及ぶ。冬の18時に発生した場合の火災被害が非常に大きい。			被害は県北の沿岸部に集中しているが7つの地震の中で揺れによる全壊・焼失棟数や死傷者数が最も多い。			沿岸部には津波による建物被害が発生し、内陸でも河川沿いや地盤の弱い地域で揺れや液状化による建物被害が多く発生する。		
被害の概要（全県）										
区分		冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時
建物被害	全壊・焼失	3、568 棟	3、320 棟	8、318 棟	11、393 棟	10、527 棟	13、275 棟	9、420 棟	9、413 棟	10、521 棟
	半壊	31、600 棟	31、600 棟	31、600 棟	20、544 棟	20、544 棟	20、544 棟	30、068 棟	30、068 棟	30、068 棟
人的被害	死者	173 人	88 人	139 人	724 人	327 人	629 人	96 人	49 人	74 人
	負傷者	4、361 人	2、685 人	3、445 人	4、506 人	3、230 人	3、627 人	2、260 人	1、504 人	1、762 人
	重傷者	313 人	241 人	335 人	836 人	521 人	660 人	212 人	165 人	195 人
ライフライン被害（直後）	電力（停電率）※ ¹	84%（8割以上の復旧まで3日間）			44%（8割以上の復旧まで1日間）			86%（8割以上の復旧まで3日間）		
	上水道（断水率）※ ²	86%（8割以上の復旧まで1週間）			44%（8割以上の復旧まで1日間）			87%（8割以上の復旧まで3日間）		
避難者（冬18時）	当日	141、251 人			90、963 人			166、685 人		
	1週間後	110、455 人			69、340 人			77、065 人		
	1ヶ月後	59、252 人			62、905 人			50、287 人		



※1 停電率とは、電灯軒数に対する停電軒数の割合を指す。
 ※2 断水率とは、給水人口に対する断水人口の割合を指す。

前回想定（H10公表）		茨城県南西部西側直下		
		冬深夜	夏12時	冬18時
建物被害		想定なし		91、321棟
人的被害	死者			391人
	負傷者			6、200人
避難者	当日			226、990人
	1週間後			
	1ヶ月後			

- ・ 前回想定で最大被害の地震と、それに対応する今回想定
の地震の被害を比較すると、被害は減少した。
- ・ 一方、今回想定で人的被害が最大となったのは、新たに
想定を行った、F1断層などの連動による地震であった。

3－3 特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報の種類		概 要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。

警報の種類		概 要
警報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。

注意報の種類		概 要
注意報	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるとときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるとときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等が発生するおそれがあるとときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるとときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるとときに発表される。

※ 地面現象注意報及び浸水注意報はその注意報事項を気象注意報に、地面現象警報はその警報事項を気象警報に、地面現象特別警報はその警報事項を気象特別警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、それぞれ含めて行われる。

地面現象特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表される。

3－4 特別警報・警報・注意報発表基準
特別警報発表基準

気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降水量となる大雨が予想される場合。	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

(注) 過去の災害事例に照らして、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などに関する客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて発表を判断します。

警報・注意報発表基準一覧表

(東京管区気象台管内) 令和5年6月8日現在

発表官署		水戸地方気象台				
府県予報区		茨城県				
一次細分区域		北部		南部		
市町村等をまとめた地域		県央地域	県北地域	鹿行地域	県南地域	県西地域
警	大雨	区域内の市町村で別表1の基準に到達することが予想される場合				
	洪水	区域内の市町村で別表2の基準に到達することが予想される場合				
報	暴風(平均風速)	陸上 20m/s, 海上 25m/s		陸上 20m/s, 海上 25m/s	20m/s	
	暴風雪(平均風速)	陸上 20m/s 雪を伴う, 海上 25m/s 雪を伴う		陸上 20m/s 雪を伴う, 海上 25m/s 雪を伴う	20m/s 雪を伴う	
	大雪	12時間降雪の深さ10cm				
	波浪(有義波高)	6.0m		6.0m		
	高潮	区域内の市町村で別表5の基準に到達することが予想される場合				
	大雨	区域内の市町村で別表3の基準に到達することが予想される場合				
注	洪水	区域内の市町村で別表4の基準に到達することが予想される場合				
	強風(平均風速)	陸上 12m/s, 海上 15m/s		陸上 12m/s, 海上 15m/s	12m/s	
意	風雪(平均風速)	陸上 12m/s 雪を伴う, 海上 15m/s 雪を伴う		陸上 12m/s 雪を伴う, 海上 15m/s 雪を伴う	12m/s 雪を伴う	
	大雪	12時間降雪の深さ5cm				
	波浪(有義波高)	2.5m		2.5m		
	高潮	区域内の市町村で別表5の基準に到達することが予想される場合				
	雷	落雷等により被害が予想される場合				
	融雪					
報	濃霧(視程)	陸上 100m, 海上 500m		陸上 100m, 海上 500m	100m	
	乾燥	最小湿度40%で、実効湿度60%＊ ¹				
	なだれ					
	低温	夏期:最低気温15℃以下が2日以上継続 冬期:最低気温-7℃以下				
	霜	早霜・晩霜期に最低気温3℃以下				
	着氷・着雪	著しい着氷(雪)が予想される場合				
	記録的短時間大雨情報(1時間雨量)	100mm				

^{*1} 湿度は水戸地方気象台の値。

大雨、洪水及び高潮警報・注意報基準表（別表１～５）の解説

- (1) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を設定していないもの、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合、高潮警報・注意報で現象が発現せず基準を設定していない市町村等については、その欄を“－”で示している。
- (2) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表する。
- (3) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。ただし、暫定基準を設定する際に市町村等の一部地域のみ通常より低い基準で運用する場合がある。この場合、別表１及び３の表面雨量指数基準には市町村等の域内における基準の最低値を示している。
- (4) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は 1km 四方毎に設定しているが、別表１及び３の土壌雨量指数基準には市町村等の域内における基準の最低値を示している。
1km 四方毎の基準値については (https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_shisu.html) を参照。
- (5) 洪水の欄中、「〇〇川流域=10.5」は、「〇〇川流域の流域雨量指数 10.5 以上」を意味する。
- (6) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、別表２及び４の流域雨量指数基準には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。
主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は (https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_kouzui.html) を参照。
- (7) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。
その他の地点の基準値は (https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_kouzui.html) を参照。
- (8) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川 [△△]」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。
- (9) 高潮警報・注意報の基準の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いる。

<参考>

土壌雨量指数： 土壌雨量指数は、降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。

詳細は土壌雨量指数の説明 (<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/dojoshisu.html>) を参照。

流域雨量指数： 流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。

詳細は流域雨量指数の説明 (<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/ryuikishisu.html>) を参照。

表面雨量指数： 表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。

詳細は表面雨量指数の説明 (<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/hyomenshisu.html>) を参照。

(別表1)大雨警報基準

令和4年5月26日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
県央地域	水戸市	15	130
	笠間市	16	102
	小美玉市	19	121
	茨城町	19	128
	大洗町	19	139
	城里町	16	102
県北地域	日立市	17	108
	常陸太田市	23	104
	高萩市	20	116
	北茨城市	22	128
	ひたちなか市	19	137
	常陸大宮市	20	104
	那珂市	20	116
	東海村	20	137
	大子町	23	104
鹿行地域	鹿嶋市	19	135
	潮来市	20	133
	神栖市	21	141
	行方市	18	122
	銚田市	18	128
県南地域	土浦市	17	120
	石岡市	17	106
	龍ヶ崎市	19	121
	取手市	14	120
	牛久市	20	116
	つくば市	20	116
	守谷市	20	129
	稲敷市	19	122
	かすみがうら市	20	120
	つくばみらい市	20	116
	美浦村	16	120
	阿見町	20	120
	河内町	17	—
	利根町	20	124
県西地域	古河市	18	143
	結城市	24	143
	下妻市	23	145
	常総市	23	147
	筑西市	21	139
	坂東市	23	157
	桜川市	21	122
	八千代町	23	—
	五霞町	24	—
	境町	25	—

(別表2) 洪水警報基準

令和6年5月23日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準※1	指定河川洪水予報による基準
県央地域	水戸市	澗沼川流域=25.9、桜川流域=17.3、 境川流域=7.1、田野川流域=6.4、 藤井川流域=20.3、石川川流域=5.5、 澗沼前川流域=13、沢渡川流域=8.9、 西田川流域=7.4	那珂川流域= (6, 39.2)	那珂川〔野口・水府橋〕
	笠間市	澗沼川流域=21.3	澗沼川流域= (6, 19.1)	—
	小美玉市	巴川流域=10.6、園部川流域=16.1	—	霞ヶ浦・北浦〔出島〕
	茨城町	澗沼川流域=23.7、澗沼前川流域=13.2	—	那珂川〔水府橋〕
	大洗町	澗沼川流域=32.7	—	那珂川〔水府橋〕
	城里町	藤井川流域=18.2	—	那珂川〔野口〕
県北地域	日立市	茂宮川流域=12、小石川流域=9.9、 十王川流域=15	—	久慈川〔富岡・榊橋〕
	常陸太田市	茂宮川流域=11.7、里川流域=30.6、 山田川流域=19.6、浅川流域=13.3、 源氏川流域=10.3、亀作川流域=4.5	山田川流域= (7, 18.3)	久慈川〔富岡・榊橋〕
	高萩市	関根川流域=15.8、花貫川流域=19.8	—	—
	北茨城市	里根川流域=12.3、江戸上川流域=8.2、 大北川流域=26.3、塩田川流域=10.4、 花園川流域=19.1、関山川流域=3.9	里根川流域= (16, 11)	—
	ひたちなか市	中丸川流域=7.9	那珂川流域= (5, 38.4)	那珂川〔野口・水府橋〕
	常陸大宮市	緒川流域=17.3、小田野川流域=5	久慈川流域= (8, 38.5)、 那珂川流域= (8, 57)、 緒川流域= (8, 15.5)	久慈川〔富岡〕、 那珂川〔小口・野口〕
	那珂市	早戸川流域=10.7	—	久慈川〔富岡・榊橋〕、 那珂川〔野口・水府橋〕
	東海村	新川流域=11.2	—	久慈川〔富岡・榊橋〕
	大子町	久慈川流域=44.3、押川流域=17.5、 八溝川流域=17.7、中郷川流域=5.9、 初原川流域=9.4	久慈川流域= (7, 39.8)、 押川流域= (8, 15.7)、 八溝川流域= (8, 17.7)	—
	鹿嶋市		—	霞ヶ浦・北浦〔白浜〕
鹿行地域	潮来市	前川流域=14.5、夜越川流域=12.8	—	霞ヶ浦・北浦〔出島・白浜〕、 利根川下流部〔横利根〕
	神栖市		利根川流域= (6, 93.9)	霞ヶ浦・北浦〔出島・白浜〕、 利根川下流部〔横利根〕
	行方市	蔵川流域=10.9、山田川流域=12.2、 城下川流域=7.5、梶無川流域=14.1	—	霞ヶ浦・北浦〔出島・白浜〕
	鉾田市	大谷川流域=11.7、巴川流域=18、 鉾田川流域=13.3、長茂川流域=5.7	—	霞ヶ浦・北浦〔白浜〕

(別表2) 洪水警報基準

令和6年5月23日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準※1	指定河川洪水予報による基準
県南地域	土浦市	乙戸川流域=6、新川流域=7.3、 桜川流域=32.4	—	霞ヶ浦・北浦〔出島〕、 利根川水系桜川〔桜橋（田土部）〕
	石岡市	恋瀬川流域=19.3、川又川流域=6.6、 小川流域=6.4	恋瀬川流域=（13、17.9）	霞ヶ浦・北浦〔出島〕
	龍ヶ崎市	小野川流域=22.1、谷田川流域=21.8	—	霞ヶ浦・北浦〔出島〕、 小貝川〔小貝川水海道〕、 利根川下流部〔横利根〕、 利根川中流部〔押付〕
	取手市	相野谷川流域=5.7、北浦川流域=7.8、 西浦川流域=4.3	利根川流域=（5、93.9）	小貝川〔小貝川水海道〕、 利根川中流部〔芽吹橋・取手・押付〕
	牛久市	小野川流域=12、乙戸川流域=12	—	—
	つくば市	小野川流域=5.7、桜川流域=30.4、 谷田川流域=14.4、西谷田川流域=13.8	—	小貝川〔黒子・上郷〕、 利根川水系桜川〔桜橋（田土部）〕
	守谷市		—	小貝川〔小貝川水海道〕、 鬼怒川〔鬼怒川水海道〕、 利根川中流部〔芽吹橋〕
	稲敷市	横利根川流域=9.2、小野川流域=24.6	—	霞ヶ浦・北浦〔出島〕、 利根川下流部〔横利根〕
	かすみがうら市	恋瀬川流域=22、天ノ川流域=15.5、 一の瀬川流域=10.5	—	霞ヶ浦・北浦〔出島〕
	つくばみらい市	西谷田川流域=13.5、中通川流域=9.4	鬼怒川流域=（7、77.7）	小貝川〔上郷・小貝川水海道〕、 鬼怒川〔鬼怒川水海道〕
	美浦村	高橋川流域=6.8	—	霞ヶ浦・北浦〔出島〕
	阿見町	乙戸川流域=9.1、清明川流域=9.8	—	霞ヶ浦・北浦〔出島〕、 利根川水系桜川〔桜橋（田土部）〕
	河内町		—	霞ヶ浦・北浦〔出島〕、 利根川下流部〔横利根〕、 利根川中流部〔押付〕
	利根町	新利根川流域=3.4	—	霞ヶ浦・北浦〔出島〕、 利根川下流部〔横利根〕、 利根川中流部〔押付〕
県西地域	古河市	飯沼川流域=4.5、宮戸川流域=9.5、 女沼川流域=7.8、向堀川流域=8.4、 西仁連川流域=16.4	—	鬼怒川〔川島〕、 思川〔保橋・観晃橋〕、 利根川上流部〔栗橋〕、 渡良瀬川下流部〔古河・乙女〕
	結城市	山川流域=8.1、田川流域=13.1、 西仁連川流域=15.7	鬼怒川流域=（8、71）、 田川流域=（8、13）	鬼怒川〔石井（右）・川島〕、 田川〔東橋・明治橋〕
	下妻市	糸線川流域=8.2、八間堀川流域=6.7、 北台川流域=4.5	鬼怒川流域=（8、77.9）	小貝川〔黒子・上郷〕、 鬼怒川〔川島〕
	常総市	飯沼川流域=8.8、八間堀川流域=6.9、 将門川流域=4.9、東仁連川流域=11.4	鬼怒川流域=（8、77.5）	小貝川〔黒子・上郷・小貝川水海道〕、 鬼怒川〔川島・鬼怒川水海道〕、 利根川中流部〔芽吹橋〕
	筑西市	観音川流域=11.9、大谷川流域=12.2、 五行川流域=24.8	小貝川流域=（9、35）、 鬼怒川流域=（9、78.1）	小貝川〔三谷・黒子〕、 鬼怒川〔石井（右）・川島〕、 五行川〔妹内橋〕
	坂東市	飯沼川流域=19.7、西仁連川流域=17.6、 江川流域=8.3、矢作川流域=6.2	西仁連川流域=（9、15.8）、 江川流域=（9、7.4）、 矢作川流域=（9、5.3）	鬼怒川〔鬼怒川水海道〕、 利根川中流部〔芽吹橋〕
	桜川市	桜川流域=19.6、山口川流域=6.2	桜川流域=（9、17.6）	—
	八千代町	山川流域=9.3、東仁連川流域=4.2、 飯沼川流域=7.8	—	鬼怒川〔川島〕
	五霞町		—	利根川上流部〔栗橋〕、 江戸川〔西関宿〕
	境町	宮戸川流域=14.9、染谷川流域=4.9、 鵜戸川流域=9.6	染谷川流域=（10、3.7）	利根川上流部〔栗橋〕、 利根川中流部〔芽吹橋〕、 渡良瀬川下流部〔古河・乙女〕

(別表3)大雨注意報基準

令和5年6月8日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
関東地域	水戸市	8	69
	笠間市	8	70
	小栗玉市	8	83
	筑城町	7	88
	大流町	9	95
	城里町	7	70
関東地域	日立市	9	74
	常陸太田市	9	71
	高萩市	10	80
	北茨城市	10	88
	ひたちなか市	7	94
	常陸大宮市	10	71
	鹿嶋市	9	80
	東海村	7	94
	大子町	9	71
関東地域	鹿嶋市	11	93
	葛原市	11	91
	神栖市	8	97
	行方市	9	84
	鉢形市	9	88
関東地域	土浦市	11	82
	石岡市	9	73
	龍ヶ崎市	7	83
	取手市	6	82
	牛久市	11	80
	つくば市	9	80
	守谷市	8	89
	稲敷市	11	84
	かすみがうら市	10	82
	つくばみらい市	9	80
	奥土浦村	11	82
	阿見町	9	82
	河内町	11	97
	利根町	10	85
関東地域	古河市	9	98
	結城市	10	98
	下妻市	11	105
	常総市	10	101
	筑西市	12	95
	坂東市	12	108
	桜川市	12	84
	八千代町	7	111
	五霞町	10	111
	坂町	13	111

(別表4) 洪水注意報基準

令和6年5月23日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準※1	指定河川洪水予報による基準
県央地域	水戸市	澗沼川流域=20.7、桜川流域=8.9、 境川流域=5.6、田野川流域=4.8、 藤井川流域=11.1、石川川流域=4.4、 澗沼前川流域=10.4、沢渡川流域=7.1、 西田川流域=5.9	那珂川流域= (5, 35.3)、 澗沼川流域= (5, 20.7)、 桜川流域= (5, 8.8)、 境川流域= (5, 5.6)、 藤井川流域= (6, 8.9)、 石川川流域= (5, 3.9)、 澗沼前川流域= (7, 9.5)、 沢渡川流域= (5, 7.1)	那珂川〔野口・水府橋〕
	笠間市	澗沼川流域=17	澗沼川流域= (6, 13.6)	—
	小美玉市	巴川流域=8.4、園部川流域=10.7	巴川流域= (5, 8.4)	霞ヶ浦・北浦〔出島〕
	茨城町	澗沼川流域=18.9、澗沼前川流域=10.5	澗沼川流域= (5, 13.7)	—
	大洗町	澗沼川流域=26.1	澗沼川流域= (7, 20.9)	那珂川〔水府橋〕
	城里町	藤井川流域=14.5	那珂川流域= (7, 66.2)、 藤井川流域= (5, 14.5)	那珂川〔野口〕
県北地域	日立市	茂宮川流域=9.6、小石川流域=7.9、 十王川流域=11.6	小石川流域= (5, 7.9)、 十王川流域= (5, 11.6)	久慈川〔榊橋〕
	常陸太田市	茂宮川流域=9.3、里川流域=24.4、 山田川流域=15.6、浅川流域=10.6、 源氏川流域=8.2、亀作川流域=3.6	里川流域= (7, 16.6)、 山田川流域= (5, 15.6)、 浅川流域= (7, 8.5)、 亀作川流域= (5, 3.4)	久慈川〔富岡・榊橋〕
	高萩市	関根川流域=12.6、花貫川流域=15	花貫川流域= (8, 12)	—
	北茨城市	里根川流域=9.8、江戸上川流域=5.1、 大北川流域=21、塩田川流域=8.3、 花園川流域=10.7、関山川流域=3.1	里根川流域= (5, 9.1)、 江戸上川流域= (5, 5.1)、 花園川流域= (7, 10.7)	—
	ひたちなか市	中丸川流域=6.3	那珂川流域= (5, 34.6)、 中丸川流域= (5, 5.9)	那珂川〔水府橋〕
	常陸大宮市	緒川流域=13.8、小田野川流域=3.7	久慈川流域= (7, 34.7)、 那珂川流域= (5, 50.7)、 緒川流域= (8, 13.8)、 小田野川流域= (7, 3.1)	久慈川〔富岡〕、 那珂川〔小口・野口〕
	那珂市	早戸川流域=8.5	那珂川流域= (5, 46.5)、 早戸川流域= (5, 8.3)	久慈川〔富岡・榊橋〕、 那珂川〔野口〕
	東海村	新川流域=8.9	新川流域= (5, 8.9)	久慈川〔榊橋〕
	大子町	久慈川流域=35.4、押川流域=14、 八溝川流域=14.1、中郷川流域=4.7、 初原川流域=7.5	久慈川流域= (7, 35.4)、 押川流域= (8, 14)、 八溝川流域= (5, 14.1)、 初原川流域= (7, 6)	—
	鹿嶋市		—	霞ヶ浦・北浦〔白浜〕
鹿行地域	潮来市	前川流域=8.7、夜越川流域=10.2	前川流域= (5, 4.7)	霞ヶ浦・北浦〔出島・白浜〕
	神栖市		利根川流域= (5, 79.6)	霞ヶ浦・北浦〔白浜〕、 利根川下流部〔横利根〕
	行方市	蔵川流域=8.7、山田川流域=9.7、 城下川流域=6、梶無川流域=11.2	山田川流域= (5, 9.7)、 城下川流域= (5, 6)	霞ヶ浦・北浦〔出島・白浜〕
	鉾田市	大谷川流域=9.3、巴川流域=13.3、 鉾田川流域=10.6、長茂川流域=4.6	巴川流域= (7, 9.8)、 鉾田川流域= (5, 10.6)	霞ヶ浦・北浦〔白浜〕

(別表4) 洪水注意報基準

令和6年5月23日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 ^{*1}	指定河川洪水予報による基準
県南地域	土浦市	乙戸川流域=4.8, 新川流域=5.8, 桜川流域=25.9	乙戸川流域= (5, 3.5), 桜川流域= (9, 25.3)	霞ヶ浦・北浦〔出島〕, 利根川水系桜川〔桜橋〔田土部〕〕
	石岡市	恋瀬川流域=15.4, 川又川流域=5.2, 小川流域=5.1	恋瀬川流域= (5, 15.4)	霞ヶ浦・北浦〔出島〕
	龍ヶ崎市	小野川流域=17.6, 谷田川流域=17.4	—	小貝川〔小貝川水海道〕, 利根川中流部〔押付〕
	取手市	相野谷川流域=4.6, 北浦川流域=6.2, 西浦川流域=3.5	利根川流域= (5, 84.5), 相野谷川流域= (5, 4.5), 北浦川流域= (5, 6.2)	小貝川〔小貝川水海道〕, 利根川中流部〔芽吹橋・取手・押付〕
	牛久市	小野川流域=9.6, 乙戸川流域=9.6	—	—
	つくば市	小野川流域=4.6, 桜川流域=24.3, 谷田川流域=11.5, 西谷田川流域=11	桜川流域= (5, 24.3), 谷田川流域= (5, 11.5), 西谷田川流域= (7, 11)	小貝川〔黒子・上郷〕, 利根川水系桜川〔桜橋〔田土部〕〕
	守谷市		利根川流域= (6, 108.2)	小貝川〔小貝川水海道〕, 鬼怒川〔鬼怒川水海道〕, 利根川中流部〔芽吹橋〕
	稲敷市	横利根川流域=7.3, 小野川流域=19.6	小野川流域= (5, 10.4)	霞ヶ浦・北浦〔出島〕, 利根川下流部〔横利根〕
	かすみがうら市	恋瀬川流域=17.6, 天ノ川流域=12.4, 一の瀬川流域=8.4	天ノ川流域= (8, 9.9)	霞ヶ浦・北浦〔出島〕
	つくばみらい市	西谷田川流域=10.8, 中通川流域=7.5	鬼怒川流域= (5, 44.9)	小貝川〔上郷・小貝川水海道〕, 鬼怒川〔鬼怒川水海道〕
	美浦村	高橋川流域=5.4	—	霞ヶ浦・北浦〔出島〕
	阿見町	乙戸川流域=7.2, 清明川流域=7.8	乙戸川流域= (5, 7.2)	霞ヶ浦・北浦〔出島〕
	河内町		—	利根川下流部〔横利根〕
	利根町	新利根川流域=2.6	—	利根川中流部〔押付〕
県西地域	古河市	飯沼川流域=3.7, 宮戸川流域=7.6, 女沼川流域=4.8, 向堀川流域=4.7, 西仁連川流域=13.1	飯沼川流域= (5, 3.6), 宮戸川流域= (5, 7.6), 女沼川流域= (7, 3.5), 向堀川流域= (5, 3.6), 西仁連川流域= (5, 11.9)	利根川上流部〔栗橋〕, 渡良瀬川下流部〔古河〕
	結城市	山川流域=6.4, 田川流域=10.4, 西仁連川流域=12.5	鬼怒川流域= (7, 40.1), 田川流域= (8, 10.4)	鬼怒川〔川島〕
	下妻市	糸織川流域=6.5, 八間堀川流域=5.3, 北台川流域=3.7	小貝川流域= (7, 31.2), 鬼怒川流域= (5, 32)	小貝川〔黒子〕, 鬼怒川〔川島〕
	常総市	飯沼川流域=7, 八間堀川流域=5.5, 将門川流域=3.9, 東仁連川流域=9.1	利根川流域= (5, 127.3), 鬼怒川流域= (5, 63.9)	小貝川〔上郷・小貝川水海道〕, 鬼怒川〔川島・鬼怒川水海道〕, 利根川中流部〔芽吹橋〕
	筑西市	観音川流域=9.5, 大谷川流域=9.7, 五行川流域=19.8	小貝川流域= (9, 24.9), 鬼怒川流域= (6, 62.8)	小貝川〔三谷・黒子〕, 鬼怒川〔川島〕
	坂東市	飯沼川流域=15.7, 西仁連川流域=14, 江川流域=6.6, 矢作川流域=4.9	西仁連川流域= (6, 14), 江川流域= (9, 5.3), 矢作川流域= (6, 4.8)	利根川中流部〔芽吹橋〕
	桜川市	桜川流域=15.6, 山口川流域=4.9	桜川流域= (9, 15.6)	—
	八千代町	山川流域=7.4, 東仁連川流域=3.3, 飯沼川流域=6.2	鬼怒川流域= (5, 69.7), 東仁連川流域= (5, 3.3), 飯沼川流域= (6, 5)	鬼怒川〔川島〕
	五霞町		—	利根川上流部〔栗橋〕, 江戸川〔西関宿〕
	境町	宮戸川流域=11.9, 染谷川流域=3.9, 鵜戸川流域=7.6	宮戸川流域= (10, 9.5), 染谷川流域= (6, 3.3), 鵜戸川流域= (6, 7.6)	利根川上流部〔栗橋〕, 利根川中流部〔芽吹橋〕

^{*1} (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

(別表 5) 高潮警報・注意報基準 (通常基準)

令和 5 年 6 月 8 日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	潮位	
		警報	注意報
県央地域	水戸市	—	—
	笠間市	—	—
	小美玉市	—	—
	茨城町	—	—
	大洗町	1. 4m	0. 9m
	城里町	—	—
県北地域	日立市	1. 5m	1. 0m
	常陸太田市	—	—
	高萩市	1. 5m	1. 0m
	北茨城市	1. 5m	1. 0m
	ひたちなか市	1. 5m	1. 0m
	常陸大宮市	—	—
	那珂市	—	—
	東海村	1. 5m	1. 0m
	大子町	—	—
鹿行地域	鹿嶋市	1. 5m	1. 0m
	潮来市	—	—
	神栖市	1. 5m	1. 0m
	行方市	—	—
	銚田市	1. 5m	1. 0m
県南地域	土浦市	—	—
	石岡市	—	—
	龍ヶ崎市	—	—
	取手市	—	—
	牛久市	—	—
	つくば市	—	—
	守谷市	—	—
	稲敷市	—	—
	かすみがうら市	—	—
	つくばみらい市	—	—
	美浦村	—	—
	阿見町	—	—
	河内町	—	—
	利根町	—	—
県西地域	古河市	—	—
	結城市	—	—
	下妻市	—	—
	常総市	—	—
	筑西市	—	—
	坂東市	—	—
	桜川市	—	—
	八千代町	—	—
	五霞町	—	—
	境町	—	—

(別表5) 高潮警報・注意報基準(暫定基準)

令和5年6月8日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	潮位	
		警報	注意報
県央地域	水戸市	—	—
	笠間市	—	—
	小美玉市	—	—
	茨城町	—	—
	大洗町	1.2m	0.7m
	城里町	—	—
県北地域	日立市	1.5m	1.0m
	常陸太田市	—	—
	高萩市	1.5m	1.0m
	北茨城市	1.5m	1.0m
	ひたちなか市	1.5m	1.0m
	常陸大宮市	—	—
	那珂市	—	—
	東海村	1.5m	1.0m
	大子町	—	—
鹿行地域	鹿嶋市	1.5m	1.0m
	潮来市	—	—
	神栖市	1.5m	1.0m
	行方市	—	—
	銚田市	1.5m	1.0m
県南地域	土浦市	—	—
	石岡市	—	—
	龍ヶ崎市	—	—
	取手市	—	—
	牛久市	—	—
	つくば市	—	—
	守谷市	—	—
	稲敷市	—	—
	かすみがうら市	—	—
	つくばみらい市	—	—
	美浦村	—	—
	阿見町	—	—
	河内町	—	—
	利根町	—	—
県西地域	古河市	—	—
	結城市	—	—
	下妻市	—	—
	常総市	—	—
	筑西市	—	—
	坂東市	—	—
	桜川市	—	—
	八千代町	—	—
	五霞町	—	—
	境町	—	—

「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」に伴い、通常より引き下げた暫定基準を適用しています。(大洗町)
 令和4年5月26日 東北地方太平洋沖地震による震災被害後、復旧・復興工事が完了した自治体について新たな基準値を設定しました。
 (高萩市、日立市、ひたちなか市、東海村、銚田市、鹿嶋市、神栖市)
 令和5年6月8日 東北地方太平洋沖地震による震災被害後、復旧・復興工事が完了した自治体について新たな基準値を設定しました。
 (北茨城市)

茨城県の細分区域



注) 大雨や洪水などの警報が発表された場合、テレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いられる場合がある。